

武蔵野市
国土強靱化地域計画
(案)

令和4年2月

武蔵野市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	4
4 市域の概況.....	5
5 近年の災害による被害	7
第2章 強靱化の基本的な考え方	13
1 対象とする災害	13
2 基本目標.....	20
3 事前に備えるべき目標	20
4 計画の推進.....	20
第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	21
1 脆弱性評価の考え方	21
2 リスクシナリオの設定	21
3 施策分野の設定	23
4 脆弱性評価結果	23
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	24
1 人命の保護が最大限図られる	24
2 発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる	42
3 発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	76
4 発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	79
5 発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	82
6 発生後であっても、生活経済活動に必要な最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る	87
7 制御不能な二次災害を発生させない	91
8 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する.....	94
別表1 脆弱性評価結果.....	98
1 人命の保護が最大限図られる	98
2 発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる	111
3 発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	132
4 発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	134
5 発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	137
6 発生後であっても、生活経済活動に必要な最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る	142

7 制御不能な二次災害を発生させない	146
8 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する.....	149
別表2 施策一覧	153
1 健康・福祉	153
2 子ども・教育	154
3 平和・文化・市民生活.....	154
4 緑・環境	158
5 都市基盤.....	159
6 行財政.....	160

第 1 章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

近年、東日本大震災をはじめとする大規模な地震や大型の台風、集中豪雨等による甚大な被害が全国各地で発生している。これらの災害では、従前から実施してきたハード対策の対応力を上回ることもしばしば起きており、今後はハード対策のみならず様々なソフト対策をあわせて進めることで、効果的に被害を軽減させることが求められている。

このような中、国は東日本大震災を契機に、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を、総合的かつ計画的に実施することが重要であるとし、平成 25 年 12 月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を施行し、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。その後、平成 30 年 12 月に、基本計画の策定から約 5 年が経過したことや平成 28 年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行っている。

基本法では、都道府県または市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下、「国土強靱化地域計画」という。）を定めることができると規定されており、都においても、自然災害から都民や首都機能を守るため、防災上の弱点を明らかにし、その克服に向けた事業を推進するための指針として「東京都国土強靱化地域計画」を策定している。

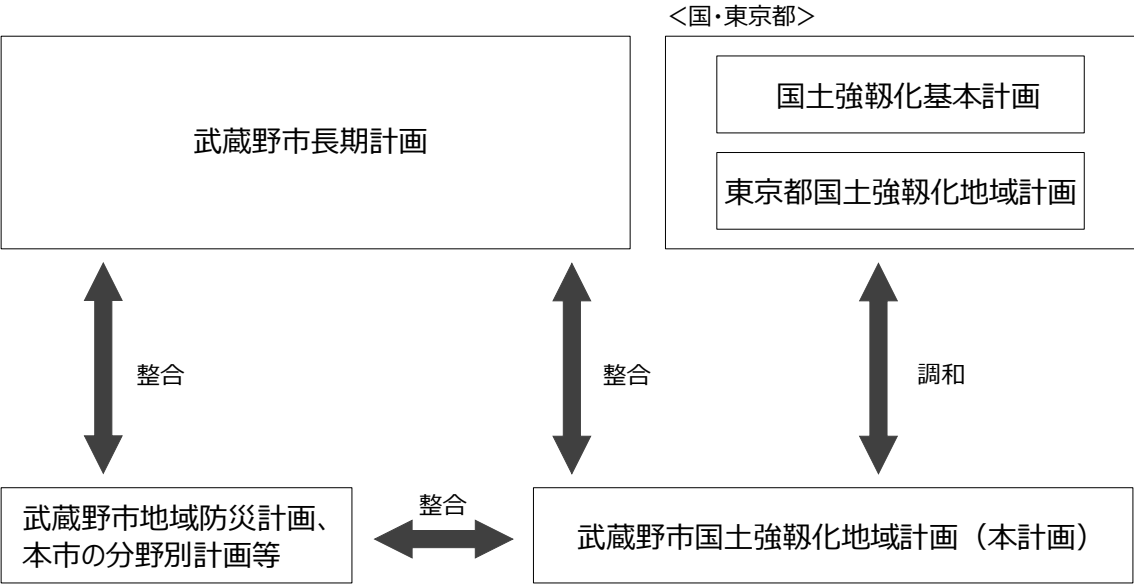
武蔵野市（以下、「本市」という。）においても、これまで「武蔵野市地域防災計画」をはじめとする個別計画を「武蔵野市長期計画」のもとで統合し、分野を超えた総合的な視点から災害対策を進めてきた。このような社会情勢を踏まえ、自然災害から市民の生命・財産を守り、都市機能不全を起こさず速やかに回復する社会の整備が急務となっている。

こうした認識のもと、本市において事前防災及び減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「武蔵野市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画であり、基本計画及び東京都国土強靱化地域計画との調和のもと、本市の最上位計画である長期計画の他、地域防災計画をはじめとする各分野別個別計画等と整合を図りながら策定する。

■ 武蔵野市強靱化地域計画の位置づけ



■ 地域防災計画との関係

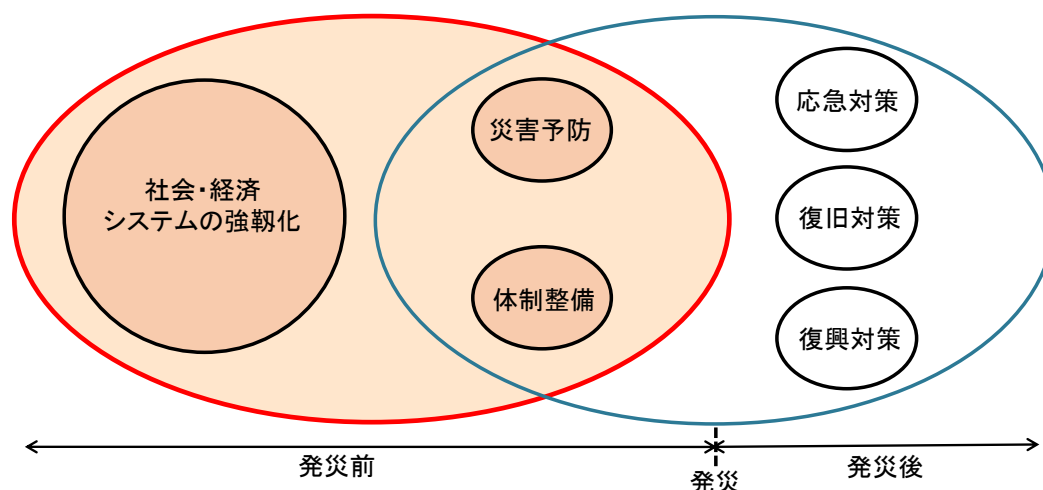
武蔵野市地域防災計画は、あらゆる災害リスクに対して、予防・応急・復旧というフェーズごとの対策を取りまとめたものとなっている。

一方、本計画はあらゆる災害リスクに対する発災前の対策を対象とし、様々な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避け、いかなる時でも最適な対応ができるよう、強靱な行政機能、地域社会、地域経済を平時から作り上げるための方向性、内容を取りまとめたものである。

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の性質	強靱なまちづくりのための指針を示す計画（平時における施策を位置付ける）	主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組など、総合的な防災対策を取りまとめた計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般に対して計画を検討	災害の種類ごとに計画を検討
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—

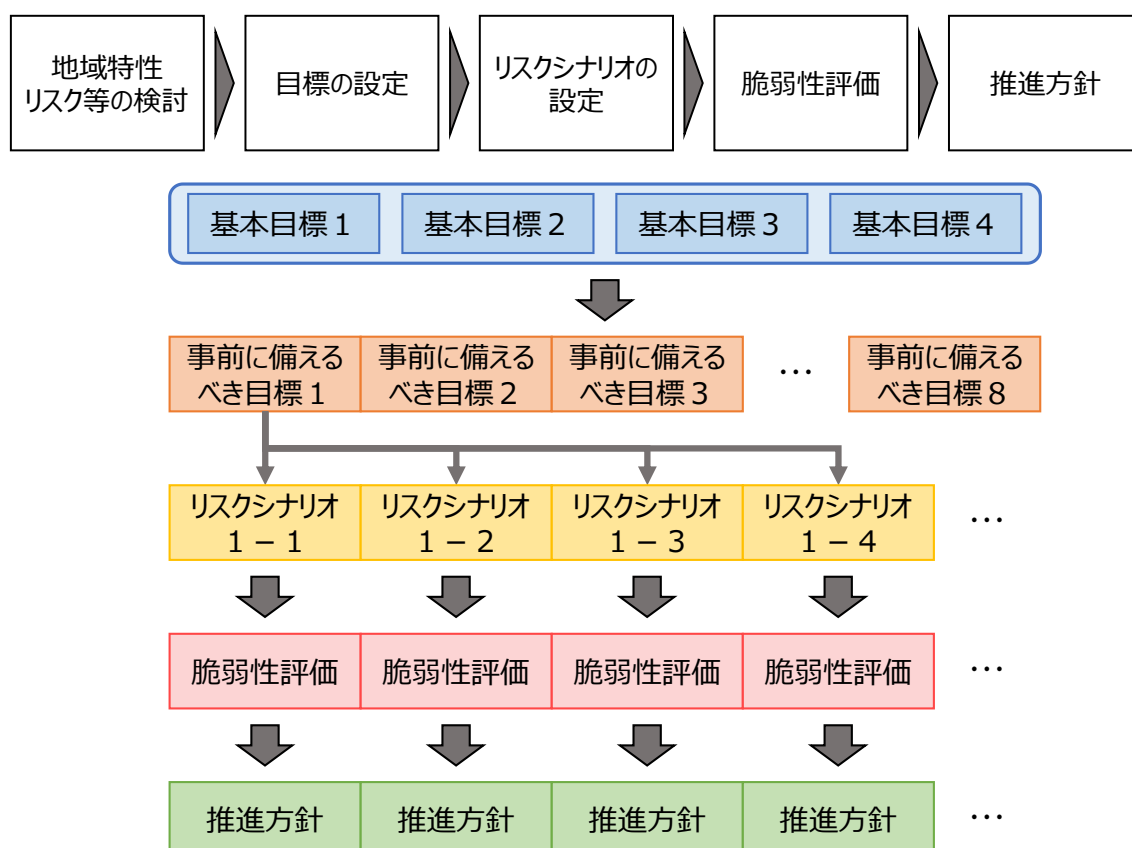
【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】



■ 本計画の構成

本計画で定める強靱化の目標、方針の策定プロセス及び本計画の構成については、下図のとおりである。事前に備えるべき目標ごとに起きてはならない最悪の事態（以下、「リスクシナリオ」という。）を設定し、リスクシナリオごとに本市が行っている施策の現状を踏まえ脆弱性評価を行った。その後、脆弱性に対する対応方針を推進方針として整理した。



3 計画の期間

本計画は、令和4年度を始期とし、基本計画や東京都国土強靱化地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化、国土強靱化に関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を行うこととする。

4 市域の概況

(1) 位置及び地勢

本市は、東京都内の多摩地域において特別区との接点に位置し、新宿（都庁）から約 12km の西方に位置している。市域は東西 6.4km、南北 3.1km、面積 10.98 平方 km と基礎自治体の中では狭小である。

本市のほぼ全域を武蔵野台地が占めており、仙川や神田川などに沿って谷地が分布している。比較的海抜高度が高く起伏の少ない平坦面で、関東ローム層と呼ばれる火山灰土で覆われている。

■本市の位置



出典：令和 2 年度版 統計でみる武蔵野市

■本市の地勢

面積	10.98km ² (1,098ha)
緯度経度	東経 139 度 34 分 10 秒 北緯 35 度 42 分 53 秒
標高	50m～65m（市役所 56.98m）
広がり	東西 6.4km 南北 3.1km
地形	総体的に平坦である。
地質	ローム質（火山灰質）土壌

出典：令和 2 年度版 統計でみる武蔵野市

(2) 気象

本市は、温帯気候区分に入り、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。成蹊気象観測所のデータによると、令和2年の年平均気温は16.2℃、年間降水量は1,575.7mmである。

■ 気温・湿度・降水量の推移

月	気温			風速 (m/s)	湿度 (%)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
2年	16.2	36.6	-3.8	0.9	73.0	1,575.7
1	6.2	17.6	-0.7	1.0	75	121.5
2	7.2	17.5	-3.8	1.1	60	15.0
3	10.2	24.7	-0.3	1.3	63	130.0
4	12.7	25.0	3.8	1.2	60	261.9
5	19.6	30.3	9.0	0.8	72	95.5
6	23.6	32.1	17.1	0.8	82	215.9
7	24.1	32.3	17.0	0.7	93	292.6
8	29.6	36.6	21.6	0.7	77	51.4
9	24.3	35.2	14.2	0.9	86	169.9
10	17.0	25.6	7.5	1.0	77	201.7
11	13.1	23.3	3.3	1.1	66	12.4
12	6.5	15.8	-2.5	0.8	67	7.9

出典：令和2年度版 統計でみる武蔵野市

5 近年の災害による被害

(1) 全国的な災害状況

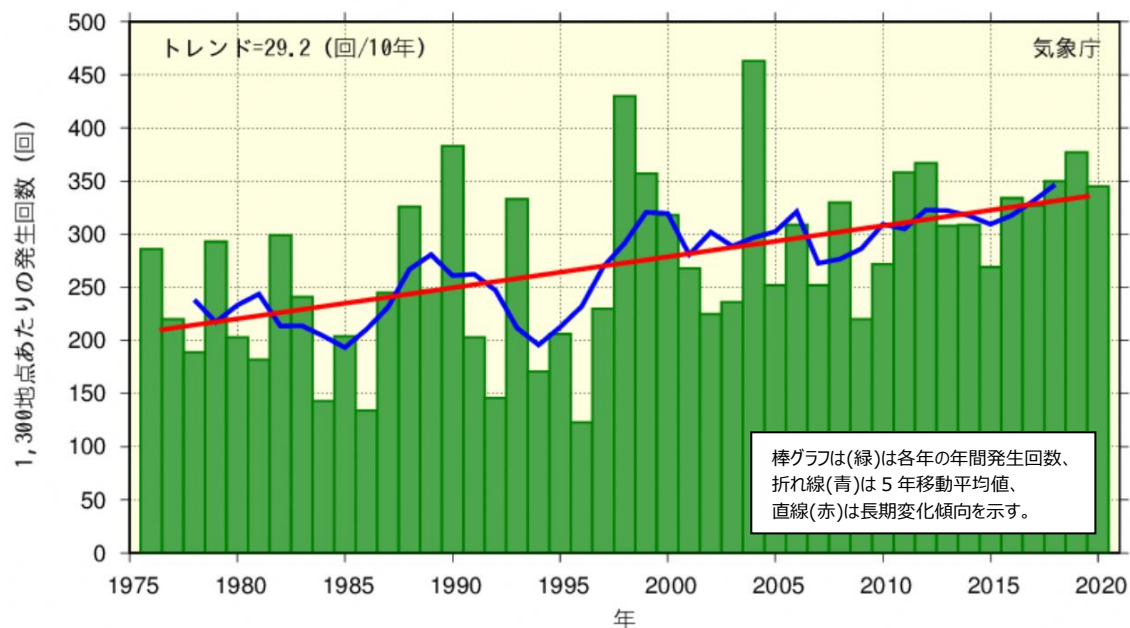
近年、災害が頻発化・激甚化している。中でも、大雨による災害は、毎年、全国各地で甚大な被害を生じさせており、関東地方でも令和元年に発生した房総半島台風や東日本台風により甚大な被害が生じた。時間降水量 50mm 及び 80mm 以上の年間発生回数は、40 年前に比べて明らかに増加傾向にあり、今後も大雨が発生し、また増加することが想定される。

■平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降、国内で発生している主な災害等

災害名	発生年月日	最大震度 (地震)
兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	平成7年1月17日	震度7
平成16年7月新潟・福島豪雨	平成16年7月12日から14日	
平成16年7月福井豪雨	平成16年7月17日から18日	
平成16年新潟県中越沖地震	平成16年10月23日	震度7
平成19年能登半島地震	平成19年3月25日	震度6強
平成19年新潟県中越地震	平成19年7月16日	震度6強
平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	震度6強
平成21年7月中国・九州北部豪雨	平成21年7月19日から26日	
平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	平成23年3月11日	震度7 大津波
平成24年7月九州北部豪雨	平成24年7月11日から14日	
平成26年8月豪雨	平成26年7月30日から8月26日	
平成26年御嶽山噴火	平成26年9月27日	
平成27年9月関東・東北豪雨	平成27年9月9日から11日	
平成28年熊本地震	平成28年4月14日～	震度7
平成29年7月九州北部豪雨	平成29年7月5日から6日	
平成30年7月豪雨	平成30年6月28日から7月8日	
平成30年北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	震度7
令和元年房総半島台風（台風15号）	令和元年9月7日から10日	
令和元年東日本台風（台風19号）	令和元年10月10日から13日	
令和2年7月豪雨	令和2年7月3日から31日	

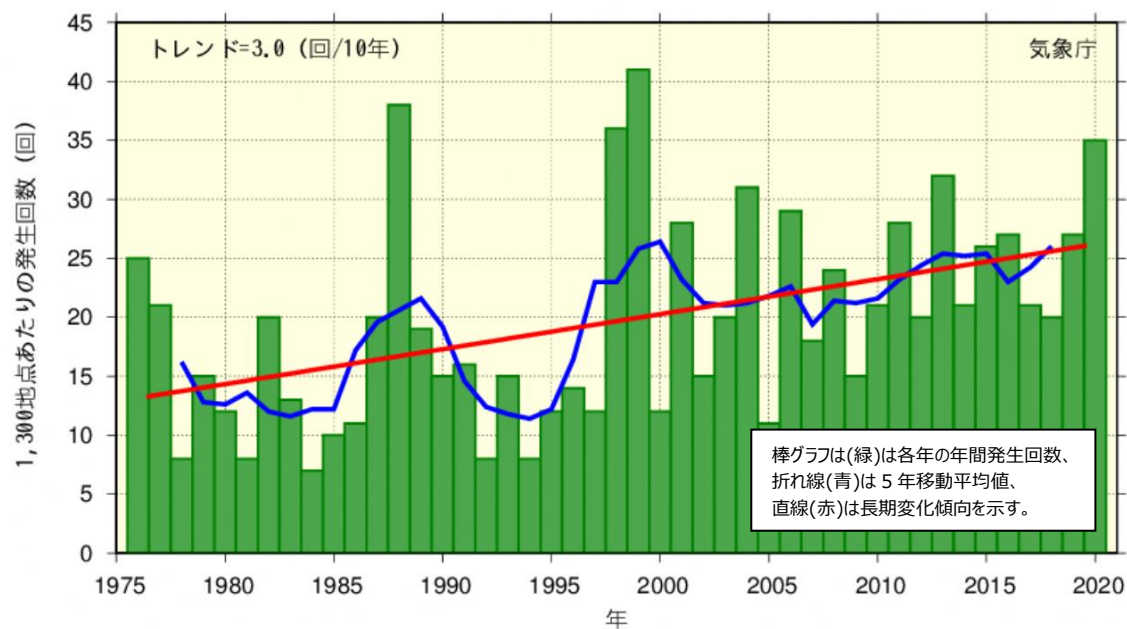
出典：気象庁ホームページ「各種データ・資料」を基に作成

■全国（アメダス）時間降水量 50mm 以上の年間発生回数



出典：気象庁ホームページ「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

■全国（アメダス）時間降水量 80mm 以上の年間発生回数



出典：気象庁ホームページ「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

(2) 地震

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、本市においても震度 5 弱の揺れを観測した。住家被害等、公共建物被害、ライフライン等の被害が発生したものの、いずれも大規模な被害とはならなかった。

人的被害等について、死者・行方不明者・負傷者はいなかったが、エレベーター閉じ込めが 1 件発生しており、3 月 11 日 16 時すぎに救急隊によって救出されている。また、公共交通機関の運転見合わせの影響により、市内鉄道の各駅で帰宅困難者が確認され、特に吉祥寺駅では一時的に約 2,000 名の帰宅困難者が発生した。そのため、市内各駅の駅前及び幹線道路沿いにある 8 か所の公共施設を一時避難所として開設し、避難した約 800 名の帰宅困難者に毛布・水・クラッカー等を提供した。

住家被害等について、一部損壊が 18 件、ブロック塀の倒壊が 11 件など確認されており、消防団員が危険排除の活動を実施した。

■東日本大震災による本市の被害状況

被害項目	被害状況
人的被害等	● 人的被害（死者・行方不明者・負傷者）なし ● 救助・救出活動（エレベーター閉じ込め）1 件 ⇒救急隊救出（3/11 16:17） ● 帰宅困難（子ども関係） ・ 保育園 両親と連絡とれずに宿泊体制の児童（87 名） 公立保育園 42 名（3/11 20:00） 民間保育園 45 名（3/11 20:00） ⇒全員帰宅（3/12 8:00） ・ 学童クラブ 30 数名（3/11 18:30）⇒全員帰宅（3/11 22:40） ・ あそべえ（地域こども館）⇒全員帰宅（3/11 18:20） ・ 学校卒業遠足関係 二中（読売ランド） ⇒徒歩で調布に出て、バスで武蔵境へ（3/11 19:20 解散） 三小・一中（ディズニーランド） ⇒出発（3/11 23:30）→本市到着、全員帰宅（3/12 5:30） ● 帰宅困難で市が開設した一時避難所利用者 779 名 ⇒駅前に一時避難所（公共施設）を 8 施設開設、物資（毛布・水・クラッカー）を提供

第 1 章

住家被害等	● 住家被害 19 件 ⇒全壊・半壊なし、一部損壊 18 件、商品破損 1 件 ● 明倫学舎（学生寮）建物が傾いてひび割れあり ⇒消防署（吉祥寺化学小隊）が調査出向、「倒壊危険性はない」と判断（3/12 00:48） ● ブロック塀倒壊 11 件 ● 他に屋根瓦の損傷など軽微な被害あり
公共建物被害	● 市庁舎 ⇒議場の照明器具用化粧天井材の落下、全員協議室の照明器具下部パネルの落下、天井ボードのズレ等 ● 総合体育館 ⇒メインアリーナの天井パネルの一部落下等 ● 学校施設 ⇒体育館天井材剥離・落下、壁面亀裂、漏水、音楽室スピーカーの落下、エレベーターの停止など（16 校 53 件）
水道関係	● 第一浄水場 ⇒地震の強い揺れにより配水管内の水圧低下⇒配水量を増加し水圧を確保 ● 第二浄水場 ⇒配水ポンプ・モーター 2 台運転中、1 台緊急停止、境・関前地区において一時的に水圧低下、にごり水発生 ⇒手動により運転し配水量、水圧確保⇒にごり水の解消（3/12 1:00） （にごり水・漏水の問合せ 26 件 ※3/12 11:30 時点）
鉄道関係 （市内駅に限る）	● J R 中央本線（東京～国立）一時運休→運行再開（3/12 7:36） ● J R 総武線（三鷹～御茶ノ水）一時運休→運行再開（3/12 8:34） ● 京王井の頭線（渋谷～吉祥寺）一時運休→運行再開（3/11 22:10） ● 西武多摩川線（武蔵境～是政）一時運休→運行再開（3/11 23:20）

出典：東日本大震災に対する武蔵野市の取り組みと今後の防災対応指針（平成 24 年 2 月）

(3) 風水害

本市における主な水害は、平成 17 年 9 月 4 日、平成 26 年 7 月 24 日の局地的大雨などによる浸水の被害がある。

平成 17 年 9 月 4 日の局地的大雨では、過去数十年経験のない、1 時間に 95mm を超える降雨を記録した。この記録的な大雨により、吉祥寺北町 1 丁目・2 丁目をはじめ市内各所で被害が発生した。北町保育園近辺は、地形がすり鉢状になっており、大雨が降ると四方から雨水が集中することが、冠水が起きる要因として考えられる。

平成 26 年には、局地的大雨が 6 月 29 日、7 月 20 日、7 月 24 日に発生しており、中でも 7 月 24 日は総降雨量 121.5mm、時間最大降雨量 72mm の降雨により、市内各所（吉祥寺北町 1 丁目、吉祥北町 4 丁目、境南町 1 丁目、境 1 丁目、桜堤 3 丁目）で多くの浸水被害が発生した。吉祥寺北町 1 丁目では浸水被害件数が最大（床上 24 件、床下 25 件）となり、平成 17 年に続いて大きな被害となった。

風害については、令和元年 9 月 8 日の台風 15 号や平成 30 年 9 月 30 日の台風 24 号等による建物被害や倒木などの被害がある。

■ 過去 10 年における主な風水害被害

発生年度	被害概要
令和元年度	・ 台風 15 号 (9/8～9/9) ⇒人的被害 1 件、建物被害 7 件、倒木 21 件、枝折れ 3 件、樹木傾き 2 件、停電 1 件、落下物 4 件、漏電 1 件 ・ 台風 19 号 (10/12～10/13) ⇒浸水被害 2 件、建物被害 1 件
平成 30 年度	・ 台風 21 号 (9/4～9/5) ⇒倒木 11 件、倒木危険 3 件 ・ 台風 24 号 (9/30～10/1) ⇒倒木 23 件、枝木折れ 8 件、ブロック塀倒壊 5 件、火災 2 件
平成 29 年度	・ 大雨 (8/19) ⇒浸水（床上 5 件（半地下スペースへの浸水 3 件）、床下 7 件、その他 7 件） ・ 大雨 (H30 3/9) ⇒床上浸水 1 件
平成 28 年度	・ 台風 9 号 (8/22) ⇒道路冠水 4 件、倒木 1 件
平成 27 年度	・ 台風 18 号 (9/8～9/9) ⇒道路冠水 2 件

第 1 章

平成 26 年度	・ 大雨（6/29） ⇒浸水（床上 5 件、床下 7 件、その他 1 件）、道路冠水 8 件 ・ 大雨（7/20） ⇒浸水（床上 4 件、床下 10 件、その他 4 件）、道路冠水 5 件 ・ 大雨（7/24） ⇒浸水（床上 38 件、床下 50 件、その他 2 件）、道路冠水（北町 1 丁目 27 を中心に広範囲多数）
平成 25 年度	・ 大雨（8/12）⇒浸水（床上 3 件、床下 5 件、その他 4 件）、倒木 1 件 ・ 大雨（8/21）⇒浸水（床上 4 件、床下 2 件）
平成 24 年度	・ 強風（4/3）⇒倒木 2 件 ・ 台風 4 号（6/19～6/20）⇒通行止め 2 件、倒木 10 件 ・ 台風 17 号（9/30～10/1）⇒ブロック塀等倒壊 3 件
平成 23 年度	・ 大雨（9/21）⇒浸水 2 件、道路冠水 15 件、倒木（民地 7 件、公有地 30 件）
平成 22 年度	・ 大雨（9/28）⇒浸水 2 件（床上・半地下駐車場） ・ 大雨（12/3）⇒浸水 1 件（床下）、道路冠水 9 件

出典：武蔵野市事務報告書（平成 22 年度～令和元年度）

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本市における過去の災害被害及び基本計画等を踏まえ、本計画では、地震、集中豪雨・局地的大雨などの風水害、火山噴火に伴う降灰を対象とする。

(1) 想定される地震

本市に係る被害想定として、東京都防災会議が東日本大震災を踏まえ、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成 24 年 4 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」がある。想定する地震は東京湾北部地震、多摩直下地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震の 4 種類としている。

それによると、震度 6 弱の地域が広範囲に発生するとともに、一部地域では最大震度 6 強となることが想定されている。死者数及び負傷者数は、東京湾北部地震で最大となり、原因別にみると死者・負傷者ともに「揺れ・建物被害」と「火災・延焼」によるものが多いとされている。建物被害は、東京湾北部地震、多摩直下地震で全壊が 400 棟以上発生し、東京湾北部地震では、隣接する区部の木造住宅密集地域からの延焼の影響も予想され、焼失棟数が 1,000 棟を超えるとされている。以下は、4 種類の想定地震の最大値を記載したものである。

■被害想定最大値

被害項目		被害想定結果
震度		市内最大震度 6 強
死者数		41 人
負傷者数		796 人
	うち重傷者数	83 人
全壊・焼失棟数		1,455 棟
	焼失棟数	1,041 棟
	建物倒壊棟数（全壊）	414 棟
避難者数（ピーク時）		31,496 人
	避難所避難者数	20,472 人
	避難所以外への避難者数（疎開者人口）	11,024 人
帰宅困難者数（武蔵野市全域）		53,755 人
上水道（断水率）		56.2%
下水道（管きよ被害率）		16.3%
停電率		6.7%

出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月）

※死者数、負傷者数、全壊・焼失棟数は東京湾北部地震（冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒）のケースとする（負傷者数については、死者数が最も多いケースにあわせる）

※その他は多摩直下地震（冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒）のケースとする

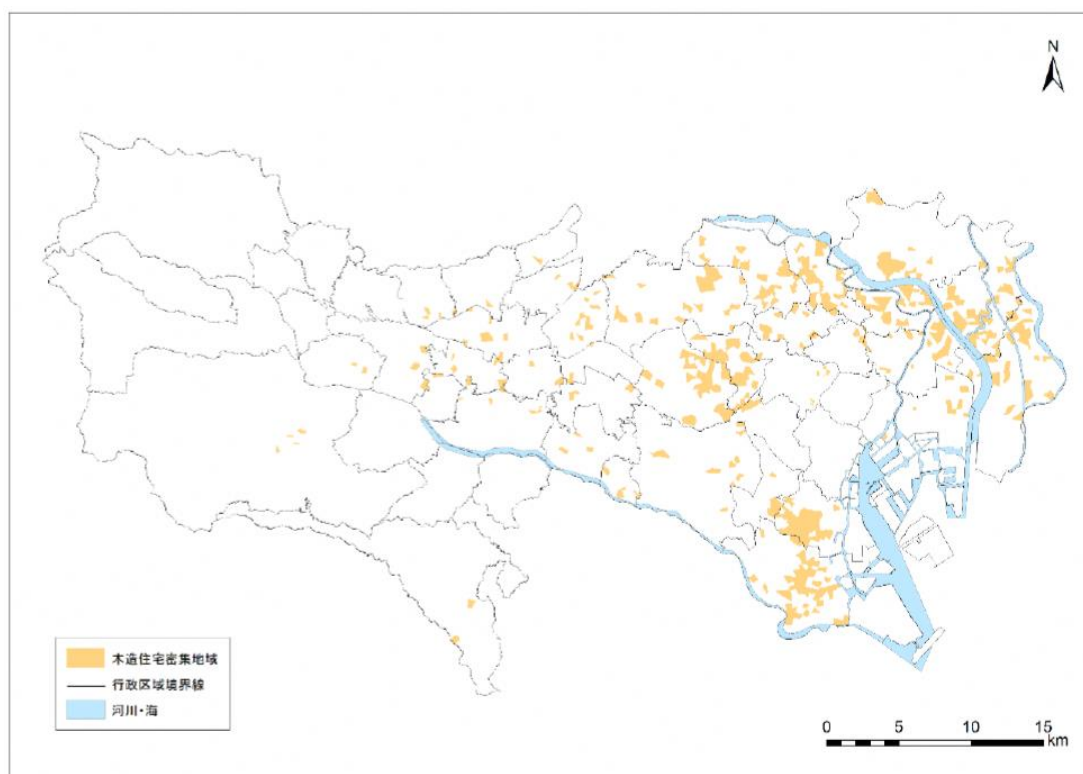
① 木造住宅密集地域

東京都都市整備局が策定した「防災都市づくり推進計画の基本方針（令和3年3月一部修正）」では、震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域として、以下の各指標のいずれにも該当する地域（以下、「木造住宅密集地域」という。）を抽出しており、本市では3つの地域（八幡町四丁目、境南町三丁目、境南町五丁目）が該当している。

- 老朽木造建築物棟数率 30%以上
- 住宅戸数密度 55世帯/ha以上
 〃 （3階以上共同住宅を除く。） 45世帯/ha以上
- 補正不燃領域率 60%未満

木造住宅密集地域では、建物倒壊や焼失などによる大きな被害が想定される。このため、延焼を阻止する機能を果たす道路、河川等の都市施設と近接する耐火建築物等からなる延焼遮断帯の形成や、震災時の救急・救命活動や緊急支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の拡幅整備及び沿道建築物の耐震化を図っている。こうした取り組みや、建築物の建替えによる不燃化及び老朽木造建築物の減少により、木造住宅密集地域は減少傾向になっている。

■ 木造住宅密集地域



出典：東京都都市整備局「防災都市づくり推進計画の基本方針」（令和3年3月一部修正）

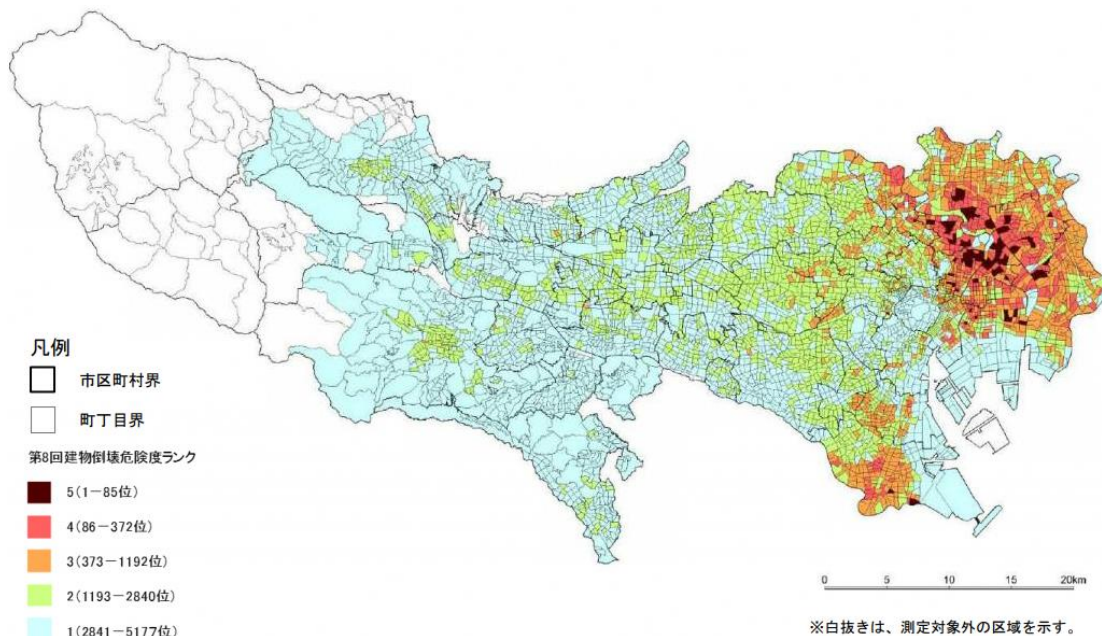
② 地域危険度測定調査

東京都都市整備局では、「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」を実施し、公表している。これは、地震による以下の危険性を測定し、町丁目ごとに相対評価を行ったものである。

- 建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）
地盤特性（地盤の揺れやすさ、液状化可能性）×建物棟数密度×建物特性（構造、年代）
- 火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）
出火の危険性（火気器具等の保有数、世帯数等）×延焼の危険性（建物棟数密度、広い道路・公園の有無等）
- 災害活動困難度（災害時の活動の困難さ）
活動有効空間不足率（4m以上の道路や小公園等とその周囲空間）×道路ネットワーク密度不足率（12m以上の道路につながる6m以上の道路）
- 総合危険度（まちの総合的な危険度）
(建物倒壊危険量+火災危険量)×災害時活動困難度

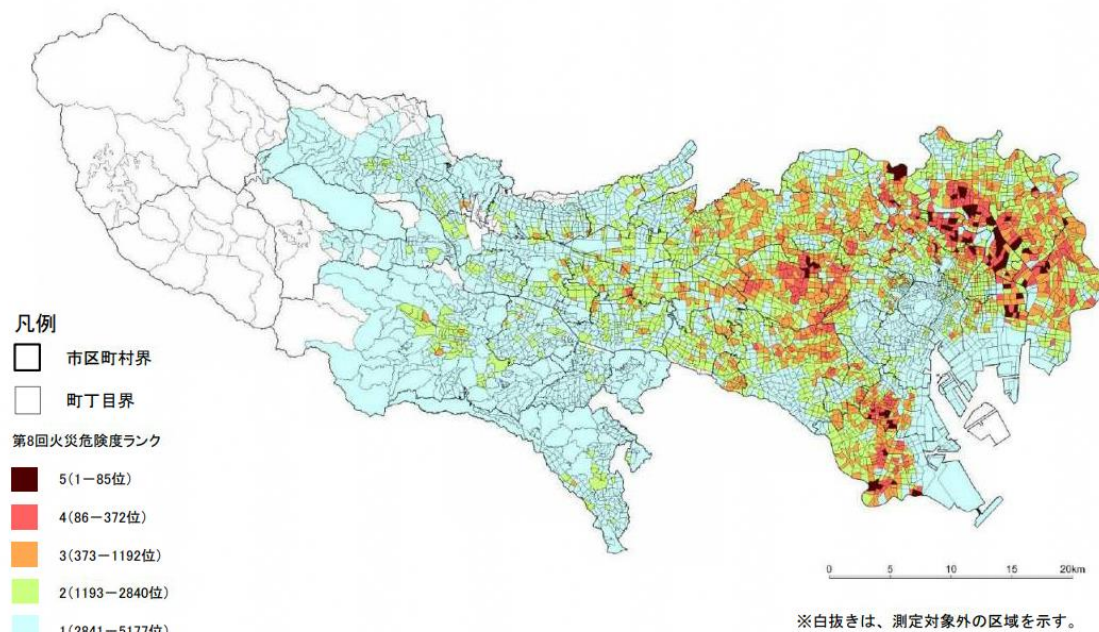
本市は、地震が起きても揺れが増幅しにくい地盤であることなどから、地震による建物倒壊の危険性は低いとされている。一方、建物棟数密度が高く、道路ネットワークが不十分であることなどから、本市の東部では火災危険度や総合危険度が比較的高くなっており、地震の揺れによる火災の発生・延焼や、災害時の避難、消火・救助活動が難航する恐れがある。

■ 建物倒壊危険度ランク図



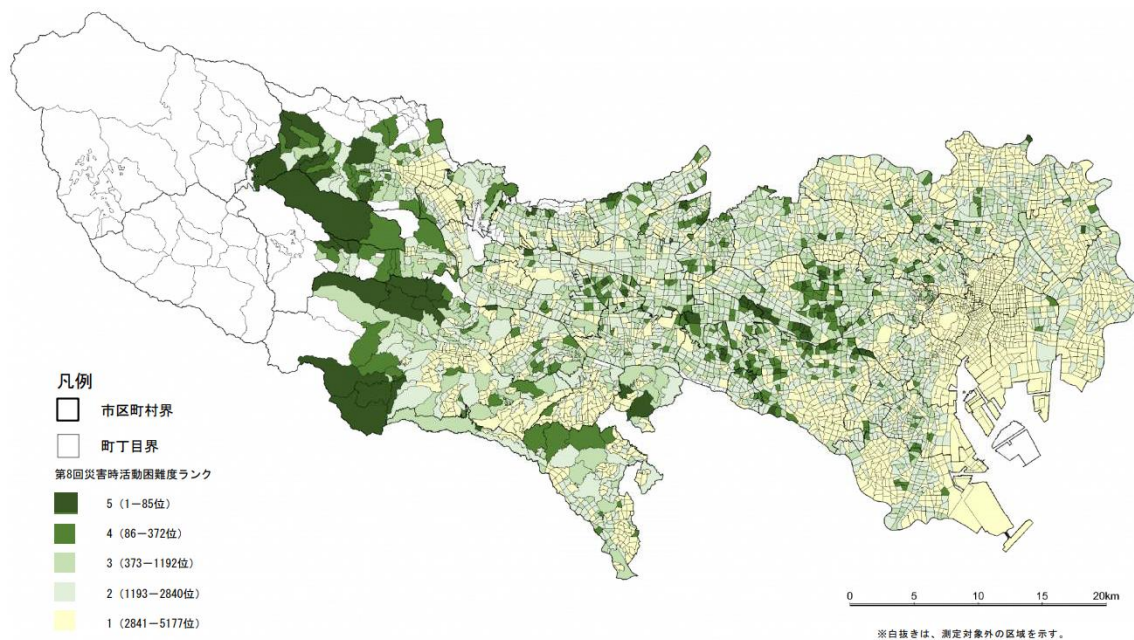
出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」（平成30年3月）

■火災危険度ランク図



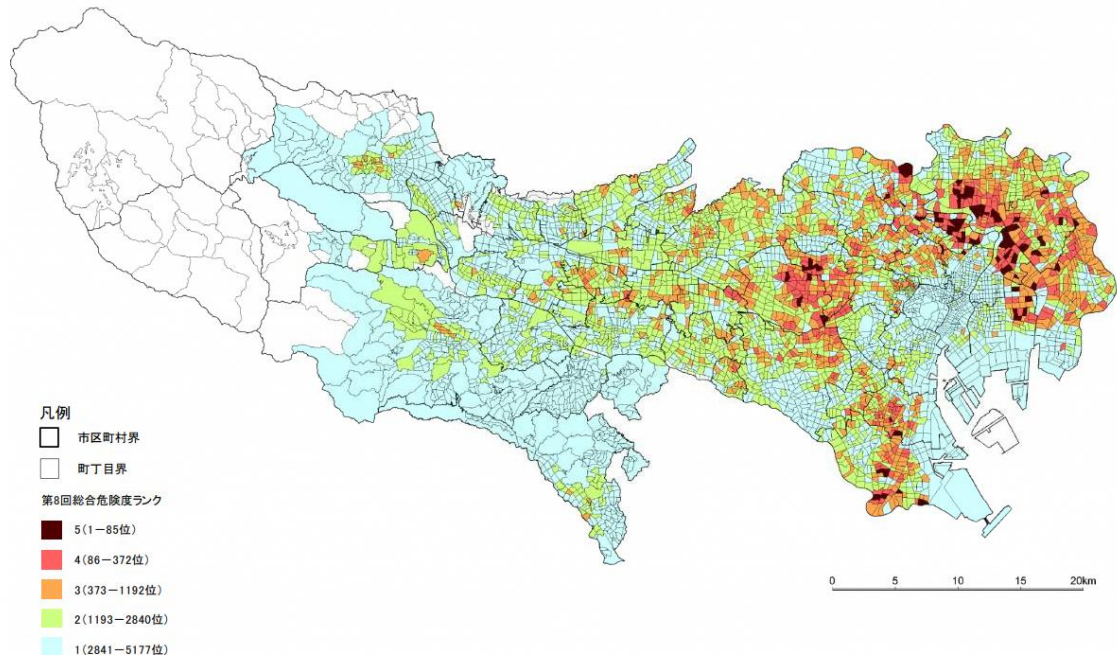
出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」（平成30年3月）

■災害時活動困難度ランク図



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」（平成30年3月）

■総合危険度ランク図



出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」（平成30年3月）

(2) 想定される風水害

近年、地球規模での気候変動に伴い、台風の巨大化や局地的大雨の増加といった傾向が全国各地で見られている。大規模な風水害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、事前の対策が重要となる。

平成 17 年 9 月 4 日の降雨は、1 時間 95.5mm という記録的な大雨であり、降り始めからの総雨量は 180mm を超えるものであった。市内の下水道は、降雨強度 50mm に対応する計画で進めており、集中豪雨や局地的大雨には対応できない状況となっている。こうした状況を受け、吉祥寺北町 1 丁目及び 2 丁目地区の浸水被害を軽減するため、平成 27 年に貯留容量 4,500 m³の大型雨水貯留施設を北町保育園園庭に設置している。

直近では、都が平成 27 年の水防法の改正を踏まえ、想定最大規模降雨（1 時間最大雨量 153mm、24 時間総雨量 690mm）を前提とした浸水予想区域図を河川の流域ごとに作成しており、本市においても谷地となっているところでは 1 m 以上の浸水が予想されている。それらをもとに、本市では以下のとおり浸水ハザードマップを作成している。

■ 武蔵野市浸水ハザードマップ



出典：武蔵野市防災情報マップ／浸水ハザードマップ（令和 3 年 9 月）

(3) 想定される火山降灰

本市に係る火山降灰の想定として、東京都地域防災計画（火山編）の「第4部 富士山噴火降灰対策」がある。これは、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎としたものである。

これによると、本市を含む東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。

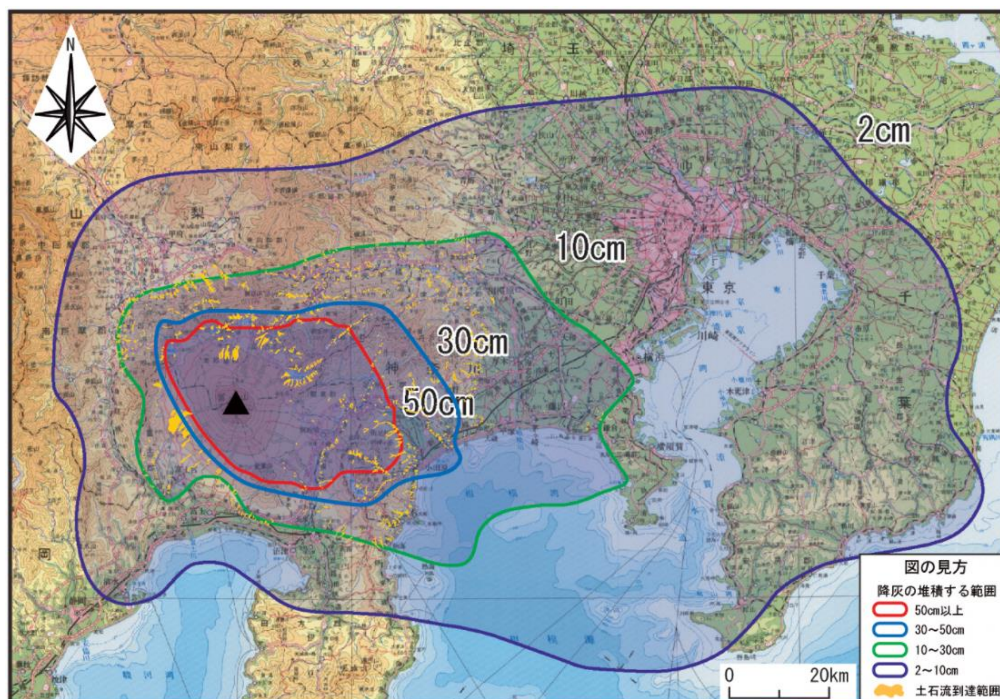
噴火の規模及び被害の概要は次の表のとおりである。

■噴火の規模と被害の概要

区分	内容	
噴火の規模	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部 10cm程度 その他の地域 2～10cm程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

出典：東京都防災会議「東京都地域防災計画 火山編」（平成30年修正）

■降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典：中央防災会議「富士山火山広域防災対策基本方針」（平成18年2月）

2 基本目標

基本計画及び東京都国土強靱化地域計画における基本目標と調和を図るとともに、本市の特性を勘案し、本計画では以下の基本目標を設定する。

- 基本目標 1 人命の保護が最大限図られる
- 基本目標 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- 基本目標 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 基本目標 4 迅速な復旧・復興

3 事前に備えるべき目標

基本目標の実現に向けて、さらに具体化した達成すべき目標として 8 つの事前に備えるべき目標を設定する。

- 目標 1 人命の保護が最大限図られる
- 目標 2 発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる
- 目標 3 発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 目標 4 発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 目標 5 発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- 目標 6 発生後であっても、生活経済活動に必要最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る
- 目標 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 目標 8 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

4 計画の推進

本計画は、本市における国土強靱化に関する施策を推進するための基本的な指針となるべきものである。したがって、強靱化の具体的な取組みについては、個別計画のもと着実に推進していくものとする。また、各施策の進捗管理についても、個別計画において実施する。

第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の取組みの弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本市では、国が示す評価手法を参考に、事前に備えるべき目標ごとにリスクシナリオを設定し、リスクシナリオごとに本市が行っている施策の現状を踏まえ脆弱性評価を行った。その後、脆弱性に対する対応方針を推進方針として整理した。

リスクシナリオ、施策分野及び脆弱性評価については第3章で整理しており、推進方針は第4章で整理している。

2 リスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標に対して、その達成の妨げとなる事態として、リスクシナリオを設定する。本計画では、基本計画で示された45のリスクシナリオを基に、前述した本計画で対象とする災害と本市の特性を踏まえ34のリスクシナリオを設定する。詳細は以下のとおりである。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設の火災による死傷者の発生
		1-3	大規模な内水氾濫等による長期的な市街地の浸水
		1-4	暴風等に伴う多数の死傷者の発生
2	発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	警察、消防、自衛隊等の被災地による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

第3章

5	発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	金融サービス・郵便等の機能停止により市民生活、商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常湧水等による上下水道供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	発生後であっても、生活経済活動に必要な最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通網の長期間にわたる機能停止
		6-5	大規模な火山噴火の降灰により混乱が発生する事態
		6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
8	発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や自然環境の喪失、地域コミュニティの崩壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による、人口流出、文化の衰退
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3 施策分野の設定

本計画における施策分野については、武蔵野市第六期長期計画で定める施策分野を参考に、以下の施策分野を設定する。

施策分野	①健康・福祉 ②子ども・教育 ③平和・文化・市民生活 ④緑・環境 ⑤都市基盤 ⑥行財政
------	--

4 脆弱性評価結果

評価結果は、別表1のとおりである。

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

リスクシナリオごとの施策推進方針は、以下のとおりである。

1 人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（1）民間の特定建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 旧耐震基準により建てられた住宅以外の建築物の所有者（個人）が、耐震診断を実施した場合に要した費用の一部を助成することにより、民間建築物の安全に対する意識の啓発を図る。
- 市民の生命、身体及び財産の保護と経済活動における減災を図るため、建物所有者に対して耐震化の実施を要請する。
- 特定建築物の所有者に対しアドバイザー派遣の利用を促し、所有者が建築物の耐震化を相談できる体制を確保する。
- 都が主体で行っている改修計画作成の支援を所有者に案内する。

（2）特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 都や関係団体と連携し、所有者に対し個別訪問や啓発文書の送付などにより耐震化を働きかける。
- 建物所有者の取組みを促すため、耐震改修等に要する費用を助成するなどの支援を行う。
- 耐震化を進めるため、建物所有者の自己負担なしで、建築の専門家や弁護士など所有者の課題に適切に対応できる専門家の派遣等を行う、都のアドバイザー派遣制度を活用し、所有者の耐震化実施をさらに後押しする。
- 正当な理由がなく耐震診断を実施していない建築物に対する働きかけを今後も継続していく。
- 国及び都と連携し、耐震改修促進法及び都耐震化推進条例に基づく指導や指示等を行う。
（関連主体：国、都）

（３）一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 対象となる建築物の情報を蓄積し、耐震診断や耐震改修等の実施状況の把握に努めていく。
- 都や関係団体と連携し、所有者に対して啓発文書の送付などにより耐震化を働きかける体制作りを検討していく。
- 都と連携し、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、耐震化費用の助成拡充や新たな助成制度の創設等を検討していく。
- 耐震化を進めるため、建物所有者の自己負担なしで、建築の専門家や弁護士など所有者の課題に適切に対応できる専門家の派遣等を行う都のアドバイザー派遣制度を活用し、所有者の耐震化実施をさらに後押しする。
- 都と連携し、耐震改修促進法や都耐震化推進条例に基づく指導や指示等を行う。
（関連主体：都）

（４）木造住宅密集地域における不燃化・耐震化（都市基盤）

- 木造住宅密集地域においては、建物の耐震補強や建替えを促進し、耐震性・耐火性の高い建物を誘導する。
- 延焼を防止するスペースとして公園緑地や広場の整備、さらに、狭あい道路の整備や避難路となる生活道路の整備等を優先的に進める。

（５）住宅の耐震化の促進（都市基盤）

- 旧耐震基準で建てられた木造住宅やマンション等を中心に、武蔵野市耐震改修促進計画に基づき、専門家等のアドバイザー派遣や耐震診断・改修等の費用の一部助成をはじめ、様々なニーズに合ったきめ細かい支援を検討し、住宅の耐震化を促進する。
- 住宅所有者をはじめとした市民に対し、上記の耐震化に係る支援制度の情報提供、耐震化の重要性についての意識啓発を進めていく。
- 今後、耐震化の進展を見据えつつ、助成制度の見直しや改善を行う。

（６）高経年・耐震性不足の分譲マンション建替え等の促進（都市基盤）

- 分譲マンションの管理組合等に対し、アドバイザー（マンション管理士または建築士）を派遣し、分譲マンションの適正かつ良好な維持管理の実現を目指し、市内の住環境及び地域環境の向上を図っていく。
- 専門家に検討を依頼した際に掛かる費用の一部を助成する制度を活用し、分譲マンションの管理組合等へ建替えに向けた支援を行う。
- マンション敷地売却事業の対象及び容積率緩和特例の適用対象の拡大、団地における敷地分割制度の創設など、再生の選択肢の拡充について、管理組合に適切な情報提供を行うとともに、これらの再生を支援できる専門家による相談体制の拡充を進める。

(7) 耐震化の啓発（都市基盤）

- 耐震に関する専門の相談窓口を設置し、建築士により広く耐震性に係る相談を受ける。必要に応じ耐震診断を促すなど、耐震化に向けた取組みを後押しする。
- 都の地震に関する地域危険度測定調査等を活用し、地震に関する地域の危険度を周知することにより、地震災害に対する市民の認識を深め、耐震診断及び耐震改修の普及啓発を図る。
- 住宅・建築物の耐震化促進の一環として、耐震セミナーや耐震フォーラム等を開催し、耐震に関わる情報の提供、助成制度の周知を行うとともに、耐震性相談窓口の設置、耐震改修促進税制等の優遇措置の案内など、幅広い情報提供を行っていく。一方で、これまで耐震化に関心のない市民や、知識の少ない市民等に対し、耐震化に向けた取組みを進めてもらうため、さらなる工夫を加えながら、新たな働きかけを行っていく。
- 武蔵野市耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、毎年度、耐震化促進事業の具体的取組みと支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証し、対策を進める。
- ホームページや広報（SNSなど、オンラインによる案内）、わかりやすいパンフレットの配布、全住宅所有者へのダイレクトメールの他、耐震セミナーなど、様々な方法や機会を通じ、耐震化の必要性、重要性について啓発するとともに、耐震診断及び耐震改修に関する情報、助成制度や支援策等の情報提供により耐震化の普及啓発を行う。
- 耐震性があることが一目でわかる東京都耐震マーク表示制度により、市民の耐震化への意識や機運を高め、耐震化に向けた取組みを強く促していく。

(8) 建築物建設時及び工事時における耐震化の促進（都市基盤）

- 新たに建築される住宅、その他の建築物及び工作物が、現行の耐震基準に従って適切に設計や施工が行われるよう、建築基準法に基づく建築確認や中間検査、完了検査の実施を徹底する。
- 建築基準法は建築物の構造などに関し最低基準を定めている。それよりも高い水準の耐震基準を適用した住宅の普及を図るため、長期優良住宅制度の周知を行う。
- リフォームに先立ち耐震診断の実施を促すとともに、改修工事にあたっては適切に施工がなされていることを第三者の立場で監理する者をつけるよう、誘導していく。

(9) 耐震改修促進税制の利用促進（都市基盤）

- 耐震改修促進税制の普及を図るために、市が支援する耐震改修に係る補助制度の実施にあわせて、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置に必要な証明書を発行し、利用の促進を図る。

(10) 学校施設の改築・環境整備（子ども・教育）

- 学校施設整備基本計画に基づき、学校の改築を着実に進める。また、既存の施設についても、屋上、外壁、給排水管等計画的な予防保全を継続するとともに、教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因にも適切に対応し、良好な施設環境を確保する。
- 学校改築にあわせて整備される給食調理室について、災害時の炊き出し支援を行うことを想定した整備を行い、武蔵野市給食・食育振興財団と運用方法について検討していく。
(関連主体：武蔵野市給食・食育振興財団)

(11) 社会福祉施設の耐震化（健康・福祉）

- 地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な福祉サービスが提供できるよう各社会福祉施設の耐震化を図る。

(12) 公共施設の保全改修（行財政）

- 市の施設の劣化等調査を行い、その結果から劣化状況等を考慮して保全部位の修繕に係る年次計画を作成し、公共施設の適切な改修・修繕を行い、建物の健全な状態の維持を図っていく。
- 築後 30 年を迎えた公共施設については、順次、大規模改修を行い、修繕漏れをなくすとともに建物の安全性を促進していく。

(13) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤）

- 危険なブロック塀について必要な改修・補強や、緑化等の対策を行う。
- 接道部緑化に対する助成制度の周知啓発を行い、接道部緑化事業を積極的に推進していく。
- 市有施設等の接道部緑化を進める。
- 防災推進員による防災タウンウォッチングにより危険ブロックの指摘・把握、改善を促す。
- 危険なブロック塀等の改善を促進するため、ブロック塀の撤去・補強・改修をする市民に対する補助金交付制度の周知を行う。
- 補助金交付にあたっては、現場調査に加え平成 23 年度のブロック塀等危険度判定調査の結果を参考にする。
- 建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し改善要請を行うとともに、生垣への転換等を誘導する。

(14) 屋根瓦・窓ガラス・天井等の落下防止対策（都市基盤）

- まちづくり条例に該当する建築物は、道路側に面した 3 階以上の窓ガラスに飛散防止フィルムの貼付等飛散防止措置が施されたガラス等を使用する指導を今後も継続していく。
- 屋根瓦も含めた住宅全体の耐震化に対して、耐震化助成を継続して実施する。
- 特殊建築物等定期調査報告等の機会を活用して、建物所有者や管理者に対し大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、周知を図っていくとともに、未改修ビルの所有者、管理者への計画的・定期的な指導を実施する。

(15) 家具の転倒・落下・移動の防止（健康・福祉、平和・文化・市民生活）

- 防災ハンドブックの全戸配布をはじめ、地域の防災講話・防災訓練、武蔵野市民防災協会の防災キャラバンなど、あらゆる機会を通じて、家具類の転倒・落下・移動防止の必要性を啓発する。
- ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯及び身体障害者手帳 1、2 級の方、精神保健福祉手帳 1、2 級の方、または東京都愛の手帳 1、2 度の方がいる世帯を対象に、無料で家具に転倒防止金具等を取付ける。

（関連主体：武蔵野市民防災協会）

(16) 高層建築物及び地下街の安全対策の推進（都市基盤）

- 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
- まちづくり条例に基づき、開発基本計画の届出受理、各課協議、完了検査等を行い、防災上の措置等のより一層の充実を図る。さらに、高層建築物及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。特に、地下街の建設について、都は、関係機関による協議会等を通じて、総合的な観点から安全強化を図る。
- 既存の高層建築物に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

（関連主体：都）

(17) 長周期地震動への対策の強化（都市基盤）

- 都と連携し、建築士や建設業の団体等に対して、国の長周期地震動対策の内容を周知するとともに、建物の特性に適した補強方法の事例や家具の転倒・落下・移動防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供する。
- 市及び消防署は、長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

（関連主体：都、消防署）

(18) エレベーターの安全対策の推進（都市基盤）

- 市有施設について、今後も新たにエレベーターを設置する際には、優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性の向上を図る。
- 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等をホームページに掲載するなど閉じ込め防止対策を促している。市は、都の対策に準じて民間施設やビル・マンション等における閉じ込め防止対策の実施を誘導するための指導及び広報を行う。
- 地震発生時には、多くのビルの機能回復を早期に行う必要があるため、1つのビルにつきエレベーターの機能回復を行うのは、1台とする「1ビル1台」のルール徹底を図る。

（関連主体：都、消防署）

(19) エスカレーター安全対策の推進（都市基盤）

- エスカレーターについて、国や関係機関から出される基準や脱落対策の方法等を広報するとともに、定期報告制度を活用し状況把握に努め、所有者等に対し、落下防止措置に努めるよう指導していく。

(20) 空き住宅等の予防・適正管理・利活用の促進（都市基盤）

- 空き住宅等の所有者等に対し、良好な住環境づくりに繋がる、建物の適切な管理等についての情報を提供する。また、専門団体等との連携を進めながら、市報、ホームページ、パンフレット等による空き住宅等に関する情報提供を図る。
- 適切な管理が行われず、管理不全の状態が深刻化した空家等のうち、武蔵野市空家等の適正管理に関する条例に基づく武蔵野市特定空家等適正管理審議会の答申を受け、市長が特定空家等と認定した空家等に対しては、必要に応じて空家法に基づく措置を実施し、その対応を所有者へ促すことで著しい管理不全状態を解消する。
- 「武蔵野市良好な住まいづくりに関するパートナーシップ協定」を締結し、各専門団体等との連携により、相談者へ対応している。今後、個人情報等に十分配慮し、さらなる連携強化を進め、横断的な対応を図る。

(21) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備（平和・文化・市民生活、緑・環境）

- 公園の新設、既存公園の拡充・再整備によりオープンスペースを確保し、防災効果の高い公園の整備に努めていく。
- 地域防災計画に基づき、公園等に防災設備を整備するなど震災時の防災拠点としての機能を向上させる。
- 地域住民が防災広場を有効に活用していくため、整備後の維持管理や訓練の実施などについて地域住民による自主防災組織の結成を促進し、指導・育成する。

(22) 農地の保全（緑・環境）

- 市街地のオープンスペースの確保と良好な都市環境の形成のために指定されている生産緑地地区を、これら生産機能や環境防災機能として活用されるよう保全に努めていく。

(23) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境）

- 都市の防災機能を高めるため、グリーンパーク緑地や本村公園など緑の回廊とともに各地に点在する公園緑地の様々な空間を利用して緑の防災ネットワークを形成する。
- 公園・緑地等のオープンスペースの整備とあわせて、木造住宅密集地域などに点在する公園等を地域防災計画に基づき防災機能を備えた空間として整備するとともに、倒壊による被害を最小限にするため、ブロック塀等を生垣へ転換することなどにより緑の防災ネットワークを形成する。

(24) 都市計画道路の整備（都市基盤）

- 広域的な緊急輸送ネットワークとして機能する都市計画道路を避難道路として整備を推進する。
- 東京における都市計画道路の整備方針に基づき、都市計画道路の整備を推進する。
- 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など都市防災の一層の向上を図る。
- 都市計画道路の整備にあたっては、歩道に植樹帯を設けること等により、緑のネットワーク形成を図る。

（関連主体：都）

(25) 区画道路の整備（都市基盤）

- 震災時に消防活動の困難が予想される区域を把握し、必要に応じて区画道路計画等を策定し道路整備を進める。
- 街区内の一時集合場所周辺の道路を整備し、避難道路となる都市計画道路につながるルートを確認する。

(26) 狭あい道路の拡幅整備（都市基盤）

- 幅員が4mに満たない狭あい道路等を拡幅整備し、災害時の避難路や緊急車両の乗り入れなど、消防活動路を確認する。

(27) 橋りょうの維持管理（都市基盤）

- 地震時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市が管理する橋りょうについて、5年に1度行う定期点検で損傷の有無を正確に把握し、計画的な修繕や架け替えを実施することで、一定程度以上の健全度ランク及び安全性を確保する。耐震化については、補修設計の段階で耐震補強の要否を検討する。

(28) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤）

- 道路上の不法占用は、歩行者の通行スペースを狭めるなど道路の交通に支障をきたしている。違法な看板等の改善指導を実施し、平時から快適で安全な街づくりを主眼に取り組んでいく。特に吉祥寺では、吉祥寺活性化協議会、警察署、市の三者一体で取り組む。
- 不法占用物設置者を重点に、指導を強化する。
- 劣化により落下の危険性のある屋外広告物設置者に対して、実態調査と改善指導を適時実施する。

（関連主体：警察署、吉祥寺活性化協議会）

(29) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤）

- 設置者及び自動販売機業界に対して、自動販売機が道路上にはみ出さないことや、災害時においても転倒しないよう強固に設置することなどを指導していく。

(30) 無電柱化の促進（都市基盤）

- 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力や通信の安定供給を図る。
- 景観整備路線事業計画（第2次）の策定からおおむね5年が経過することから、未整備路線の検証を含め、事業化路線の追加・見直しを行い、令和4年度には、今後の無電柱化施策の方向性や取組み等を定めた無電柱化推進計画（仮称）を策定する予定である。なお、従来の電線共同溝方式は、コスト面に課題があるため、国で行っている低コストとなる手法の技術的検証結果を踏まえ事業化を行う。

（関連主体：都）

（31）放置自転車対策の推進（都市基盤）

- 自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例により、駅周辺道路に放置禁止区域を指定し、自転車やミニバイクの放置を禁止し、円滑な交通と防災活動の確保を図る。
- 震災時に避難路となる歩道空間を確保するため、日頃より自転車やミニバイクの放置防止指導を徹底する。

（32）違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 幹線道路においては、交通管理者や民間監視員による違法駐車の影響・取締り、違法駐車抑止のための広報・啓発活動とともに、道路管理者、配送事業者、地域商店会等と相互に連携を図り、道路交通の適正化と防災活動の確保を図る。

（関連主体：警察署）

（33）一時集合場所・避難所の指定（健康・福祉、子ども・教育、平和・文化・市民生活）

- 避難所に指定した学校施設の利用範囲等については、あらかじめ施設管理者等と協議し授業再開を念頭に置いた避難所として、利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定めておく。
- 高齢者や障害者・妊婦など、専門的ケアは必要ないが配慮が必要な避難者のために、避難所内に一般避難者スペースとは別におもいやりルーム（福祉避難室）を設置する場所を定めておく。
- 迅速に避難所を開設設営するため、建物点検リストを活用し初動要員が一定の判断を行う。また、応急危険度判定員（避難所施設等安全点検スタッフ）との連絡体制について検討を進める。
- 消防署と協力し、避難所周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利基準に基づき、当該地域に防火水槽等の震災時消防水利を確保する。

（関連主体：消防署）

（34）消防団体制の強化（平和・文化・市民生活）

- 消防団の災害発生時における消防活動に万全を期するため、分団詰所・装備資機材の充実・強化を図る。
- 地域の消防力向上のため、女性消防団員を含む消防団員の確保と質の向上に努める。
- 消防団詰所整備計画に基づいた、分団詰所の維持整備を進める。
- 消防団の応急救護資器材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図り、上級救命技能の取得及び簡易救助器具等の整備を推進し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。
- 円滑な消防活動を実施するため、訓練等を通じ消防署との連携強化を図る。

（関連主体：消防署、消防団）

(35) 自主防災組織の強化（平和・文化・市民生活）

- 自主防災組織の活動に必要な資器材等の整備に関する支援を行う。
 - 防災意識の普及や高揚を図るため、自主防災組織が実施する訓練等の各種防災行事に協力する。
 - 自主防災組織のリーダーを育成するため、各種研修を実施する。
 - 消防署と連携し、訓練の技術指導や実技体験訓練を実施し、自主防災組織の活性化に努める。
 - 自主防災組織の連絡会を通じ、自主防災組織のスキルアップや連携を高めていく。
- （関連主体：武蔵野市民防災協会）

(36) 事業所防災体制の強化（平和・文化・市民生活）

- 各防災関係機関と連携し、事業所との協定締結や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業所の防災力の向上を図る。
- （関連主体：消防署）

(37) 避難行動要支援者名簿の作成（健康・福祉、平和・文化・市民生活）

- 高齢者や障害者（児）、外国人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者のうち、特に支援を要する者などを対象とした避難行動要支援者名簿を作成する。
- これまで災害時要援護者対策事業を実施してきたことから、災害時要援護者の名簿も併用して活用する。
- 未同意の避難行動要支援者名簿の一斉更新を1年に1度行う。更新にあたっては、要件に該当する者を抽出し、管轄区域の民生委員・在宅介護支援センター・地域包括支援センター・基幹相談支援センターが確認し、名簿に掲載すべき者の追加や掲載不要な者の削除を行う。
- 災害時要援護者の名簿は2カ月に1度更新を行う。災害時要援護者及びその支援者の市内転居、市外転出、死去など異動情報を抽出する。
- 災害の発生に備え、本人の同意が得られた災害時要援護者の名簿情報を、避難支援等関係者に対して、事前に提供する。

（38）災害時要援護者等の安否確認体制の整備（健康・福祉、平和・文化・市民生活）

- 災害時要援護者等の安否確認体制について市民周知を推進していく。
- 災害時要援護者に関する住居や情報伝達体制、必要な支援内容等の情報を平時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の支援者を定める等災害時要援護者対策を継続する。
- 武蔵野市災害時要援護者対策事業支援者標準マニュアルの改訂・充実や、複数の支援者を定める等、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）を策定する。
- 災害時要援護者及び未同意の避難行動要支援者の安否確認情報を集約する「安否確認情報シート」について統一様式を定め、活用していく。
- あらかじめ各避難所において、避難所運営組織やシルバー人材センター等関係団体の中から、未同意の避難行動要支援者の安否確認を行うためのコーディネーターを優先順位をつけて複数選任し、安否確認体制を構築する。
- マンション等集合住宅の安否確認はマンション等集合住宅内で行うことを原則とし、自主防災組織の設立を促すとともに、マンション等集合住宅の自主防災組織に対し、集合住宅内の住民の安否確認体制を構築するよう働きかける。
- 災害時要援護者のみならず、避難行動要支援者全体の名簿を管理することを可能とした災害時要援護者業務システムを運用し、発災時に円滑に名簿等が活用されるよう、必要に応じてさらなる機能充実を図る。
- 未同意の避難行動要支援者に対する安否確認コーディネーター・チームや避難が必要となった場合の避難支援コーディネーター・チームとの連携等について、武蔵野市災害時要援護者対策事業支援者標準マニュアルを改訂・充実していく。

（39）避難行動要支援者の避難支援体制の整備（健康・福祉、平和・文化・市民生活）

- 避難行動要支援者の避難支援体制についての市民周知を推進していく。
- 避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成について検討する。
- あらかじめ各避難所において、避難所運営組織、市民安全パトロール隊、防災推進員等関係団体の中から、避難支援コーディネーターを優先順位をつけて複数選任し、避難支援体制を構築する。
- 集合住宅の自主防災組織に対し、集合住宅内の住民の避難支援体制を構築するよう呼びかける。
- 避難支援等関係者本人またはその家族等の生命・身体の安全が図られることが、避難行動支援体制の大前提であることから、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(40) 応急保育・育成・教育体制の推進（子ども・教育）

- 各子ども・子育て支援施設については、公共施設等総合管理計画の改定を踏まえ、計画的な維持・更新のための方針を策定し、整備を進める。
 - 保護者が帰宅困難者や行方不明となった乳幼児、自宅や一般避難所で生活困難な乳幼児がいる家庭のための避難所（保育園型福祉避難所）として、公立保育園等を活用することを検討する。
 - 市及び保育園長は、保育園の立地条件を考慮したうえ、災害時の応急保育計画、保育の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。
 - 園児の避難訓練を実施する他、市が行う防災訓練に職員、園児等も参加、協力する。
 - 市及び学童クラブ運営事業者は、災害時の学童クラブにおける育成の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。
 - 児童生徒等の避難訓練を実施する他、市が行う防災訓練に教職員、児童生徒等も参加し、協力する。
 - 学校長は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。
 - 在校中や休日等のクラブ活動などで児童生徒等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
 - 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
 - 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。
- （関連主体：保育園、学童クラブ運営事業者、警察署、消防署（団））

(41) 被災住宅の応急危険度判定（都市基盤）

- 定期的に応急危険度判定協議会を開催し、講習等により応急危険度判定員の判定の習熟を図る。
- 災害時における応急危険度判定員との情報連絡体制の構築を図る。
- 被災建築物応急危険度判定に必要な資機材等を備蓄する。

（42）防災広報の充実（平和・文化・市民生活、行財政）

- 市及び関係機関の職員はもとより、市民・事業所に対して予防対策・応急対策について、市報その他様々な広報媒体を活用した広報の充実を図る。
- 市の防災対策を周知するため、防災情報マップ・浸水ハザードマップ・防災ハンドブック等の防災パンフレットを作成し、市民や防災関係機関を対象に配布する。
- 平時から、ホームページで地域防災計画等各種防災計画の紹介を行う他、一時集合場所、避難所、広域避難場所、防災広場、緊急医療救護所等の位置を示した防災情報マップ等を見やすく、わかりやすい表現を用いて提供する。
- 外国人に伝わりやすい言語を使い、市ホームページにて防災情報を提供する。
- 平時から、ケーブルＴＶ（Ｊ:COM 武蔵野・三鷹）・コミュニティＦＭ（むさしのＦＭ）の情報番組を利用して各種防災訓練、シンポジウム等の情報を提供し、市民の防災意識・活動の啓発を図る。
- LINE・ツイッター等により様々な市政情報を提供する中で、随時、防災情報も提供していく。
- 地域団体が発行する広報誌等について、市は防災対策の紹介や情報提供を行うなど、防災に関する地域の広報活動を支援する。

（43）地域防災活動及び防災教育の充実（平和・文化・市民生活）

- 地域防災活動の充実にあたっては学校教育や社会教育を活用するとともに、自主防災組織や避難所運営組織等をはじめとする地域での取り組みや防災訓練を兼ねたイベント等を通じて、より身近な実践的活動の充実に努める。
 - 自主防災組織や避難所運営組織のリーダー等を対象に、コーディネート能力のさらなる向上を図るため、人材養成の仕組みを検討する。
 - 市及び関係機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育（地域防災セミナー等）の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養する。
 - 地域の防災活動を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた次世代の防災リーダーを育てる取り組みを実施する。
 - 各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るための防災啓発・防災教育を推進する。
 - 学校との連携による小学生から大学生までの防災教育の充実を図る。
 - 訓練、研修会を通じて防災推進員のスキルアップを図っていく。
- （関連主体：都、消防署、警察署、武蔵野市民防災協会、日本赤十字社東京支部）

（44）防災訓練の充実（平和・文化・市民生活）

- 多様な主体による防災訓練を充実させるとともに、防災訓練について周知徹底を図り地域住民等の参加を促進する。
- 市民、各防災関係機関相互及び事業所との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練を実施する。
- 市をはじめ防災機関の訓練に図上訓練など訓練参加者の判断力、行動力、決断力等を養う実践的な内容を積極的に取り入れていく。
- 都が実施する総合防災訓練に参加し、広域防災体制の強化を図る。

（45）避難行動要支援者等に配慮した防災訓練の実施（健康・福祉、平和・文化・市民生活）

- 防災訓練を実施するにあたっては、災害時要援護者と避難支援等関係者の両者に参加を呼びかけ、情報伝達、安否確認及び避難支援等について実地訓練を行う。また、平時は公開できない未同意の避難行動要支援者名簿については、疑似名簿を作成して訓練を行う。
- 避難行動要支援者の防災訓練の機会を拡充するとともに、訓練参加者が実際に車いすで避難し、その支援を経験するなど、障害特性に応じた避難支援の実験を体験する機会を充実させ、訓練参加者の防災意識を高めることに努める。

（46）災害時の外国人支援対策の推進（平和・文化・市民生活）

- （公財）武蔵野市国際交流協会等外国人支援団体と連携し、通常実施しているイベントの場を利用し、平時から情報提供を行う。
- 外国人支援団体と連携しながら、外国人にもわかりやすい防災マニュアル・防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等、普及・啓発に努める。
- 外国人支援団体と連携し、地域の防災訓練に外国人が参加することを推進する。
- （公財）武蔵野市国際交流協会は、災害時を含めた多言語対応可能な語学ボランティアの育成支援を行う。
- 市内大学等の外国語サークルや国際交流サークル等との連携を検討する。
- 外国人に対する情報提供体制について、英語・中国語・韓国・朝鮮語など多言語による情報提供として、市ホームページを活用するとともに、避難所における掲示物などの翻訳等、（公財）武蔵野市国際交流協会と連携し、災害時における情報提供体制を検討する。
- （公財）武蔵野市国際交流協会と連携し、災害時における外国人の相談体制を検討する。
（関連主体：（公財）武蔵野市国際交流協会）

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設の火災による死傷者の発生

(1) 初期消火体制の強化（平和・文化・市民生活）

- 消火器購入補助制度の周知を行う。
- 地域設置消火器の保守・管理を進める。
- 家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、全ての住宅に消火器を設置できるよう普及を図る。
- 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に対し、消防関係法令及び東京消防庁監修予防事務審査・検査基準に基づき、耐震措置を指導する。
- 初期消火体制の強化を図るため、自主防災組織の設立を支援する。
- 武蔵野市民防災協会と連携し、住宅用火災報知器の設置、点検、交換を推進していく。
(関連主体：消防署、武蔵野市民防災協会)

(2) 消防水利の整備（平和・文化・市民生活）

- 震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図る他、公共施設への併設や民間の開発行為等に際して、まちづくり条例により防火水槽等の確保を積極的に推進する。
- 震災時の市街地火災に備えた水利として耐震性を有する防火水槽を整備する。市及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- 耐震性を満たさない既存の防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- 延焼危険度が高い市内東部地域や木造住宅密集地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の震災時消防水利の増設設置を推進する。
(関連主体：消防署)

(3) 円滑な消防活動の確保（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能になることが予想されるため、狭あい道路の拡幅整備、電線類の地中化整備などを関係機関と連携して推進する。
- 震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開や交通規制等について道路管理者や警視庁と連携し、消防活動路の確保に努める。
- 平時に消防活動が困難な区域はないものの、震災時には、狭あい道路をはじめ、ブロック塀の倒壊、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域の発生が予想されるため、道路、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備及び消防団体制の充実などを進め、消防活動が困難な事態の対策を推進する。
(関連主体：消防署、警察署)

(4) 消防団体制の強化（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒1-1（34）】

(5) 自主防災組織の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（35）】
(6) 事業所防災体制の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（36）】
(7) 建築物の不燃化（都市基盤） ○武蔵野市用途地域等に関する指定方針及び指定基準に基づき、防災上重要な地域を対象に防火地域に指定する。また原則として、50%以上の建ぺい率が指定された地域に、準防火地域を指定する。
(8) 木造住宅密集地域における不燃化・耐震化（都市基盤） 【再掲⇒1-1（4）】
(9) 空き住宅等の予防・適正管理・利活用の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（20）】
(10) 出火防止対策の推進（平和・文化・市民生活） ○火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。 ○電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及促進を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。 ○発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。 ○各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。 （関連主体：消防署）
(11) 高層建築物及び地下街の安全対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（16）】
(12) 一時集合場所・避難所の指定（健康・福祉、子ども・教育、平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（33）】
(13) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備（平和・文化・市民生活、緑・環境） 【再掲⇒1-1（21）】
(14) 農地の保全（緑・環境） 【再掲⇒1-1（22）】
(15) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】

(16) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(17) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(18) 狭あい道路の拡幅整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（26）】
(19) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(20) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】
(21) 避難行動要支援者名簿の作成（健康・福祉、平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（37）】
(22) 災害時要援護者等の安否確認体制の整備（健康・福祉、平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（38）】
(23) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備（健康・福祉、平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（39）】
(24) 応急保育・育成・教育体制の推進（子ども・教育） 【再掲⇒1-1（40）】
(25) 防災広報の充実（平和・文化・市民生活、行財政） 【再掲⇒1-1（42）】
(26) 地域防災活動及び防災教育の充実（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（43）】
(27) 防災訓練の充実（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（44）】
(28) 避難行動要支援者等に配慮した防災訓練の実施（健康・福祉、平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（45）】

1-3 大規模な内水氾濫等による長期的な市街地の浸水

(1) 都市部における内水浸水対策（平和・文化・市民生活）

- 局地的大雨による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、冠水実績箇所周辺の側溝等の整備、アンダーパス排水設備の定期点検と点検結果に基づく補修・更新及び自動遮断機等の安全対策を推進する。
- 頻発する局地的大雨や台風等による水害を軽減するため、流域全体における治水水準の向上に向けて雨水流出抑制を促進するとともに、河川と連携した下水道整備を検討し、総合的に対策を進める。
- 公有地においては、学校などの公共施設や道路、公園等への雨水浸透施設等の設置や生活道路の透水性舗装への改修に加え、地表面の緑化などによるグリーンインフラの整備の検討を行い、総合的な雨水浸透等対策を推進する。また、民有地についても、雨水浸透施設等の普及・促進を図るため、戸別訪問などにより積極的に周知を行い、引き続き助成事業を実施する。

(2) 風水害に対する安全性の向上（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- マンションに対して、電気・設備室の浸水対策の必要性についての情報提供を行う。
- 台風等の風害に対して、国や都の動向を踏まえ、対策を研究する。
- 浸水ハザードマップを活用し、市民に対し、住まいや周辺地域の水害に対するリスクを認知してもらう取組みを進める。
- 庁内における情報連絡態勢を堅持するため、情報連絡会を開催する。
- 頻発する局地的大雨や台風等による水害を軽減するため、流域全体における治水水準の向上に向けて雨水流出抑制を促進するとともに、河川と連携した下水道整備を検討し、総合的に対策を進める。
- 公有地においては、学校などの公共施設や道路、公園等への雨水浸透施設等の設置や生活道路の透水性舗装への改修に加え、地表面の緑化などによるグリーンインフラの整備の検討を行い、総合的な雨水浸透等対策を推進する。また、民有地についても、雨水浸透施設等の普及・促進を図るため、戸別訪問などにより積極的に周知を行い、引き続き助成事業を実施する。

(3) 下水道事業による浸水対策の推進（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤）

- 頻発する局地的大雨や台風等による水害を軽減するため、流域全体における治水水準の向上に向けて雨水流出抑制を促進するとともに、河川と連携した下水道整備を検討し、総合的に対策を進める。
- 公有地においては、学校などの公共施設や道路、公園等への雨水浸透施設等の設置や生活道路の透水性舗装への改修に加え、地表面の緑化などによるグリーンインフラの整備の検討を行い、総合的な雨水浸透等対策を推進する。また、民有地についても、雨水浸透施設等の普及・促進を図るため、戸別訪問などにより積極的に周知を行い、引き続き助成事業を実施する。

(4) 防災広報の充実（平和・文化・市民生活、行財政） 【再掲⇒1-1（42）】
(5) 地域防災活動及び防災教育の充実（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（43）】

1-4 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

(1) 風水害に対する安全性の向上（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-3（2）】
(2) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(3) 屋根瓦・窓ガラス・天井等の落下防止対策（都市基盤） 【再掲⇒1-1（14）】
(4) 防災広報の充実（平和・文化・市民生活、行財政） 【再掲⇒1-1（42）】
(5) 地域防災活動及び防災教育の充実（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（43）】

2 発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 緊急物資輸送拠点の確保（平和・文化・市民生活）

- 震災時、都などから輸送される緊急輸送物資並びに調達した食品及び生活必需品等の受け入れ、配給、被災地域への輸送等を集中的・効率的に行う緊急物資輸送拠点を確保する。
- 物流事業者等と連携した物資の搬出体制を構築する。
- 義援物資については、都と市が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定する。

（関連主体：都）

(2) 防災拠点機能の強化（平和・文化・市民生活）

- 防災拠点となる施設については耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図るとともに、情報機能を強化するなど、より効果的な拠点形成を図る。さらに、中枢拠点が被災した場合のバックアップ機能の強化を図る。
- 市庁舎の他、市民文化会館、総合体育館、クリーンセンター、学校・共同調理場などの給食施設等についてもそれぞれの分野における拠点としての機能を強化する。

(3) ヘリコプター活動拠点の確保（平和・文化・市民生活）

- 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や都及び関係機関と協議のうえあらかじめ確保する。
- 災害時には、災害時臨時離着陸場候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や都及び関係機関と連携して行う。

（関連主体：都）

(4) ヘリサインの設置（平和・文化・市民生活）

- 公共建築物におけるヘリサインの整備を検討する。

（関連主体：都）

（５）支援物資の物流態勢の構築・整備（平和・文化・市民生活）

- 都が推進するプッシュ型支援などに、迅速に対応できる受援態勢を構築することで、いち早く被災者の手元に物資を届けるようにする。協定等による輸送車両の確保、ボランティアを中心とした作業員の確保、マニュアルの整備を行う。業界団体等の協力を得て、物流に関するノウハウを吸収し、災害時に実効的に活動できる態勢を構築する。
- 物資の受入れ・仕分け・輸送については、協定締結先等と協力のうえ訓練を実施し、災害時に効率的に作業を行えるように態勢を確保する。
- 他自治体への応援要請や業界団体との協定締結等の準備を進める。特に、入手することが困難になることが予想される物品は、複数の調達経路を用意することで、確実性を高めるようにする。
- 物資の調達については、協定締結先等と協力のうえ訓練を実施し、災害時に効率的に作業を行えるように態勢を確保する。

（６）車両燃料等の確保（平和・文化・市民生活）

- 平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を優先的に受ける施設の決定などを検証する。
- 今後は電気自動車の有効活用について検討する。

（７）応急給水態勢の整備（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 非常時用の水源確保のため、市立小中学校及び広域避難場所に非常災害用給水施設を設置し、飲料水等を確保する。
- 非常災害用給水施設には自家発電装置を装備し、停電時の稼働を確保する。
- 水源となっている井戸施設にも自家発電装置を装備し、停電時の稼働を確保することで、非常災害用給水施設として利用する。
- 非常災害用給水施設や飲料水兼用耐震性貯水槽の運転については、協定締結先である管工事業協同組合も訓練を実施し、災害時に作業を行えるように態勢を確保する。
- 災害対策用井戸所有者への補助制度・水質検査を継続し、災害対策用井戸を確保する。
- 防火水槽や市及び・民間が所有するプールなどを、生活用水として応急給水を実施するための水源として利用することを検討する。
- 第一・二浄水場の運搬給水態勢を整備する。
- 運搬給水車両及び車両の燃料の確保、整備を行う。
- 運搬給水車両等として使用を予定している車両については事前に警察へ届け出を行い、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受ける。
- 運搬給水に必要な資器材の確保、整備を行う。
- 協定締結先や日本水道協会等の応援協力先に運搬給水車両の確保を依頼する。
- 運搬給水については、協定締結先等と協力のうえ訓練を実施し、災害時に効率的に作業を行えるように態勢を確保する。
- 仮設給水栓の設置作業における人員を確保する。
- 仮設給水に必要な資器材を整備する。
- 仮設給水については、協定締結先等と協力のうえ訓練を実施し、災害時に効率的に作業を行えるように態勢を確保する。
- 災害時給水マニュアルの随時見直しを行う。

（関連主体：管工事業協同組合）

（８）水道施設の震災対策の推進（都市基盤）

- 耐震継手管を全面的に採用し、耐震管路へ更新を行う。
- 医療機関や主要公共施設、コミュニティセンターなどの重要施設につながる管路は、耐震管路へ更新を行う。
- 耐震性の低い硬質塩化ビニル管、鋳鉄管の更新を推進するとともに、対象範囲を広げていく。
- 給水装置の分岐から第一止水栓まで全てステンレス化とし、耐震性を強化する。
- 災害時にも安定した取水量を確保するため、水源施設へ自家用発電設備等の整備を行う。
- 機械、電気及び計装設備の振動による滑動、転倒の防止策を講じる。
- 震災時の被害想定をもとに、震災対策マニュアル等により震災時の応急体制組織等を確立する。
- 震災直後の被害状況を的確に把握するため、浄水場に設置した緊急遮断弁等の地震計を活用する。
- 水道部庁舎、第一浄水場及び第二浄水場にMCA無線をはじめ、各種関係図面（管路図、住宅図等）、優先応急給水・応急復旧場所の位置図及び応急給水・応急復旧の資機材等の整備を図る。
- 地震発生時における的確な防災対応を確保するため、職員に対する教育訓練を実施する。
- MCA無線を水道部庁舎、第一浄水場、第二浄水場及び公用車等に配備し、無線による部内施設相互の情報連絡システムを確立するとともに、平時の維持管理業務等で使用することにより、職員の無線運用の周知を図る。
- 震災時の材料調達が迅速にできるよう製造業者や代理店等と震災時応援協定等の締結を進める。その他機械整備や薬品管理における震災対策を進める。
- 給水車、給水タンク等の応急給水用資機材の整備に努める。また、協定締結先や日本水道協会等の応援協力先に運搬給水車両の確保を依頼する。
- 震災等で水道施設に被害を受けた場合大規模な断水等が発生する恐れがある。都が管理する水道管とつながることにより、水道水の安定供給は一層高まるため、都営水道との一元化を推進する。
- 震災時の応援要請または応援派遣を想定して、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施できるよう日本水道協会との連携強化を図る。

（関連主体：都、管工事業協同組合、日本水道協会）

（９）公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備（平和・文化・市民生活、緑・環境）

【再掲⇒1-1（21）】

（10）農地の保全（緑・環境）

【再掲⇒1-1（22）】

（11）緑の防災ネットワークの形成（緑・環境）

【再掲⇒1-1（23）】

(12) 駅前広場の整備・機能拡張（都市基盤） ○交通錯綜や交通機能不足などの課題解決の他、イベントや交流、災害時などに使用できる多機能空間を確保し、街の玄関口としてふさわしい質の高い駅前広場とするため、長期的な視点で広場拡張に向けた検討を進める。 ○駅前広場やその周辺では、公共交通や歩行者の安全で円滑な通行を確保するため、交通機能や滞留空間の充足について、面的な市街地再編も視野に検討を進める。 ○吉祥寺駅南口駅前広場の早期整備を目指すとともに、吉祥寺駅南口周辺の交通体系の再編について検討する。
(13) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） ○都は、緊急輸送道路に位置付けた道路の整備を進め、緊急輸送ネットワークを形成する。 ○緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」の整合を図る。 （関連主体：都）
(14) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(15) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(16) 橋りょうの維持管理（都市基盤） 【再掲⇒1-1（27）】
(17) 交差点改良事業の推進（都市基盤） ○都では、右折レーンが無いため、右折待ち車両により後続車が直進できず渋滞が発生している交差点において、右折レーンを設置し、交通渋滞の緩和を図る交差点改良事業を推進している。引き続き、都と連携し、震災時における救助・救急機能の確保等、地域の防災性向上を図るため、交差点の改良を進める。 （関連主体：都）
(18) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(19) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(20) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（13）】

(21) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（28）】
(22) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（29）】
(23) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(24) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(25) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】
(26) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活） ○災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との、災害時における連携を検討する。また、災害の規模によっては都を通じて市外建設団体への支援要請も検討する。 （関連主体：東京建設業協会）
(27) 備蓄倉庫の整備（平和・文化・市民生活） ○避難所備蓄倉庫を確保し、災害時に物資を取り出しやすい場所に整備するよう配慮する。 ○避難所防災倉庫を確保し、災害時に物資を取り出しやすいように倉庫内を整備する。 ○倉庫を改築後、避難所備蓄倉庫は 20 m²程度、避難所防災倉庫は 100 m²程度確保する。 ○多様な被災者ニーズに配慮した備蓄を実施するにあたり、避難要支援者対策などの目的別の備蓄スペースを確保する必要があるため、拠点倉庫の運用の充実を図る。

（28）市民の自助・共助による備蓄の推進（平和・文化・市民生活）

- 3日分以上の水・食料を備蓄する市民の割合について、70%以上を目標とする。
- 市民各自が最低でも3日間分の飲料水、食料や生活必需品を蓄えるように、防災訓練や防災講座、学校教育と連携した取組みなどにより、啓発・推進を行う。また、まちづくり条例に基づき、集合住宅への防災備蓄倉庫の整備を促進することで、集合住宅での備蓄を推進する。
- 集合住宅の高層階の居住者には、エレベーター停止による運搬困難を想定して、5日分以上の水・食料の備蓄を推進する。
- 教育機関と連携し、家庭で行う災害への備えについての教育カリキュラムを児童・生徒・保護者向けに実施する。
- 市民、事業者による食料・生活必需品等の備蓄を促進するため、まちづくり条例に基づき、集合住宅への防災備蓄倉庫の整備を促進する。
- 市民は、ライフライン被害による停電・断水等を想定し、懐中電灯、携帯ラジオ、電池・モバイルバッテリー、カセットガスコンロ、ガスボンベ、携帯トイレ等を備蓄する。また、平時から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

（29）自助・共助による飲料水等の確保（平和・文化・市民生活）

- 市民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、まちづくり条例に基づき、集合住宅への防災備蓄倉庫の整備を促進する。
- 水道の復旧には時間を要するので、事業所及び家庭においては、平時から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。
- 1日1人3ℓの備蓄を目標に市民の飲料水備蓄の啓発を推進する。

（30）被災者への物資の配布態勢の整備（平和・文化・市民生活）

- 孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品の円滑な供給に十分配慮する。物資供給態勢を構築することで、被災者に避難所ではなく自宅等での生活を選択できるように誘導する。また被災生活を自宅で継続する被災者に対して物資を配布するために、物資配布についての情報をいち早く確実に市民に伝達する手法を構築する。防災行政無線やむさしのFM、掲示板、SNSの活用など、多重に手法を選択することで、情報の不平等が発生しないような工夫を継続する。
- 避難所ではなく、自宅などで生活を継続している要配慮者の手元に、必要な物資を届ける仕組みを検討する。
- 物資供給マニュアルを策定し、非常時における対応を手順化する。

(31) 自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進（健康・福祉、平和・文化・市民生活）

- 東日本大震災被災地での事例を踏まえ、災害時に自宅で生活を継続する被災者のために、必要な情報・水・食料などを避難所で提供できる仕組みづくりを検討する。
- 一人暮らしの高齢者などに対する避難所からの水・食料等の提供支援について、地域のボランティア、中学生・高校生等の活用を検討する。
- 避難所だけでなく、災害時にコミュニティセンターで開設する「災害時地域支え合いステーション」での情報・物資の提供も検討する。
- 在宅等の災害時要援護者へのアウトリーチ（訪問支援）の仕組みとして、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、福祉サービス事業者、民生児童委員協議会、地域ボランティア団体等との連携を図る。
- 在宅避難について周知する。
- 日常備蓄（ローリングストック）の啓発等により市民へ備蓄について推進していく。

(32) マンション等の集合住宅の生活継続計画（都市基盤）

- 管理組合等を中心に自主防災組織の設立を進める。
- マンション等の集合住宅の管理組合等は、発災後も共同して生活を継続するための「マンション生活継続計画」（MLCP）を作成し、建物の補強、電気、水道等の設備の改善、資機材等の備蓄及び居住者による共助の基礎づくり等を進める。
- マンション等の集合住宅の防災力を強化し、発災後も住民が自宅で生活を継続することを可能にするため、管理組合等のマンション生活継続計画の作成等の支援を検討する。

(33) 防災訓練の充実（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒1-1（44）】

(34) 市民・行政・事業所等の連携（平和・文化・市民生活、行財政）

- 災害協力協定を締結している関係団体と災害時の連絡手段の確保等、連携体制のさらなる強化を図る。
- 関係団体との間で災害時の応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなど、応援体制のネットワーク化を図る。
- 災害時に民間団体と協働で応急対応するために平時から、随時講習・実習等を行い、連携を強化する。
- 地域の防災連携体制を推進するため、事業所等と地域住民が連携した防災訓練等の充実を図る。
- 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を事例として、市、都、防災関係機関、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置を推進する。
- 他自治体との相互支援体制の強化を図る。
- 市域内における公共的団体の防災に関する組織及び市民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平時から相互の連絡を密にし、これら団体の業務及び協力方法等、協力体制の確立に努める。
- 地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を検討する。
- 地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の諸団体の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。
- 都と連携して、商工会議所等の協力を得て、防災について地域貢献の意志のある事業者の紹介を受けて、地域との連携を図る。

（関連主体：都、災害協力協定締結団体）

2-2 警察、消防、自衛隊等の被災地による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 市民の救出・救助活動能力の向上（平和・文化・市民生活）

- 自主防災組織及び一般市民に対する、救出・救助活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。
- 避難所となる小中高等学校 20 か所、コミュニティセンター及び自主防災組織等に、災害用救助工具の配備を推進する。
- 市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。
- 応急手当普及用資器材の整備・充実を図るとともに、（公財）東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開する。

（関連主体：東京防災救急協会）

(2) 事業所等の救出・救助活動能力の向上（平和・文化・市民生活） ○消防署は、バール等、震災に備えた自衛消防隊の装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行うため、訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。 ○消防署は、自衛消防活動の中核要員を中心に、事業所等の従業員に対し、上級救命講習等の受講を促進する。 ○自衛消防活動の中核要員等へ応急救護知識の普及を図るとともに、技術を有する者を中心とした訓練を実施する。 ○事業所等における応急手当の指導者を養成することなどにより、事業所等の自衛消防隊の応急救護能力の向上を図る。 （関連主体：消防署）
(3) 消防団体制の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（34）】
(4) 自主防災組織の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（35）】
(5) ヘリサインの設置（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（4）】
(6) ヘリコプター活動拠点の確保（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（3）】
(7) 防災拠点機能の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（2）】
(8) 車両燃料等の確保（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（6）】
(9) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備（平和・文化・市民生活、緑・環境） 【再掲⇒1-1（21）】
(10) 農地の保全（緑・環境） 【再掲⇒1-1（22）】
(11) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】
(12) 駅前広場の整備・機能拡張（都市基盤） 【再掲⇒2-1（12）】
(13) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（13）】

(14) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(15) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(16) 狭あい道路の拡幅整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（26）】
(17) 橋りょうの維持管理（都市基盤） 【再掲⇒1-1（27）】
(18) 交差点改良事業の推進（都市基盤） 【再掲⇒2-1（17）】
(19) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(20) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(21) 木造住宅密集地域における不燃化・耐震化（都市基盤） 【再掲⇒1-1（4）】
(22) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（13）】
(23) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（28）】
(24) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（29）】
(25) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(26) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(27) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】
(28) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（26）】
(29) 市民・行政・事業所等の連携（平和・文化・市民生活、行財政） 【再掲⇒2-1（34）】
(30) 警察など関係機関・団体との連携強化（平和・文化・市民生活） ○平時から警察や武蔵野防犯協会等の関係機関・団体との情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

(31) 自衛隊との連携強化（平和・文化・市民生活）

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

(32) 防災訓練の充実（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒1-1（44）】

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(1) 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底（平和・文化・市民生活）

- 都と連携し、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会・訓練の実施等により普及啓発を図る。
- 東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための具体的運用方法等については、「東京都帰宅困難者対策実施計画」として都が取りまとめ、都民や事業者・学校等に周知していく。

（関連主体：都）

(2) 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会の活動促進（平和・文化・市民生活）

- 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会内の情報連絡体制の仕組みについて、さらなる検討を行う。また、情報提供拠点となる現地本部の設置を検討する。
- 民間事業者、学校等へは「一斉帰宅行動の抑制」、「従業員等の備蓄品は、事業所内で備蓄」等を協力依頼していく。
- 吉祥寺駅周辺に災害用備蓄倉庫を確保し、災害時に物資を取り出しやすい場所に整備するよう配慮する。
- 吉祥寺駅周辺に災害用備蓄倉庫を確保し、災害時に物資を取り出しやすいように倉庫内を整備する。
- 協議会を中心に地域の事業者等は、相互に連携し、駅周辺の混乱を防止するためのルールを主体的に設け、市はこれを支援する。
- 吉祥寺ルールを実践するため、帰宅困難対策訓練を実施し、発災時の役割の確認と円滑な行動の習熟を図る。

（関連主体：吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会）

（３）帰宅困難者への情報提供体制整備（平和・文化・市民生活）

- 震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において作成した帰宅困難者等への情報提供ガイドラインを基に、市・事業者等は取組みを進めていく。
- 市のホームページ、ツイッター、ＮＴＴドコモ・ＫＤＤＩ・ソフトバンク・楽天各社の緊急速報メールなどを活用した帰宅困難者向け情報提供手段を確保する。
- サンロード、ダイヤ街、平和通り等の商店街の緊急放送設備や、大型ビジョンを活用した帰宅困難者への情報提供を検討する。

（関連主体：通信事業者）

（４）災害時帰宅支援ステーション等による帰宅支援体制の整備（平和・文化・市民生活）

- 徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、都が指定した井ノ頭通り・五日市街道などの徒歩帰宅支援対象道路と結ぶ市内の幹線道路沿いに、コミュニティセンター（災害時地域支え合いステーション）等公共施設や事業所等を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料、トイレ、休憩の場の確保や情報提供などを行う体制を整備する。
- 都は災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、帰宅支援道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

（関連主体：都）

（５）徒歩帰宅訓練の実施（平和・文化・市民生活）

- 市、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、武蔵野郵便局内の休憩所の提供や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。
- 徒歩帰宅訓練によって、発災直後に、徒歩帰宅することを推奨しているという印象を参加者などに与えないよう「むやみに移動を開始しないこと」の周知や発災後４日目以降という想定で訓練を実施する。

（関連主体：事業者）

(6) 一時滞在施設の確保（平和・文化・市民生活）

- 滞留者・帰宅困難者への対応は、まちぐるみ・社会全体で行っていくため、一時滞在施設としての事前指定・協力依頼（協定書の締結等）を民間事業者等に対して行う。
- 企業や学校などに所属していない行き場の無い帰宅困難者（屋外被災帰宅困難者）等を待機させるため、吉祥寺において現在約 3,500 人分確保している一時滞在施設の受入可能人数について、約 6,000 人分を目標に確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- 吉祥寺駅と同様に、三鷹駅・武蔵境駅において対策を推進する。
- 一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力する、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についてもあわせて普及啓発に努める。
- 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

(7) 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒等）の保護（子ども・教育、平和・文化・市民生活）

- 保育園・地域子ども館及び学校等における児童生徒等の引き渡しに至る対応と避難者対応を両立するマニュアルの整備をする。
 - 市からの情報提供ネットワークを強化するため、保護者へのむさしの防災・安全メール、学校緊急メールの普及を図る。
 - 保育園・地域子ども館及び学校等は、保護者の携帯電話や職場の電話番号だけでなく、携帯メールアドレスなど複数の連絡先の確保や、メールリングリストを作成する等、迅速な緊急連絡体制の確保に努める。また、親族や近隣住民など、保護者以外に安全に児童生徒を引き渡しすることが可能なリストの事前作成に努める。
 - 園児・児童・生徒等を保護するための職員体制と備蓄が必要である。そのために、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等をあらかじめ備蓄する。加えて、保育園等乳児を預かる施設においては、粉ミルクや紙おむつなどを備蓄する。
- （関連主体：保育園、地域子ども館）

(8) 応急保育・育成・教育体制の推進（子ども・教育）

【再掲⇒1-1（40）】

(9) 緊急物資輸送拠点の確保（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（1）】

(10) 防災拠点機能の強化（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（2）】

(11) ヘリコプター活動拠点の確保（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（3）】

(12) ヘリサインの設置（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（4）】

(13) 支援物資の物流態勢の構築・整備（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（5）】
(14) 車両燃料等の確保（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（6）】
(15) 応急給水態勢の整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（7）】
(16) 水道施設の震災対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒2-1（8）】
(17) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備（平和・文化・市民生活、緑・環境） 【再掲⇒1-1（21）】
(18) 農地の保全（緑・環境） 【再掲⇒1-1（22）】
(19) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】
(20) 駅前広場の整備・機能拡張（都市基盤） 【再掲⇒2-1（12）】
(21) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（13）】
(22) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(23) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(24) 橋りょうの維持管理（都市基盤） 【再掲⇒1-1（27）】
(25) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(26) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(27) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（13）】
(28) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（28）】
(29) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（29）】

(30) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(31) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(32) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】
(33) 備蓄倉庫の整備（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（27）】
(34) 市民の自助・共助による備蓄の推進（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（28）】
(35) 自助・共助による飲料水等の確保（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（29）】
(36) 市民・行政・事業所等の連携（平和・文化・市民生活、行財政） 【再掲⇒2-1（34）】
(37) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（26）】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(1) 災害時医療対策の見直し・充実（健康・福祉） ○災害時における病院機能の低下を軽減するため、病院前の緊急医療救護所開設などによる病院支援体制の整備等を検討する。 ○災害発生直後から、全国の災害派遣医療チーム（DMAT）や日本医師会災害医療チーム（JMAT）等災害医療チームが被災地に派遣されてくることが予想されるため、指揮命令や各チームの調整などの受援体制を検討する。 ○武蔵野・三鷹地域において、武蔵野赤十字病院・杏林大学医学部付属病院を中心とした災害時医療連携について検討を進める。 ○北多摩南部保健医療圏地域災害医療連携会議において、地域の特性に応じた災害時における具体的な方策について検討を進める。 ○武蔵野市災害時医療救護本部の円滑な設置・運営に向けて、関係機関と個別具体的な検討を進める。

(2) 災害時医療の情報連絡体制の確保（健康・福祉）

- 災害発生直後において、初期医療救護活動を円滑に実施するために、武蔵野市災害医療コーディネーター、医療機関及び医療救護班等との情報連絡手段を確保する。
- 市災害対策本部との情報連絡を密にするため、M C A 無線、都防災無線電話、無線 F A X、画像伝送システム等の他、アナログ的手法の検討など、必要かつ十分な情報連絡手段の確保及び手順を検討する。
- 発災時における医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会及び消防・警察との連絡手段の確保を検討する。
- 上記の情報伝達手段の習熟及び手順の確立を目的に、定期的に情報連絡訓練を実施する。
- 各機関・団体は、当該機関・団体内の情報収集するための情報伝達手段（簡易業務用無線、など）の確保を推進する。また、各機関・団体は、組織内部における情報連絡手順の確立を図る。
- 関係機関に「通信の確実性」を確保するため、防災用 M C A 無線の他、衛星携帯電話を配備し、情報連絡体制を充実させる。

(3) 武蔵野市災害時医療救護本部の整備（健康・福祉）

- 災害時における市内の医療ニーズとそれに対する医療資源をリアルタイムで把握し、必要な人・物・情報を供給する役割を担う武蔵野市災害時医療救護本部を設置して、武蔵野市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。
- 武蔵野市災害医療コーディネーターの選任にあたっては、災害発災後に長期間医療救護活動に従事する必要があるため、また災害医療や地域医療の実情に精通した医師を任用することが望ましいため、武蔵野市赤十字病院及び武蔵野市医師会から複数名選任する。
- 武蔵野市災害時医療救護本部を武蔵野赤十字病院内に設置するものとし、院内の具体的な設置場所の検討を行う。
- 武蔵野市災害時医療救護本部の運営に必要な資器材（通信機器、ホワイトボード、地図など）の整備を行う。
- 市内の被害状況や避難所情報、医療ニーズ、病院間搬送に関する情報等の流れについて、今後武蔵野市災害時医療救護本部で必要とする情報内容の精査とともに、具体化する。
- 多数の負傷者が発生し、救急車が足りなくなることが予想されるため、地域住民等の共助による搬送や患者等搬送事業者等代替搬送手段の確保に努める。
- 医療機能を提供するための基盤となる医療機関の耐震化について、都と連携し、都の制度を活用していく。
- 出産直前の妊婦や乳幼児とその母親、妊娠高血圧症候群等ハイリスクの妊婦に対する支援体制を構築する。
- 災害時に武蔵野市災害時医療救護本部を円滑に運営するために、武蔵野市災害時医療救護本部運営訓練を年1回以上実施する。

（４）看護師等受援体制の検討（健康・福祉）

- 事前に友好都市・災害協定締結自治体及び武蔵野市災害ボランティアセンター等から看護師等を武蔵野市災害時医療救護本部に受け入れる仕組みの検討を行う。

（５）在宅療養者対策の推進（健康・福祉）

- 市が把握する、在宅人工呼吸器使用者については、「災害時人工呼吸器使用者リスト」や「支援を依頼する連絡先リスト」等を作成する。
- 個別支援については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づく災害時個別支援計画を作成し、安否確認の手順や患者の避難、停電時の対応を定めるとともに、定期的に個別支援計画の見直しを行い、人工呼吸器使用者や支援者等の状況に応じた対応を行う。
- 日本透析医会や都福祉保健局との連携により透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する仕組みづくりを検討する。
- 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と検討を進めるとともに、都と連携して他縣市への支援要請について必要な調整を図る。
- 透析患者とその家族に対して、氏名や緊急連絡先、透析医療を受けるために必要なデータ等を記載した「災害時透析患者カード（仮称）」の活用など、平時から災害への備えについて情報提供を行う。
- 医療機関や訪問看護ステーション等関係機関と連携し、医療依存度の高い在宅療養者を支援する仕組みを検討する。検討にあたっては、災害時要援護者対策との整合を図る。また発災後はできる限り早く通常に近いサービス提供体制への復帰が求められることから、事業所の事業継続計画（ＢＣＰ）作成も含め、平時からの災害対応の備えや行政等との連携について取組みを進めるよう働きかけていく。

（関連主体：都）

（６）慢性期医療患者への対策推進（健康・福祉）

- 避難所・福祉避難所への巡回診療を中心とした慢性期医療対策も含めた医療・福祉・地域の連携を検討する。
- 避難所や医療救護所への医療救護班の巡回診療等を円滑に実施するとともに、各避難所と関係機関をネットワークする避難所巡回バス（仮称）の仕組みを検討する。
- 在宅生活を継続する慢性期医療患者の対策を推進するため、診療所・クリニック等の在宅診療医療機関の早期回復を図る。
- 定期的に受診が必要な慢性疾患患者や、喘息やアレルギー疾患患者は、不測の事態に備え事前に主治医と相談し薬の確保等に努める。また発災後は平時の医療体制に回復するまで時間がかかるため、市民は、日頃から自分や家族の健康管理に努めるとともに、既往歴や現病歴、内服薬等の個人の医療情報を整え、非常時においても、より適切な医療が受けられるよう準備する。市は、このような平時からの備えについて市民啓発に努めるとともに、医療機関から処方される薬について記載する「おくすり手帳」の活用や、様々な関係機関への情報提供用紙の活用等、市民が自分の健康に関する情報を災害時医療に活用できる仕組みを検討する。

(7) 車両燃料等の確保（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（6）】
(8) 災害拠点連携病院・災害医療支援病院の指定（健康・福祉） ○災害拠点病院を除く救急告示を受けた病院、その他病院のうち都が指定する病院を災害拠点連携病院として位置づけて、主に中等症者や容態の安定した重症者の治療・収容を行う。発災時には必要に応じて、緊急医療救護所において病院前トリアージを行い、中等症者の受入機能を確保する。 ○災害拠点病院、災害拠点連携病院以外の全ての病院を、災害医療支援病院と位置づける。
(9) 緊急医療救護所の整備（健康・福祉） ○都から災害拠点連携病院の指定を受けた吉祥寺南病院、武蔵野陽和会病院及び災害拠点病院である武蔵野赤十字病院の計3箇所に緊急医療救護所を設置できる体制を構築する。 ○災害拠点病院及び災害拠点連携病院（以下、「災害拠点病院等」という。）は、市と協力し、緊急医療救護所設置場所（①病院敷地内②公園、公共用地等）を具体的に定め、緊急医療救護所開設・傷病者受入れ訓練を実施する。 ○緊急医療救護所設置予定の災害拠点病院等には、あらかじめ必要な資器材を整備する。 ○緊急医療救護所における運営マニュアルを整備する。 （関連主体：災害拠点病院、災害拠点連携病院）
(10) 民間の特定建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（1）】
(11) 医薬品・医療資器材の備蓄・調達（健康・福祉） ○適宜、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協議し、備蓄内容の見直し・充実を図る。なお、備蓄量は発災から72時間で必要な量を目安とする。 ○緊急医療救護所の医薬品備蓄を進める。また、医薬品の管理については、災害拠点病院等と協議する。 ○発災後速やかな医薬品調達のため、医療機関近隣薬局と協定を締結し、災害時に近隣薬局から最寄りの医療機関及び緊急医療救護所へ医薬品を供給する体制を確立する。 ○発災直後から超急性期程度に必要となる特殊な医薬品等の備蓄に努める。 ○薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、災害薬事コーディネーターや運営方法、納入先及び搬送方法等具体的な活動内容について検討する。（卸売販売業者は、原則として、避難所救護所で使用する医薬品は直接各避難所救護所へ、その他の医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。） （関連主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会）

(12) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤）

- クリーンセンターによるごみ発電や太陽光発電、コージェネレーションシステム等のエネルギー確保の多様化を図り、市役所や総合体育館など災害時の拠点となる施設や、都市機能を維持するために不可欠な施設の機能の維持を図る。
- 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行うとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- 電力供給停止に備えて、防災拠点となる施設等における発電設備等の整備を進めるとともに、システム等の機能維持について、電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源によるバックアップ体制を確保する。
- 地震による停電の発生に対応するため、各事業所において、あらかじめ停電マニュアルを整備するよう周知する。
- 電力事業者に対し計画停電に関する適切な情報提供の実施を働きかける。また、東日本大震災の計画停電において、市防災情報室に東京電力社員を常駐させて「計画停電特設電話センター」を設置した経緯を踏まえ、市における情報連絡の専用窓口を明確にするなど、円滑な情報提供を行うとともに、非常時の通信手段等の充実を図るなど、的確な情報連絡体制を構築する。
- 平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたるまでその内容を検証するとともに、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。発災後の燃料確保が必須となる災害拠点病院等については、その供給を着実に担保する。
- 石油系燃料に依存しないカセットガス等を活用した発電機を各避難所やコミュニティセンター及び消防団詰所等の防災拠点に配備する。
- 建築物・住宅への太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を促進するとともに、蓄電池とあわせてEV（Electric Vehicle）を活用したV2X（Vehicle to Everything）システムを構築し、レジリエンスの強化を図る。

(13) ヘリコプター活動拠点の確保（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（3）】

(14) ヘリサインの設置（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（4）】

(15) 防災拠点機能の強化（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（2）】

(16) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備（平和・文化・市民生活、緑・環境）

【再掲⇒1-1（21）】

(17) 農地の保全（緑・環境）

【再掲⇒1-1（22）】

(18) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】
(19) 駅前広場の整備・機能拡張（都市基盤） 【再掲⇒2-1（12）】
(20) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（13）】
(21) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(22) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(23) 狭あい道路の拡幅整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（26）】
(24) 橋りょうの維持管理（都市基盤） 【再掲⇒1-1（27）】
(25) 交差点改良事業の推進（都市基盤） 【再掲⇒2-1（17）】
(26) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(27) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(28) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（13）】
(29) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（28）】
(30) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（29）】
(31) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(32) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(33) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】
(34) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（26）】
(35) 市民・行政・事業所等の連携（平和・文化・市民生活、行財政） 【再掲⇒2-1（34）】

(36) 市民に対する武蔵野市災害時医療救護体制の周知（健康・福祉）

- 発災直後から超急性期（～72 時間）まで、被災状況等に応じて、災害拠点病院等に緊急医療救護所を設置することから、今後は市民に対し、発災により傷病者となった場合は、災害拠点病院等において医療処置を行う旨を周知する。
- 急性期から中長期（72 時間～3 か月以降）にかけて、市内診療所が順次再開していくことが想定されるため、最寄りのかかりつけ医療機関で医療処置を行うこと、避難所救護所において巡回診療や健康相談を行う旨を周知する。

(37) 防災訓練の充実（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒1-1（44）】

(38) 遺体の収容及び火葬許可証の発行（平和・文化・市民生活）

- 遺体収容所の設置・運営等に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
- 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たすよう整備する。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(1) 避難所における感染症予防の推進（健康・福祉）

- 様々な災害教訓を踏まえ「武蔵野市避難所運営の手引き」「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症）」の充実・改訂を行う。
- 避難者の健康状態の確認、基本的な感染対策、濃厚接触者等の専用スペース・動線の確保、避難者が感染症を発症した場合の対応等を検討するとともに、避難所開設・運営訓練を実施し対応手順を確認・習熟する。
- 自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定した受け入れ手順を定める。
- 避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に確保できるようにしておく。

（２）避難所における衛生・健康管理（健康・福祉）

- 様々な災害教訓を踏まえ「武蔵野市避難所運営の手引き」「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症）」の充実・改訂を行う。
- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う。
- 体育館等の室内の衛生環境（温湿度等）を適正に保つよう、冷暖房機器やサーキュレーター（大型扇風機）等の設置に努める。また、避難所の運用ルールで定期的に換気を行うようにする。
- 手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に扱えるように、使用ルールを定めるとともに、使い捨て手袋やアルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬を準備する。

（３）災害対応時の感染防止（健康・福祉）

- 防災拠点の空間や運用方法を確認し、三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けるための工夫を検討する。
- 自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定した受け入れ手順を定める。
- 避難者の健康状態の確認、基本的な感染対策、濃厚接触者等の専用スペース・動線の確保、避難者が感染症を発症した場合の対応等を検討するとともに、避難所開設・運営訓練を実施し対応手順を確認・習熟する。

（４）予防接種の実施（健康・福祉）

- 発災時における感染症の発生や蔓延を防止するため、平時から予防接種法に基づく定期接種を継続的に実施していく。

（５）在宅・分散避難の誘導強化（平和・文化・市民生活）

- 避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を図る。

（６）下水道施設の耐震化の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 下水道施設の流下機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画に基づき緊急度の高い下水道施設を選定し、計画的・効率的な維持管理、修繕・改築等を行い、下水道施設の老朽化対策にあわせて耐震性の向上を図る。

（７）下水道施設の持続的な機能確保（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 持続可能な下水道事業を実施するために、これまで行ってきた管路施設の予防保全型の維持管理を発展させ、ポンプ施設を含めた全ての下水道施設（ストック）を対象として、計画的な維持管理・改築を実施し、定期的な計画の評価及び見直しを行うことで、精度の高いストックマネジメントを行っていく。
- 今後増加していく改築需要に対応するため、民間活用を含め、執行体制の安定化に向けた対応を行う。

（８）震災時における下水道施設の活用検討（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 地域防災計画に基づき、避難所や公園等における防災トイレ等の機能を確保するために、維持管理や運用方法について検討する。
- し尿の搬出先やバキューム車を確保する体制を確立しておくとともに、交通事情等によりし尿が搬出できない場合の一時貯留等による対応策を確立しておく。
- 市が収集・運搬するし尿の受入体制を強化していく。
- 下水道施設の流下機能を確保するため、下水道ストックマネジメント計画に基づき緊急度の高い下水道施設を選定し、計画的・効率的な維持管理、修繕・改築等を行い、下水道施設の老朽化対策にあわせて耐震性の向上を図る。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（１）避難所運営組織の強化（平和・文化・市民生活）

- 武蔵野市民防災協会を通じて、避難所運営組織運営支援・強化を図っていく。
- 避難所へのヘルメット、ベスト、救助用工具等の活動用資器材の整備を支援する。
- 学校における児童引き渡し対応と避難者対応を両立するマニュアルを作成し、市、学校、避難所運営組織で情報を共有、連携を強化する。

（関連主体：武蔵野市民防災協会）

（２）避難所等の管理運営体制の整備（平和・文化・市民生活）

- 様々な災害教訓を踏まえ「武蔵野市避難所運営の手引き」「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症）」の充実・改訂を行う。
- 避難所運営組織は、武蔵野市避難所運営の手引きに基づき、避難所ごとのマニュアルを作成する。
- 特に重点的な課題として、女性や要配慮者の視点に立った対策や避難所の防火安全対策に取り組む。
- 避難所には、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所運営機能の強化を図る。
- 避難生活が長期に及ぶほど被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つことが困難になってくるため、仕切り板の整備や洗面、トイレ等の保健・衛生面についての対策を講じる。
- 避難所等におけるボランティア受入が円滑に実施出来るよう、体制整備を図る。
- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- 心的外傷後ストレス障害（PTSD）や避難生活のストレス、DV被害、アルコール依存症などに対応するための相談窓口の設置について、こころのケアチームと連携し検討する。

（関連主体：避難所運営組織）

（３）ボランティアとの協働・連携（平和・文化・市民生活、行財政）

- 災害時の受援体制の整備として、武蔵野市民社会福祉協議会との協定に基づき「ボランティアセンター武蔵野」を中心にした、市内の市民団体や民間機関と幅広くネットワークを築き、訓練等を実施して体制の整備を図っていく。また、武蔵野市市民社会福祉協議会と連携し、「災害ボランティアセンターの手引き」を充実させるとともに、災害時は、ボランティアセンター武蔵野に対し、情報や資器材等を提供する。
- （公財）武蔵野市国際交流協会との協定に基づき、登録された語学ボランティアを活用し、被災外国人等を支援する体制の整備を図っていく。
- 都と連携し、平時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。
- 多様な主体が、事前にボランティア登録することを促し、登録ボランティアによる災害対策が実施できる体制を整備する。
- ボランティア本部の運営、受入を内容とした防災ボランティア訓練を実施する。
（関連主体：武蔵野市市民社会福祉協議会）

（４）職員用宿泊施設等の整備（平和・文化・市民生活）

- 災害時には、庁舎内の会議室等を災害活動に従事する職員の宿泊場所として活用する。
- 災害活動に従事する職員用として、寝袋等の寝具及び３日分の食料等の備蓄を行い、その補充及び更新を行う。
- 借り上げに頼らない中長期的な居住定着を促進するため、「世帯向け」災害用職員住宅の充実を図る。
- 初動要員の任命要件の見直しを図り、要員の安定した確保を図る。

（５）近隣自治体間の応援協力・連携体制の強化（行財政）

- 多様な主体との応援協力・連携体制のネットワーク化を図り、災害時の相互協力体制の強化充実を図る。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、武蔵野市交流市町村協議会を基盤とした自治体間の水平連携を強化する。
- 都と平時から連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努めるとともに、協力して応急対策の円滑な実施を図る。
- 「安曇野市サミット宣言」に基づき、災害時に相互支援が迅速に行われるよう、防災対策の情報交換、各自治体の緊急連絡先・担当者等の把握を行うなど、情報収集・伝達機能の強化を図っていく。
- 広域避難者の受入れと避難者支援の拡充を検討する。

（６）防災関係機関及び協定締結機関との応援協力体制の強化（平和・文化・市民生活）

- 災害応急対策の円滑な実施を期するため、平時から防災関係機関と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。
- 災害時の連絡手段の確保や防災 MCA 無線の通信訓練を通じて固定電話及び衛星携帯電話による連絡体制のさらなる強化を図る。
- 市及び防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置を講じる。
- 市各部は、おのこの所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議しておき、これら団体の市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておく。また、その所掌事務に係る協定締結機関に対し、震災時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

（７）防災訓練の充実（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒1-1（44）】

（８）災害時地域支え合いステーションによる共助の推進（平和・文化・市民生活）

- 災害時におけるコミュニティセンターを「災害時地域支え合いステーション」として位置付け、地域特性に配慮した“共助の拠点”としての体制を推進する。
- 「災害時地域支え合いステーション」の管理運営や必要な条件整備については、マニュアルに基づきコミュニティ協議会等の関連機関と具体的に検討する。
- 「災害時地域支え合いステーション」の役割・機能について、地域の実情や施設・設備の状況、コミュニティ協議会の活動状況などに応じて、コミュニティ協議会と市で検討する。
- それぞれの役割・機能に対応する災害用備蓄品の整備を検討する。備蓄するための十分なスペースを各コミュニティセンターに確保・増設することは困難なため、省スペースを考慮した備蓄品の選定を検討するとともに、最寄りの学校避難所へ備蓄しておいて、災害時にコミュニティセンターに搬送するなどの方法を検討する。

（関連主体：コミュニティ協議会）

（９）おもいやりルームの確保（平和・文化・市民生活）

- 音楽室や多目的ルーム等アクセスの良い1階の教室等を「おもいやりルーム」として位置付ける。また、災害時要援護者の状態が多様であるため、必要に応じて「おもいやりルーム」に間仕切り等でさらに小さな空間を確保するよう努める。
- 市、学校、避難所運営組織等は連携し、平時より避難者の態様別（高齢者、障害者、乳幼児とその母親等）にどの教室・部屋を提供するのか協議を進める。
- 同一の学校避難所敷地内にとどまらず、近隣のコミュニティセンター（災害時地域支え合いステーション）の和室等の活用も含めて検討する。
- おもいやりルームに振り分けられた人の付き添い補助や見守り、福祉避難所への搬送などについてシルバー人材センターの活用を検討する。

(10) 福祉避難所の充実（健康・福祉、平和・文化・市民生活）

- 福祉避難所の円滑な開設・運営を図るため、「福祉避難所運営マニュアル（ガイドライン）」を作成する。また、各福祉避難所が「福祉避難所運営マニュアル（ガイドライン）」を基に、各施設における福祉避難所運営マニュアルの作成が行えるよう、連携を図る。
- 総合防災訓練等で図上訓練や福祉避難所開設・運営訓練を実施するとともに、新たな福祉避難所の指定を進めていく。
- 大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応する体制整備を進める。
- 平時から福祉、医療関係者や自主防災組織、要援護者支援協力団体等の連携を図り、福祉避難所における要援護者支援の体制を推進する。
- 福祉避難所と地域（福祉の会など）との連携や、災害ボランティア制度などの活用も検討する。
- 福祉避難所と協議のうえ、おかゆ缶、アルファ化米等の食料や毛布等を福祉避難所となる施設に整備する。
- 発電機や送迎車用燃料の確保などについて引き続き協議を進めていく。
- 災害時に福祉避難所に介護用品を供給するため、介護用品取扱い業者と協定を締結するなど、供給のために必要な体制を推進する。

(11) 避難者の振り分け基準「要配慮者トリアージ」の検討（健康・福祉、平和・文化・市民生活）

- 避難者を一般避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関等に振り分ける基準「要配慮者トリアージ」の開発にあたっては、東日本大震災における事例研究や図上訓練を行い、明らかになった問題・課題を整理し、その結果を具体的運用に活用する。
- 災害時に要配慮者トリアージを行うこととなる市民、医療従事者、福祉関係者等へ訓練を行い、要配慮者トリアージの周知徹底を図るとともに、トリアージ技術の向上を図る。

(12) 女性の視点や子育てニーズ等に配慮した避難者対策の推進（子ども・教育、平和・文化・市民生活）

- 避難所等の運営における女性の参画を推進するために、避難所運営訓練や、防災リーダー養成講座等の各種啓発事業の実施等を通じて、避難所運営は男女協働で行うことの意識の共有を図る。
- トイレ、着替え室、物干し場を男女別にしたり、生理用品など女性特有の物資の受け渡し等をしやすいするための女性専用スペースを設けるなど、男女の違いに配慮した避難所運営に努める。
- 妊産婦、育児中の母親・父親への配慮として、おもいやりルーム・福祉避難所の確保、助産師等による巡回相談、授乳室や子供の遊び場等を確保に努める。
- 避難所に女性相談員や女性カウンセラー等を配置し、個室やカーテンで仕切る等のプライバシーに配慮した相談窓口の設置に努める。
- 避難所運営組織における見回り班等の配置、避難所での防犯ブザーの配布や夜間照明の設置等に努める。
- 様々な女性や子育てニーズに配慮して、施設・物品などの整備に努める。
- 避難者のプライバシーの確保、避難生活の安全面の確保、避難所運営に男女共同参画の視点や子育てニーズが反映される仕組みなどを踏まえ、避難所運営の手引きの充実・改訂を行う。
- 避難所運営の手引きを避難所運営組織等に周知徹底を図るとともに、地域の避難所運営訓練等により、実効性を検証していく。

(13) 障害のある人への緊急対応の充実（健康・福祉）

- 関係所管課と連携しながら在宅避難に向けての必要な支援などの情報提供に努める。
- 避難所のおもいやりルームで対応困難な障害のある人への支援として、福祉避難所の充実を図る。
- 総合防災訓練や地域で実施されている防災訓練への参加を促すため、障害のある人への広報を行うとともに、参加で得られた課題を避難所運営に生かす。
- 災害発生時、または災害が発生する恐れがある際、障害のある人への適切な情報が伝達されるよう、障害特性に配慮した情報伝達体制の整備を検討する。

(14) 災害時の外国人支援対策の推進（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒1-1（46）】

(15) 多様な被災者に対応した物資供給体制の強化（平和・文化・市民生活）

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、被災者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄品目及び数量について検証する。特に女性や子ども、高齢者・障害者向けの物品などの個別的ニーズが高い物品であっても、災害時に入手が困難になるものは備蓄の充実を図る。
- 被害想定に基づき、備蓄対象とする物品とその数量、規格、備蓄方式などについての詳細は備蓄計画を策定する。
- 飲料水、食料のみでなく、生活用品や活動資器材なども備蓄していく。
- 被災者は、避難者だけでなく、交通及びライフラインの途絶による孤立状態から生じる可能性がある。孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品の円滑な供給に十分配慮する。
- 備蓄品の整備、購入などについては、備蓄計画に則して実施する。
- 災害時の物資供給マニュアルを策定し、非常時における対応を手順化する。

(16) 災害関連死への対策（健康・福祉）

- 災害関連死への対策として、避難所救護所における巡回診療や、避難者の態様（高齢者、障害者、乳幼児とその母親等）に応じて避難スペースを振り分けるため、おもいやりルームや福祉避難所等の活用を図る。
- 避難所救護所において、被災者の健康相談や衛生環境の改善等に対応するため、保健師等応援職員常駐の仕組みを検討する。

(17) こころのケアチームの体制検討（健康・福祉）

- 被災者や災害活動従事者に対し、「一般の被災者」レベル、「見守り必要」レベル、「疾患」レベルの3段階に分けられるこころのケアの特性に応じて、精神科医、臨床心理士、保健師等で編成されたこころのケアチームの体制を検討する。
- 都担当部局、または精神保健福祉センターへのこころのケアチーム派遣要請を視野に入れた情報記録用紙等の整備を検討する。
- 他自治体からの応援に関する受入態勢を整備する。

(18) 栄養・食生活支援（健康・福祉）

- 避難所等で生活する市民の健康保持のため、栄養・食生活支援の体制整備に向けた検討を行う。

(19) 自助・共助によるトイレ対策の推進（平和・文化・市民生活）

- 災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保を推進する。
- 普及啓発にあたっては、災害用トイレの設置や利用等の経験が極めて重要であり、災害用トイレを利用した各種訓練（設定訓練・利用訓練等）を実施する。
- 公園に設置されている災害用トイレについては、市民への周知を推進する。
- 事業所及び家庭は、従業員及び家族の最低3日分の災害用トイレを備蓄する。
- ライフライン等の支障により避難した住民が、家屋の被害がなく帰宅した場合に、トイレが使用できないことがあるため、家庭やマンション管理者は災害用トイレの備蓄に努める。
- まちづくり条例に基づく集合住宅への災害用トイレの設置を推進する。

(20) 災害用トイレの確保（平和・文化・市民生活）

- 避難者50人あたり1基の災害用トイレを確保するため、マンホールトイレの整備に加え、避難所における簡易トイレや携帯トイレの備蓄を行う。
- 市民への簡易トイレや携帯トイレの家庭内備蓄の推進を図る。
- 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄についても配慮する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合、市は、その施設の上に設置する組立式仮設トイレ等を備蓄により確保する。
- 防災広場や公園等における災害用トイレの運用方法を検討し、災害時における地域の衛生環境の確保を図る。
- 災害用トイレの設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 災害時に地域住民や避難者が災害用トイレの設置を行えるようにするため、避難所運営訓練時などに災害用トイレ設置訓練を行い、習熟度の向上に努める。
- 下水道ストックマネジメント計画に基づき緊急度の高い下水道施設を選定し、計画的・効率的に施設の修繕・改築工事を行うことで、災害用トイレ（放流型）の排出先となる避難所等の下流部の機能確保を図る。

(21) し尿の収集運搬体制の整備（平和・文化・市民生活）

- 災害用トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。
- 多数設置されることが想定される災害用トイレからのし尿収集をより円滑に実施するため、し尿収集車を所有する事業者との災害時協定に基づき、協力体制を構築する。
- 都下水道局との覚書に基づき、収集したし尿は北多摩一号水再生センターへ搬入するとともに、下水道管きよを所管する市町村と協力し、管きよへの搬入体制を整備する。

(22) 震災時における下水道施設の活用検討（平和・文化・市民生活、都市基盤）

【再掲⇒2-5（8）】

(23) 下水道施設の耐震化の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-5（6）】
(24) 下水道施設の持続的な機能確保（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-5（7）】
(25) 避難所における衛生・健康管理（健康・福祉） 【再掲⇒2-5（2）】
(26) ごみ処理体制の構築（緑・環境） ○市内の廃棄物運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材を確保する。 ○十分な一次集積場所候補地を確保できるように都と調整を進める。 ○災害時の分別体制を構築する。 ○災害時のごみ処理を円滑に行うため、委託契約に基づき市委託業者との災害時の協力体制を構築する。 ○災害時に大量に発生するごみについて、通常の処理体制に円滑に戻ることも配慮した処理及び保管方法について検討を進める。 ○災害時に不足が見込まれる廃棄物運搬車両等の燃料確保について検討を進める。 ○災害時のごみ処理について、市民への周知及び受付体制の構築を進める。 ○大量に発生することが見込まれる、特定家庭用機器再商品化法・資源の有効な利用の促進に関する法律に抵触するものや市では収集・処理できないものについて、一次集積場所候補地における対応方法の検討を進める。 ○災害時のごみ・し尿処理体制について、市民に対してより広く周知するため、平時から広報紙等を通じて事前周知を行う。 ○啓発活動の際に、災害時のごみ・し尿処理について周知するよう努める。
(27) 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策（平和・文化・市民生活、緑・環境） ○床上浸水等が発生した場合の迅速な衛生環境の確保のため、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材を計画的に備蓄する。 ○浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

(28) 災害時におけるペット対策の推進（平和・文化・市民生活）

- ペットとの同行避難を受け入れることを想定して、ペットアレルギー、動物の苦手な方への配慮等も踏まえ、避難所運営組織とあらかじめ、同行避難できるペットの種類、受け入れ体制、方法、場所等を十分に協議検討し、ペットの同行避難に係る環境整備に努める。
 - 総合防災訓練にあわせペット受入手順や避難所でのペットスペースの配置を確認する。
 - 各避難所において、避難者の居住スペースとは別の場所に同行避難したペットを飼育するスペースをあらかじめ確保するとともに、飼育スペースに必要な資器材等を備蓄する。
 - 都、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部など関係団体と協力し、「ペット同行避難マニュアル（仮称）」を策定する。マニュアルについては、災害時に必要となる資器材や飼料などの備蓄の推進や、同行避難できるペットの種類、避難所での飼育ルール等について記載し、飼い主への周知徹底を図るとともに、自主防災組織の理解と協力を得ながら災害時の対策を進める。
 - 東京都獣医師会武蔵野三鷹支部との協定に基づき、災害時に動物救護本部を設置し、被災動物の救護及び応急処置に関する活動を実施する。
 - 飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、都、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部など関係団体や、動物愛護ボランティア等とも協力し、被災状況及び避難所での動物飼養状況の把握方法や、獣医師の派遣等の動物の保護方法について検討を行う。
 - 東京都獣医師会武蔵野三鷹支部、日本獣医生命科学大学、市内動物病院等と協力し、負傷した被災動物の救護対策として、動物救護所及び動物救援センター（仮称）の設置について、検討を行う。
- （関連主体：都、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部、日本獣医生命科学大学、市内動物病院等）

(29) 一時集合場所・避難所の指定（健康・福祉、子ども・教育、平和・文化・市民生活）

【再掲⇒1-1（33）】

(30) 学校施設の改築・環境整備（子ども・教育）

【再掲⇒1-1（10）】

(31) 社会福祉施設の耐震化（健康・福祉）

【再掲⇒1-1（11）】

(32) 公共施設の保全改修（行財政）

【再掲⇒1-1（12）】

(33) 防災拠点機能の強化（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（2）】

(34) 市有施設の停電対策（平和・文化・市民生活、緑・環境）

- 災害発生における停電対策の実効性を高めるとともに、災害時における燃料の優先確保に関する災害協定について都の取組みを踏まえ、検討する。
- 武蔵野クリーンセンターに導入されている「ごみ発電設備＋ガス・コージェネレーション設備」を活用し、災害時における周辺公共施設（市庁舎・総合体育館・緑町コミュニティセンター・むさしのエコゾート）に電力を継続して供給する。
- 平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたりその内容を検証し、災害時における燃料の優先確保に関する災害協定について検討する。また、燃料確保のあり方に対して研究する。
- 各施設においては、電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- 電力会社との災害協力関係を強化していく。

(35) 備蓄倉庫の整備（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（27）】

(36) 応急保育・育成・教育体制の推進（子ども・教育）

【再掲⇒1-1（40）】

(37) 自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進（健康・福祉、平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（31）】

(38) マンション等の集合住宅の生活継続計画（都市基盤）

【再掲⇒2-1（32）】

(39) 避難行動要支援者等の自宅生活継続体制の整備（健康・福祉）

- 避難行動要支援者は平時、医療・福祉・介護等事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等（以下、「医療・福祉・介護事業者等」）を利用していることも多いことから、事業者等は、発災時における利用者の生活状況把握や、生活支援の仕組みづくりに努める。
 - 避難行動要支援者であっても自宅生活の継続が可能な者に対する情報、食料、生活用品、サービス等の生活継続支援活動について、避難支援チーム、民生児童委員、在宅介護支援センター、被災地外からのボランティア、医療・福祉・介護等事業者等が連携して行う仕組みを構築する。
- （関連主体：事業者）

(40) 在宅・分散避難の誘導強化（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-5（5）】

3 発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱

(1) 警察など関係機関・団体との連携強化（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-2（30）】

(2) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤）

【再掲⇒2-4（12）】

(3) 無電柱化の促進（都市基盤）

【再掲⇒1-1（30）】

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 災害対策本部機能の充実（平和・文化・市民生活）

- 平時の部課を基本として可能な限り指揮命令系統を統一した非常配備態勢へ再編する。
- 非常配備態勢の受援班を新設する。
- 非常配備態勢とBCPの整合を図る。
- 会計年度任用職員の災害活動における役割を整理する。また、市内・近隣在住の市職員OBを活用するための人材登録制度を検討する。
- 住家被害認定調査や罹災証明書発行に係る業務を効率化するために導入した被災者生活再建支援システムの運用を確立する。
- 市民対応を強化するため、防災情報室に災害時特設コールセンターを設置する。
- 非常配備態勢を円滑に実施するため、職員用ハンドブックの作成を検討する。また、職員非常参集訓練や災害発生シナリオを用いた災害図上訓練など様々な訓練を実施することにより、震災時における適切な判断力を養い、職員の防災教育を推進する。
- 災害応急対策の円滑な実施を期するため、平時から防災関係機関と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく。
- 市及び防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置を講じる。

(2) 災害対策本部における初動態勢の強化（平和・文化・市民生活、行財政） ○装備品の充実、マニュアルの整備等、緊急初動態勢の拡充を図る。 ○帰宅困難者対策訓練や図上訓練等を通して、実際の初動要員の運用を検証していく。 ○震災時の職場待機ルールを確立する。 ○災害初動期の対応は、効果的に実施する必要があるため、初動要員の選定については、職員に関するきめ細かな情報を保有する人事課と防災課が連携して「初動要員選定会議」を開催し、適切な人員配置を行う。 ○令和3年4月より、市職員（常勤職員・再任用短時間職員・パートナー職員）に武蔵野市安否確認システムへの連絡先登録を義務付ける。 ○職員の震度5弱での参集を繰り返し周知する。
(3) 防災訓練の充実（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（44）】
(4) 職員用宿泊施設等の整備（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-6（4）】
(5) 受援体制の構築（行財政） ○受援計画・マニュアルについては、災害発生時等の職員だけでは対応できない事態を想定し、外部からの人員や必要な資機材等の受け入れ体制を整理したうえで策定する。
(6) 近隣自治体間の応援協力・連携体制の強化（行財政） 【再掲⇒2-6（5）】
(7) 防災関係機関及び協定締結機関との応援協力体制の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-6（6）】
(8) B C Pの見直し（平和・文化・市民生活、行財政） ○震災対応型B C Pの改定にあたっては、より実効性のある計画となるよう、災害時の各課の優先業務の選定及び職員体制について見直しを行うとともに、対応手順やマニュアルの整備、訓練の実施を促していく。 ○災害時に継続すべき業務に必要な情報システムの継続・復旧計画であるI C T - B C Pを運用し、災害対応力を強化する。なお、I C T - B C Pは、地域防災計画の下位計画として、同計画を補完し、整合性を確保する。
(9) 財務会計に関する災害時マニュアルの整備等（行財政） ○災害時に財務会計システムが停止したなどの場合でも、迅速かつ円滑に契約事務や支払業務が行えるよう、災害時のマニュアルを整備する。
(10) 防災拠点機能の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（2）】
(11) 代替庁舎の確保（行財政） ○代替施設の確保及び代替施設への災害対策本部機能の移転について検討する。

(12) 市有施設の停電対策（平和・文化・市民生活、緑・環境）
--

【再掲⇒2-6（34）】

(13) 無電柱化の促進（都市基盤）

【再掲⇒1-1（30）】

(14) 災害対応の長期化に備えた職員へのケア（行財政）

○災害が長期化することを想定し、発災直後から中長期にわたり行政機能の確保に不可欠な職員の心身の健康確保や職場環境を確保する取組みに努めていく。

4 発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(1) 市における情報収集・連携手段の強化（平和・文化・市民生活、行財政）

- 防災用M C A無線及び衛星携帯電話について、防災協定を締結している機関等を中心に拡充整備することにより、情報収集体制・情報連携体制の強化を図る。
- 友好都市等における支援窓口・通信手段を調査把握して、連絡体制の強化を図る。
- 防災用M C A無線を設置している全機関・団体を対象に、毎月の定期通信訓練を実施する。また、東日本大震災を教訓に実践的な訓練を実施するため、1対1の個別通信だけでなく、迅速な通信が可能な同報型（グループ通信）の訓練手法を実施するとともに、市役所震度計が震度3もしくは4を観測した場合についても、被害状況を把握するための臨時通信訓練を実施する。

(2) 市民相互の情報連絡の環境整備（平和・文化・市民生活）

- 市民が日頃から、集合する避難所や安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知を図る。
- 通信事業者が災害時等に提供する「災害用伝言サービス」の周知を図るとともに、防災訓練等の機会を利用して、積極的に市民による体験利用を促進する。
- 避難所等に、伝言掲示板による市民相互の連絡が行える体制を整備する。
- 市立小中学校18校に整備している災害時特設公衆電話を市民や避難所運営組織等に周知するとともに、維持管理に努める。
- 災害時における駅周辺等への臨時公衆電話の設置について、N T T東日本及び鉄道事業者との連携を図り、協議検討していく。
- 避難所等において携帯電話用の蓄電池の配備を検討する。

(3) 災害時医療の情報連絡体制の確保（健康・福祉）

【再掲⇒2-4（2）】

(4) 情報通信システムの電源途絶に対する対応検討（行財政）

- クラウド環境の利用による遠隔地運用などの対策を検討するとともに、I C T - B C Pの見直しを図る。

(5) 市有施設の停電対策（平和・文化・市民生活、緑・環境）

【再掲⇒2-6（34）】

(6) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤）

【再掲⇒2-4（12）】

(7) 無電柱化の促進（都市基盤）

【再掲⇒1-1（30）】

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 武蔵野市防災情報システムの見直し（平和・文化・市民生活）

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、武蔵野市防災情報システムを実践的な機能に特化したシステムを導入、運用の習熟を図る。

(2) 市民への多角複合的な情報提供手段の確保（平和・文化・市民生活、行財政）

- 防災行政無線の放送を屋内で確認することができる補完代替手段を検討し、防災行政無線難聴地域への対策に努めるとともに、I C T等新たな技術進歩等を注視し、より一層多様な伝達手段を用いた多角複合的な情報提供手法を検討する。
- 保護者への防災・安全メール及び学校緊急メールの普及を図る。
- 鉄道事業者は、駅での情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。
- 総合防災訓練や防災訓練等により、複数の人員による迅速な市民への情報伝達を行う訓練を実施する。

（関連主体：鉄道事業者）

(3) 市における情報収集・連携手段の強化（平和・文化・市民生活、行財政）

【再掲⇒4-1（1）】

(4) 市民相互の情報連絡の環境整備（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒4-1（2）】

(5) 災害時の放送体制の充実（行財政）

- J:COM 武蔵野・三鷹及びむさしのF Mは、地域に根ざした生活・文化・音楽情報を毎日発信している他、地震や風水害、大規模火災など非常事態の緊急放送など、地域の防災情報の発信拠点としても重要な役割を担っている。災害時に、地域に密着した情報を市民に提供できるよう、J:COM 武蔵野・三鷹及びむさしのF Mとの連携を図っていく。

(6) 情報通信インフラの整備（行財政）

- 大規模災害時には契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線L A Nを使えるよう、災害用統一S S I D「00000JAPAN」の普及・啓発を図るため、「武蔵野市公衆無線L A N設置運用基本方針 解説」に追記し、所管部署に周知する。

(7) 避難行動要支援者等に対する情報伝達体制の整備（健康・福祉、平和・文化・市民生活） ○消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達方法を明確にし、発災時は福祉関係者と連携しつつ、情報伝達を実施する。 ○要配慮者に対する情報提供手段として、例えば視覚障害者・聴覚障害者に対し、防災・安全メールへの登録を促進するとともに、受信メールを読み上げる携帯電話等の普及啓発などの情報提供手段の確保や、災害時には避難所に手話通訳者が参集し、災害情報等を提供するなど専門性のある支援体制の整備に努める。 ○おおむね 65 歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯や慢性疾患など健康上に不安のある市民の安全を確保するため、緊急通報装置の貸与事業を引き続き実施していく。
(8) 高齢者・障害者等に配慮した情報提供体制の強化（平和・文化・市民生活） ○むさしの F M は、停電時でも情報入手が可能であり、市からの緊急放送も受信できるため、災害時におけるむさしの F M の利用やラジオ、乾電池、手回し充電ラジオの備蓄について、積極的に啓発を図る。 ○誰にとってもわかりやすく、情報を取得できるよう、避難所や公共施設の掲示板、広報車等を活用したアナログの情報提供手法もあわせて用いることを検討する。 ○地域コミュニティの拠点であるコミュニティセンターを活用した地域住民への情報提供機能を検討する。 ○市と協定を締結する（公財）武蔵野市国際交流協会と協力し、外国人への有効な情報提供体制の整備を図る。
(9) 障害のある人への緊急対応の充実（健康・福祉） 【再掲⇒2-6（13）】
(10) 帰宅困難者への情報提供体制整備（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-3（3）】

5 発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(1) 事業所のBCP策定（平和・文化・市民生活） ○都と連携し、事業者団体等を通じて、事業者がBCPの策定を推進するよう働きかける。
(2) 中小企業者等の強靱化（平和・文化・市民生活） ○国や都が中小企業者等向けに実施する税制優遇等の支援策や、BCPの施策支援問い合わせ窓口の周知に努める。周知にあたっては商工会議所等の市内関係団体と連携し、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画やBCPの普及啓発を行い、中小企業の防災力強化を促進する。 ○次期産業振興計画策定時に策定委員会へ課題の一つとして提案する。
(3) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（13）】
(4) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(5) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(6) 橋りょうの維持管理（都市基盤） 【再掲⇒1-1（27）】
(7) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】
(8) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(9) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(10) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（13）】

(11) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（28）】
(12) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（29）】
(13) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(14) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(15) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】
(16) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（26）】

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(1) 事業所のBCP策定（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒5-1（1）】
(2) 中小企業者等の強靱化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒5-1（2）】
(3) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒2-4（12）】
(4) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】

5-3 金融サービス・郵便等の機能停止により市民生活、商取引に甚大な影響が発生する事態

(1) 事業所のBCP策定（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒5-1（1）】
(2) 中小企業者等の強靱化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒5-1（2）】
(3) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（13）】
(4) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(5) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(6) 橋りょうの維持管理（都市基盤） 【再掲⇒1-1（27）】
(7) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】
(8) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(9) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(10) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（13）】
(11) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（28）】
(12) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（29）】
(13) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(14) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(15) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】
(16) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（26）】

5-4 食料等の安定供給の停滞

(1) 事業所のBCP策定（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒5-1（1）】
(2) 中小企業者等の強靱化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒5-1（2）】
(3) 農地の保全（緑・環境） 【再掲⇒1-1（22）】
(4) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（13）】
(5) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(6) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(7) 橋りょうの維持管理（都市基盤） 【再掲⇒1-1（27）】
(8) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】
(9) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(10) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(11) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（13）】
(12) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（28）】
(13) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（29）】
(14) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(15) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(16) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】

(17) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（26）】

5－5 異常渇水等による上下水道供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(1) 事業所のBCP策定（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒5-1（1）】

(2) 中小企業者等の強靱化（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒5-1（2）】

(3) 水道施設の震災対策の推進（都市基盤）

【再掲⇒2-1（8）】

(4) 震災時における下水道施設の活用検討（平和・文化・市民生活、都市基盤）

【再掲⇒2-5（8）】

(5) 下水道施設の耐震化の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤）

【再掲⇒2-5（6）】

(6) 下水道施設の持続的な機能確保（平和・文化・市民生活、都市基盤）

【再掲⇒2-5（7）】

6 発生後であっても、生活経済活動に必要最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の機能の停止

（１）無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
（２）事業所のBCP策定（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒5-1（１）】
（３）停電対策・エネルギー確保の多様化推進（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒2-4（12）】
（４）市有施設の停電対策（平和・文化・市民生活、緑・環境） 【再掲⇒2-6（34）】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（１）水道施設の震災対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒2-1（8）】
（２）応急給水態勢の整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（7）】
（３）停電対策・エネルギー確保の多様化推進（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒2-4（12）】

6-3 下水道等の長期間にわたる機能停止

（１）下水道施設の耐震化の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-5（6）】

(2) 下水道施設の持続的な機能確保（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-5（7）】
(3) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒2-4（12）】
(4) 震災時における下水道施設の活用検討（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-5（8）】

6-4 地域交通網の長期間にわたる機能停止

(1) 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保（都市基盤） ○無電柱化の推進及び交通規制用装備資器材等の整備により、災害に強い交通安全施設等の整備を行う。 ○緊急通行車両等の交通確保、信号機の減灯対策、救急活動等の実施、災害への備えに関する広報活動等により、災害時の交通安全の確保を行う。 （関連主体：武蔵野警察署、武蔵野消防署）
(2) 路線バス等地域公共交通の運行状況の共有（平和・文化・市民生活、都市基盤） ○災害発生による道路等の状況により、バス路線等地域公共交通の運行に支障が生じる場合、運行状況、迂回ルート等についての情報共有を行うため、地域公共交通活性化協議会との連絡体制等を活用していく。
(3) 駅前広場の整備・機能拡張（都市基盤） 【再掲⇒2-1（12）】
(4) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(5) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(6) 狭あい道路の拡幅整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（26）】
(7) 橋りょうの維持管理（都市基盤） 【再掲⇒1-1（27）】
(8) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】

(9) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(10) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(11) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（13）】
(12) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（28）】
(13) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（29）】
(14) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(15) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(16) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】
(17) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（13）】
(18) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（26）】

6－5 大規模な火山噴火の降灰により混乱が発生する事態

（1）富士山等噴火による降灰対策の検討（平和・文化・市民生活）

- 火山灰の影響により、健康への被害を引き起こす場合もあるため、マスク等の非常持出用品の事前準備を市民周知するとともに、降灰時には、外出自粛の呼びかけを行う。
- 富士山等噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きいため、各防災機関の連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織の連携を育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった体制を構築、維持する。
- 火山灰は都県をまたぎ広範囲に及ぶため、国や都の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。

6-6 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(2) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(3) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（13）】
(4) ヘリコプター活動拠点の確保（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（3）】
(5) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】
(6) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備（平和・文化・市民生活、緑・環境） 【再掲⇒1-1（21）】

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 大規模火災の発生

(1) 初期消火体制の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-2（1）】
(2) 消防水利の整備（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-2（2）】
(3) 円滑な消防活動の確保（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-2（3）】
(4) 消防団体制の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（34）】
(5) 自主防災組織の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-1（35）】
(6) 建築物の不燃化（都市基盤） 【再掲⇒1-2（7）】
(7) 木造住宅密集地域における不燃化・耐震化（都市基盤） 【再掲⇒1-1（4）】
(8) 出火防止対策の推進（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒1-2（10）】
(9) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備（平和・文化・市民生活、緑・環境） 【再掲⇒1-1（21）】
(10) 農地の保全（緑・環境） 【再掲⇒1-1（22）】
(11) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】
(12) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(13) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(14) 狭あい道路の拡幅整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（26）】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(1) 緊急輸送ネットワークの整備（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-1（13）】
(2) 都市計画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（24）】
(3) 区画道路の整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（25）】
(4) 狭あい道路の拡幅整備（都市基盤） 【再掲⇒1-1（26）】
(5) 橋りょうの維持管理（都市基盤） 【再掲⇒1-1（27）】
(6) 緑の防災ネットワークの形成（緑・環境） 【再掲⇒1-1（23）】
(7) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（2）】
(8) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（3）】
(9) ブロック塀等の安全化（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（13）】
(10) 下水道施設の耐震化の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒2-5（6）】
(11) 道路不法占用物等に対する規制（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（28）】
(12) 自動販売機の転倒防止（緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒1-1（29）】
(13) 無電柱化の促進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（30）】
(14) 放置自転車対策の推進（都市基盤） 【再掲⇒1-1（31）】
(15) 違法駐車対策の推進（平和・文化・市民生活、都市基盤） 【再掲⇒1-1（32）】
(16) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（26）】

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(1) 防災拠点機能の強化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒2-1（2）】
(2) 市有施設の停電対策（平和・文化・市民生活、緑・環境） 【再掲⇒2-6（34）】
(3) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進（平和・文化・市民生活、緑・環境、都市基盤） 【再掲⇒2-4（12）】

8 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) がれき処理体制の構築（緑・環境）

- 市内の廃棄物運搬車両等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材を確保する。
- がれき処理マニュアルを策定する。
- 十分な一次集積場所候補地を確保できるように都と調整を進める。
- 震災による災害がれきの処理に際し、必要となる広域連携の内容研究や連携体制の構築を都及び多摩地域の他自治体と検討する。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) ボランティアとの協働・連携（平和・文化・市民生活、行財政）

【再掲⇒2-6（3）】

(2) 災害対応に不可欠な建設業との連携（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-1（26）】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 地域コミュニティ機能の維持・活性化（平和・文化・市民生活）

- 災害時の復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、コミュニティ協議会や各種市民活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、団体・組織の活動基盤強化等に努める。
- 市民に対し、地域対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、地域コミュニティ機能の維持・確保を図る取組みを実施する。

(2) 警察など関係機関・団体との連携強化（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒2-2（30）】

8-4 貴重な文化財や自然環境の喪失、地域コミュニティの崩壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による、人口流出、文化の衰退

(1) 文化財施設の安全対策（平和・文化・市民生活）

- 「文化財防火デー」を中心として、所有者・管理者に対し、文化財における安全対策の周知を図るとともに、文化財の所有者・管理者に、文化財防火デーに関する懸垂幕の掲示を依頼し、文化財防火運動の推進を図る。
- 文化財の所有者・管理者は、文化財周辺環境及び防災設備等の点検、消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練の実施を実施する。
- 市内の文化財所在リストを整備する。
- 国の文化財保存事業補助金制度の活用による文化財の修繕等を推進する。
（関連主体：文化財の所有者・管理者）

(2) 地域コミュニティ機能の維持・活性化（平和・文化・市民生活）

【再掲⇒8-3（1）】

(3) 迅速な都市復興への取組みの強化（平和・文化・市民生活、行財政）

- 地域協働復興の考え方について、関係団体へ周知し、復興まちづくりの意識を醸成する。
- 震災復興マニュアルの策定等を通じ、震災後の迅速な復興に向けて被災後の体制整備や取組について、都と連携して推進する。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(1) 応急仮設住宅の供給体制の整備（平和・文化・市民生活、都市基盤）

- 被害状況に応じて市営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅を効率的に供給する体制を整備しておく。
- 大規模災害時において、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握したうえで建設候補地を選定し、被災者が長期の避難所生活に陥らないよう、早期着工・入居が可能となるよう関係機関で協議・調整する。

(2) 発災後の住宅確保に向けた取組みの推進（都市基盤）

- 首都直下地震等の大規模災害を想定し、応急復旧期における被災者への住宅供給や、復興期の住宅再建等に向けた取組みなど、被災者の住宅確保に関する研究を進める。
- 在宅避難のための取組みについて、防災等の関連部局と連携して検討を進めていく。

（３）地籍調査の実施（平和・文化・市民生活）

- 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、官民境界の地籍調査や地図整備等について国や都と連携を図る。

（４）罹災証明書の発行（行財政）

- 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考に、あらかじめ住家被害認定調査のための確実かつ迅速な調査方法や判定方法などを検証する。
- 都が作成した「災害に係る住家被害認定、罹災証明発行等に関するガイドライン」に基づき、被災者生活再建支援システムの運営、罹災証明書を速やかに発行できる体制を検証する。
- 調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修・訓練について、庁内関係部署で連携して実施する。
- 消防署と事前協議等を行い、被害調査及び罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。
- 過去の震災では、罹災証明の判定結果への不満による再調査が多数申請されているため、再調査申請に係る受付体制・調査体制を検証する。

（５）義援金の配分体制の構築（平和・文化・市民生活）

- 都の義援金募集等に協力する場合と独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。
- 市に寄託された被災者あての義援金及び都知事または日本赤十字社東京支部から送付された義援金を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、保管、事務分担等について必要な事項を定める。

8－6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（１）風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等（平和・文化・市民生活）

- 東日本大震災では、発災後の誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けたことを踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信を行う。

（２）放射性物質等への対応体制の維持（平和・文化・市民生活）

- 必要に応じて空間放射線量測定等を実施し、正確な情報を住民に提供するとともに、国や都などの関係機関との連携・調整等の対応を行う。
- 小中学校及び認可保育園における給食の安全性の向上を図るため、ゲルマニウム半導体検出器を導入し、放射性物質の検査体制を整備してきた。今後、空間放射線量の測定や放射性物質の検査について必要に応じて実施していく。

（３）放射線等使用施設の安全化に関する情報共有（平和・文化・市民生活） ○平時から市・消防署・都等における連携体制を構築しておく。 ○放射線等使用施設については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、国においてＲＩ（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制の整備、立入検査の実施による安全確保の強化、平時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じている。 ○放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。 （関連主体：都、消防署）
（４）原子力災害時の情報連絡体制の整備（平和・文化・市民生活） ○原子力災害について、休日・夜間等の緊急対応が必要な場合に備え、都、警察署、消防署等の関係機関、庁内の連絡体制を強化する。 （関連主体：都、警察署、消防署）
（５）市民への原子力防災に関する啓発及び情報提供（平和・文化・市民生活） ○市民への原子力防災に関する知識の普及と啓発を行う。 ○教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。 ○国や都との役割分担を明確にしたうえで、必要な情報提供体制を整備する。 ○市民への情報提供・問合せに対応する窓口を整備する。
（６）有害物質の拡散・流出防止対策の推進（緑・環境） ○有害物質等の公共用水域への流出や地下への浸透、大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。 ○特定化学物質の使用量等の報告を受け、状況を把握する。 ○都による「化学物質を取り扱う事業所のための防災対策マニュアル」による対策を、事業者に周知する。
（７）有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施（平和・文化・市民生活、緑・環境） ○化学剤等の拡散・流出を想定した訓練等を検討するとともに、自衛隊や警察などの関係機関と連携し、有害物質の大規模拡散・流出における対処能力の向上を図る。
（８）住宅・建築物のアスベスト対策の促進（緑・環境、都市基盤） ○吹付アスベスト等が施工されている恐れがある建築物について、事例調査報告や立入調査に基づき事業者に対し適切な指導を行い、アスベスト対策を促進する。
（９）中小企業者等の強靱化（平和・文化・市民生活） 【再掲⇒5-1（２）】

別表 1 脆弱性評価結果

1 人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

(1) 民間の特定建築物の耐震化

- 令和元年度末時点で、市内には 440 棟の特定建築物があり、国の耐震化率の推計方法に準じて算定すると、そのうち約 89%の建築物が必要な耐震性を満たしている見込まれる。
- 上記の数字は特定建築物定期報告から耐震性の有無を把握しているため報告対象外の建築物については実態を把握することが難しい状況である。
- 特定建築物は、多数の人が利用する建築物であることから、耐震化を図る必要がある。

(2) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 特定緊急輸送道路の沿道にあり高さがおおむね道路幅員の 1 / 2 を超える建築物の耐震化率は、令和元年度末時点で、約 83%である。
- 特定緊急輸送道路は、主要な防災拠点や他市等の緊急輸送道路を結ぶ広域的なネットワークを形成し、救急救命活動や緊急車両の通行等、震災時の大動脈となる重要な役割を担っていることから、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路となっている。
- 沿道建築物の所有者には、耐震診断が義務付けられており、重点的に沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(3) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 一般緊急輸送道路は、特定緊急輸送道路の広域的なネットワークを補完するとともに、特定緊急輸送道路と防災拠点をつなぐ、震災時に重要な役割を担う道路である。
- 現在は、特定緊急輸送道路沿道建築物のような耐震化状況の報告を義務化していないため、耐震診断や耐震改修等の情報を収集することができないが、今後は、対象建築物の状況を整理した台帳整備や国及び都と連携し、適切な進行管理を行っていくための体制作りが必要である。

(4) 木造住宅密集地域における不燃化・耐震化

- 木造住宅密集地域では、地震時の住宅の倒壊等により道路閉塞や出火が起こり、避難や救急・消火活動が妨げられ、市街地火災などの二次災害につながる危険性が高い。
- 延焼拡大を抑制するためには、建物の不燃化のみならず、一定の広さを有する防災空地等の確保や、狭あい道路の拡幅整備が必要である。

(5) 住宅の耐震化の促進

- 阪神・淡路大震災では、死者の約 8 割が住宅等の倒壊による圧死となっている。
- 平成 30 年度末現在、市内の約 92%の住宅が耐震性を満たしているが見込まれる。
- 建物所有者が主体的に耐震化に取り組むには、建物所在地の地震に対する危険度や建築物の耐震化の必要性和重要性を認識する必要がある。また、耐震化に踏み出すには、信頼感や安心感が必要であるため、地震などの防災情報や耐震化に向けた情報の提供が必要である。
- 住宅の耐震化を進めていくためには、自助・共助・公助の原則を踏まえ、住宅の所有者自らが主体的に耐震化に取り組む必要がある。

(6) 高経年・耐震性不足の分譲マンション建替え等の促進

- 昭和 30 年代後半より分譲マンションの供給が始まり、築 50 年を超える高経年の分譲マンションが市内に多く存在している。分譲マンションは生活の場であるとともに、市街地の安全を確保するために重要な要素となっていることから、適切な維持管理を行うことが大変重要である。
- 平成 24 年に市が行った調査では、旧耐震基準により建てられた分譲マンションは、分譲マンション全体の 36.3%を占めており、これらのマンションについては、建替えも視野に入れた耐震化を促進していく必要がある。

(7) 耐震化の啓発

- 建物所有者が主体的に耐震化に取り組むには、建物所在地の地震に対する危険度や建築物の耐震化の必要性和重要性を認識する必要がある。また、耐震化に踏み出すには、信頼感や安心感が必要であるため、地震などの防災情報や耐震化に向けた情報の提供が必要である。
- 耐震化を促進するため、相談体制や情報提供の充実を図る必要がある。

(8) 建築物建設時及び工事時における耐震化の促進

- 住宅の耐震化を進めていくためには、自助・共助・公助の原則を踏まえ、住宅の所有者自らが主体的に耐震化に取り組む必要がある。
- 耐震化を促進するため、建築物の新設時やリフォーム等の工事の際に、耐震基準に準じた施工となるように検査、指導が必要である。

(9) 耐震改修促進税制の利用促進

- 住宅の耐震化を進めていくためには、自助・共助・公助の原則を踏まえ、住宅の所有者自らが主体的に耐震化に取り組む必要がある。
- 耐震改修促進税制を普及するなど、耐震化を促進する必要がある。

(10) 学校施設の改築・環境整備

- 市の学校施設は、1960 年代から 1970 年代にかけて竣工された建物が全体の 7 割に達し、令和 2 年度以降本格的な更新時期を迎えるため、今後の学校教育を見据えて必要な教育環境を整備する必要がある。
- 既存の学校についても安全な教育環境を確保する必要がある。

(11) 社会福祉施設の耐震化

- 地震発生時に社会福祉施設が倒壊すると、自ら避難することが困難な利用者の安全の確保や、災害時にあっても福祉サービスの提供の継続、福祉避難所としての機能の確保などが困難になる重大な事態が発生するおそれがある。
- 建物の倒壊等を防ぎ、継続的な福祉サービスが提供できるよう各社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

(12) 公共施設の保全改修

- 市の公共施設のうち旧耐震（昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認）の建物は 44 施設 67 棟であり、全ての建物で耐震診断を実施している。また、耐震診断の結果、所定の耐震性能を満たさないと判断した 42 棟についても、耐震補強工事を実施済みである。
- 災害等による事故を未然に防ぎ、利用者の安全を確保するため、公共施設の保全改修による適切な維持管理が必要である。

(13) ブロック塀等の安全化

- 東日本大震災では市内 11 か所のブロック塀が倒壊した。さらに平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊により人的被害が発生しており、安全対策が急務となっている。
- 東日本大震災での被害を受け、平成 23 年度にこれまでの調査で危険度が高かったものと、通学路に面した危険度がある程度予想されるもの 517 件を対象に調査し、危険度が大きいものが 74 件あった。
- 防災推進員の防災タウンウォッチングにより、危険ブロック塀の把握に努めている。

(14) 屋根瓦・窓ガラス・天井等の落下防止対策

- 建物の外壁に存在する窓ガラスや看板、屋根瓦や屋上にある設備類は、災害時には落下等により道路上の通行人に被害を与え、道路を閉塞して避難や防災活動に支障をきたす恐れがある。特に、市内で最も店舗や事務所が集積している吉祥寺駅周辺は、これらの集積度が高い。東日本大震災では市内で屋根瓦の被害が多発した。
- これら落下の危険性がある部位の落下防止対策の推進が必要である。

(15) 家具の転倒・落下・移動の防止

- 市が保有する施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施している。
- 阪神・淡路大震災の被災地域では、室内においても家具が転倒したり、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほどゆれは大きく、家具転倒等による被害は大きかった。
- また、東日本大震災では巨大地震で発生する長周期地震動で、家具類の転倒・落下・移動が発生した。
- 家具類の転倒による被害を防止するため、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する必要がある。

(16) 高層建築物及び地下街の安全対策の推進

- 平成 27 年 4 月時点で、市内には、消防法でいう 31mを超える高層建築物が 67 棟ある。
- 首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物のゆれによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性がある他、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。
- これら高層建築物については、関係法令に基づき建築の設計段階から安全確保が厳しく規制・指導されている。しかし、構造上の特殊性から、地震時における避難や消防活動などの災害対応は、極めて困難になると予想される。
- 高層建築物及び地下街の安全を確保するため、関係機関と連携した安全強化が必要である。

(17) 長周期地震動への対策の強化

- 令和 3 年 12 月時点で、市内に超高層建築物（高さが 60mを超えるもの）は 2 棟ある。
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、都内に設置された一部の地震計において激しい揺れが 100 秒ほど続き、その後、長周期成分を主体とする地震波が到来したことが報告された。長周期地震動は、固有周期が長い超高層建築物や免震建築物への影響が大きいと考えられており、東海・東南海・南海連動地震等の発生時には長周期地震動が発生する恐れがあることから、東日本大震災の経験を踏まえ対策を講じておく必要がある。

(18) エレベーターの安全対策の推進

- 市有施設 42 カ所にエレベーターの閉じ込め防止装置を設置している。
- 平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震及び平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、エレベーターの閉じ込め事故が多発したことを踏まえ、エレベーターのさらなる安全対策が求められる。なお、市保有施設について、48 施設にエレベーターの閉じ込め防止装置を設置している。

(19) エスカレーターの安全対策の推進

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその余震において、ショッピングセンター等に設置されていたエスカレーターが落下するという被害が市外で複数発生した。
- これらの被害を防止するため、落下防止の措置を講じる必要がある。

(20) 空き住宅等の予防・適正管理・利活用の促進

- 平成 29（2017）年に本市が実施した空家等実態調査によると、市内の住宅総数に対する空き住宅等の割合は 5.8%である。
- 空き住宅等は、地震による倒壊や火災の被害を拡大する恐れがあるため、空き住宅の適切な管理の推進等を検討する必要がある。

(21) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備 ○市内 6 箇所の防災広場は市内のオープンスペースの必要性の調査評価を行ない、その中で、不燃領域率などで評価の低かった地域に「延焼防止」の観点から設けられた広場である。また、災害時のミニ防災拠点としての機能も付加している。 ○市立公園は、全てが街区公園であるため、地域毎の復旧・復興拠点としての防災機能を分担させることができる。 ○公園の新設及び既存公園の整備を進め、震災時の防災拠点としての機能を向上させる必要がある。
(22) 農地の保全 ○市街化区域内における農地は、良好な環境の確保はもとより、防災上においても防災協力農地としての役割をはじめ、火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能など重要な役割を担っている。 ○市では、災害時に市民が緊急に避難する場所（「地区災害時待避所」）として農地を開放してくれる協力者と協定を締結している。 ○令和 3 年 12 月時点で、生産緑地地区は 86 指定されており、これらの機能保全が必要不可欠である。
(23) 緑の防災ネットワークの形成 ○都は、道路・河川・公園等の一体感のある整備を進め、荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径 30km の緑のリンググリーンロードネットワークの形成を推進している。 ○都市の防災機能を高めるため、公園緑地や街路樹、生垣等で形成される緑の防災ネットワークの充実を図る必要がある。
(24) 都市計画道路の整備 ○道路は、都市活動を支える根幹的都市施設であり、震災時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。 ○令和 3 年 4 月 1 日時点で、都市計画道路の施行率は約 62.4%である。 ○今後も都市計画道路の整備を進めていく必要がある。
(25) 区画道路の整備 ○地震により建物の倒壊や火災が発生したときは、危険地域からの避難や消火・救助活動のしやすさ(困難さ)が、その後の被害の大きさに影響する。 ○都市計画道路に囲まれた市街地について、避難上有効となる道路のネットワーク化と災害活動に有効な道路空間の確保を進める必要がある。
(26) 狭あい道路の拡幅整備 ○幅員が 4 m に満たない道路は、緊急車両の乗り入れ等に支障をきたす恐れがある。 ○消防活動路を確保するため、狭あい道路の拡幅整備を推進する必要がある。

(27) 橋りょうの維持管理 ○地震時において、橋りょうの損壊は避難及び災害活動に支障をきたす恐れがある。 ○市街地や主要路線上の橋りょうについて、架替や損傷に応じた補修、定期的な点検が必要である。
(28) 道路不法占用物等に対する規制 ○建物の外壁に存在する窓ガラスや看板、屋根瓦や屋上にある設備類は、災害時には落下等により道路上の通行人に被害を与え、道路を閉塞して避難や防災活動に支障をきたす恐れがある。 ○置看板、立看板は、吉祥寺駅周辺に多く分布している。この看板は移動式の看板で、道路上にはみ出しているものが多く、平時においても通行の障害となっている。特に飲食街においては、夜間の営業時間になると、店の前に移動されるものが多い。これらの看板は、災害時には、通行の妨げとなる可能性が大きい。 ○通行の障害となりうる不法占用物について、所有者に対する指導の強化が必要である。
(29) 自動販売機の転倒防止 ○自動販売機は、過去の震災時に転倒の例があり、転倒すれば直接的な被害のみならず、道路を閉塞することになる。また、主要道路沿いに多く分布するため、通行の障害物としての危険性は無視できない。 ○道路の閉塞や通行人の被害を未然に防止するため、自動販売機の転倒防止対策が必要である。
(30) 無電柱化の促進 ○道路の無電柱化は、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出とともに、震災時における道路機能の確保に効果がある。 ○景観整備路線事業計画（第一次）（平成 22 年 2 月）に位置付けた早期事業化路線については、8 路線中 7 路線の無電柱化が完了し、かつ中長期事業化路線について 1 路線完了している。また、景観整備路線事業計画（第二次）（平成 28 年 12 月）の早期事業化路線に位置付けた 4 路線中 1 路線は現在整備を進めており、2 路線については整備実施に向けて事業検討中と確実に進められている。引き続き、震災時の道路機能確保に向け道路の無電柱化を進める必要がある。 ○建築物の耐震化を進めるとともに、無電柱化もあわせて取り組む必要がある。
(31) 放置自転車対策の推進 ○自転車やミニバイク等が放置されると、震災時の避難や緊急車両の通行等を阻害する恐れがある。 ○震災時の避難路と歩道空間を確保するため、自転車やミニバイク等の放置防止を図る必要がある。

(32) 違法駐車対策の推進

- 違法駐車のはほとんどは、商店会や店舗への買い物客及び荷捌き車両による短時間駐車である。
平成 21 年 4 月 1 日より、駐車監視員制度（警察官以外に放置車輛確認機関から選任された監視員が放置車輛を確認する制度）が導入され、取締り重点路線、重点地域が指定された。
- 違法駐車は、災害時における、避難、災害活動を妨げる恐れがあるため、平時から道路交通の適正化が必要である。

(33) 一時集合場所・避難所の指定

- 地震等が発生した際に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所または避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを一時集合場所として市立小中学校 18 校及び都立高校 2 校のグラウンドを指定している。
- 地震等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者または現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校（市立小中学校 18 校及び都立高校 2 校）の校舎及び体育館等を避難所に指定している。
- 避難所の利用範囲や運営方法等を検討しておく必要がある。

(34) 消防団体制の強化

- 令和 3 年 9 月時点で、消防団は、本部と 10 個分団で構成し、団員 260 名、指揮車 1 台、ポンプ車 10 台を配備し、武蔵野消防署との連携体制を確立して災害に備えている。
- 消防団の活動体制を強化するため、資器材の整備や団員の確保等を推進する必要がある。

(35) 自主防災組織の強化

- 防災に関する市民意識調査（平成 23 年 12 月実施）によると、自主防災組織の必要性について、「必要だと思う」「まあ必要だと思う」が 8 割以上を占めている。また、その回答者のうち、自主防災組織での活動意向について、「誘われれば活動する」「多くの近所の人が入れば加入する」という活動意向のある方が約 4 割を占めている。
- 平成 10 年 9 月に「武蔵野市自主防災組織に関する要綱」を制定し、自主防災組織の結成促進及び支援・育成に当たっている。
- 地域防災力の向上のためには、避難所等を頼らず自宅で生活継続が可能な自助の推進と、安否確認・救出救助・初期消火・地域による避難所運営などの共助の推進が必要となる。そのため、地域防災の担い手である自主防災組織の設立促進と活動支援を行う必要がある。
- 令和 3 年 10 月現在、市内には自主防災組織が 62 組織結成されている。
- 避難所運営組織については、武蔵野市民防災協会による運営支援をおこなっている。
- 自主防災組織については、市の主催による連絡会を年 2 回開催している。

(36) 事業所防災体制の強化

- 首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。
- 共助による地域防災力を向上させるため、事業所の防災体制を強化させる必要がある。

(37) 避難行動要支援者名簿の作成 ○要配慮者の避難を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、その充実を図る必要がある。
(38) 災害時要援護者等の安否確認体制の整備 ○災害時要援護者の安否確認を行う支援者のために、武蔵野市災害時要援護者対策事業支援者標準マニュアルを作成し、運用してきた。 ○災害時要援護者等の安否確認体制を整備するため、上記マニュアルや避難支援計画（避難支援プラン）の充実を図る必要がある。 ○関係団体については、制度運用に関する説明会を実施している。 ○総合防災訓練等において、訓練を実施している。
(39) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 ○避難行動支援体制を整備するため、関係団体における避難支援等関係者の選任や集合住宅での避難支援体制構築を推進する必要がある。 ○関係団体については、制度運用に関する説明会を実施している。 ○総合防災訓練等において、訓練を実施している。
(40) 応急保育・育成・教育体制の推進 ○昭和 30 年代から 40 年代にかけての急激な人口増加や市民のニーズに対応して、早期から計画的に、市立保育園をはじめとした、子ども・子育て支援施設を整備・拡充してきた。一方、近年における少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口が減少し税収の増加が望めないことや社会保障関連費が増加すること等、将来は厳しい財政状況になることが予測されることから、今後も同様に施設を整備することは難しい状況にある。また、これまでに整備してきた公共施設等が、今後更新時期を迎え、多額の費用負担が発生することから、様々な工夫をしながら計画的な整備・更新を行う必要がある。 ○大規模な災害が発生した際、子どもと子育て家庭には特別な支援が必要となる。各子ども・子育て支援施設について、災害時における役割を明確にしておくことが必要である。 ○乳幼児、児童、生徒の安全を確保するため、応急保育・育成・教育体制を整備する必要がある。
(41) 被災住宅の応急危険度判定 ○余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、都と連携して早期に建築物の被害状況を調査し、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、判定結果に応じた措置を講じる必要がある。 ○令和 3 年 4 月 1 日時点で、本市における応急危険度判定員は 218 名である。 ○応急危険度判定に必要な資器材の整備及び、応急危険度判定員の習熟が必要である。

(42) 防災広報の充実

- 防災に関する市民意識調査（平成 23 年 12 月実施）によると、防災情報マップの認知度について、「家にあり貼ってある」「家にあるが貼っていない」「家にはないが見たことがある」が 7 割以上を占めている。また、活用方法については、「近隣の避難場所を確認した」が最も多く、次いで「近隣の防災施設（給水施設・災害用トイレなど）を確認した」が多い結果となっている。
- 武蔵野市防災情報マップ／浸水ハザードマップを更新し、令和 2 年 3 月に全戸配布した。
- 防災活動に成果を上げるためには、全市民の防災に対する関心、意識を高め、その理解と協力を得ることが不可欠である。

(43) 地域防災活動及び防災教育の充実

- 非常時には、行政の対応が十分に行き届かない恐れがある。
- 地域防災力を向上するため、地域防災セミナーの充実等、防災教育の推進が必要である。
- 防災推進員を武蔵野市民防災協会で任命し、令和 3 年 3 月 31 日現在 100 名を委嘱している。
- 防災推進員については、日常、防災タウンウォッチングを行い市内の危険個所の把握、地域設置消火器の点検を行っている。

(44) 防災訓練の充実

- 防災に関する市民意識調査（平成 23 年 12 月実施）によると、地震防災訓練への参加状況について、「参加の機会がなかった（訓練はなかった）」が約 25%を占めている。
- 多様な主体による防災訓練を充実させるとともに、防災訓練について周知徹底を図り地域住民等の参加を促進する必要がある。

(45) 避難行動要支援者等に配慮した防災訓練の実施

- 総合防災訓練等において、訓練を実施している。
- 避難行動要支援者の安全確保を的確に行うため、実地訓練にて避難支援等を体験する必要がある。

(46) 災害時の外国人支援対策の推進

- 災害時には、平時に要配慮者でない外国人でも、言語、生活習慣の違い、地震体験がないこと等による災害知識の不足から、要配慮者となり得る。
- （公財）武蔵野市国際交流協会と「災害時における外国人支援活動に関する協定」を結び、これまで防災ボランティア訓練の実施を通じて連携を行ってきた。今後も継続して行う必要がある。
- （公財）武蔵野市国際交流協会のみならず、大学等との連携も検討していく必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設の火災による死傷者の発生

(1) 初期消火体制の強化

- 昭和 57 年度から市と消火器販売業者との間で、消火器を安価で購入できるように販売価格の協定を結ぶとともに、昭和 59 年度からは、毎年度、一世帯 1 本に限り購入補助を行い、消火器の一般家庭への普及を図ってきた。
- 市では、令和 3 年 4 月時点で道路に面した場所に地域設置消火器を約 1,330 箇所に設置している。
- 平成 16 年 6 月の消防法の改正により、平成 22 年 4 月 1 日から住宅全てについて住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。東京消防庁の調べによると、令和 2 年の都内の住宅用火災警報器の設置率は 86.0%である。
- 初期消火体制強化のため、消火器の普及、火災報知器の設置推進が必要である。

(2) 消防水利の整備

- 市では、消火栓、防火水槽、貯水池、壁付消火栓、受水槽、プール、池水等の消防水利を設置している。
- 令和 3 年 12 月時点で、震災時の消防水利（防火水槽等で、250m メッシュ中 100 トンまたは 40 トン）の充足率は、93.1%となっている。
- 上記の消防水利充足率を 100%とするため、消防水利を整備していく必要がある。

(3) 円滑な消防活動の確保

- 沿道の建物や塀、電柱等の倒壊により、消防車両の通行を妨げることがないように、狭あい道路の拡幅整備や無電柱化を進める必要がある。
- 震災時の消防活動を円滑に行うため、道路管理者や警視庁と連携し、消防活動路を確保する必要がある。

(4) 消防団体制の強化

【再掲⇒1-1 (34)】

(5) 自主防災組織の強化

【再掲⇒1-1 (35)】

(6) 事業所防災体制の強化

【再掲⇒1-1 (36)】

(7) 建築物の不燃化

- 地震の揺れにより発生した火災が延焼し、広い地域に被害を及ぼす恐れがある。
- 火気器具等の保有数や世帯数が多い地域、耐火性の低い木造住宅などが密集している地域では出火の危険性が高まる。
- 建物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定といった土地利用規制が必要である。

(8) 木造住宅密集地域における不燃化・耐震化 【再掲⇒1-1 (4) 】
(9) 空き住宅等の予防・適正管理・利活用の促進 【再掲⇒1-1 (20) 】
(10) 出火防止対策の推進 ○震災時の火災による二次災害を防止するため、火気設備や電気設備の安全化及び事業者・市民への安全啓発が必要である。
(11) 高層建築物及び地下街の安全対策の推進 【再掲⇒1-1 (16) 】
(12) 一時集合場所・避難所の指定 【再掲⇒1-1 (33) 】
(13) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備 【再掲⇒1-1 (21) 】
(14) 農地の保全 【再掲⇒1-1 (22) 】
(15) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1 (23) 】
(16) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1 (24) 】
(17) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1 (25) 】
(18) 狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-1 (26) 】
(19) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1 (31) 】
(20) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1 (32) 】
(21) 避難行動要支援者名簿の作成 【再掲⇒1-1 (37) 】
(22) 災害時要援護者等の安否確認体制の整備 【再掲⇒1-1 (38) 】
(23) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 【再掲⇒1-1 (39) 】
(24) 応急保育・育成・教育体制の推進 【再掲⇒1-1 (40) 】

(25) 防災広報の充実 【再掲⇒1-1（42）】
(26) 地域防災活動及び防災教育の充実 【再掲⇒1-1（43）】
(27) 防災訓練の充実 【再掲⇒1-1（44）】
(28) 避難行動要支援者等に配慮した防災訓練の実施 【再掲⇒1-1（45）】

1－3 大規模な内水氾濫等による長期的な市街地の浸水

（１）都市部における内水浸水対策

- 頻発する局地的大雨により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。特にアンダーパス部においては、車両水没による死亡事故に至るケースもある。このため、冠水対策として、冠水実績箇所周辺等の側溝等の整備が必要である。また、アンダーパス部では、排水設備の補修・更新を計画的に実施するとともに、自動遮断器等の安全対策を早急に進める必要がある。
- 平成 19 年度に策定した武蔵野市善福寺川排水区総合浸水対策緊急計画等に基づき、北町雨水貯留施設や公立小中学校の校庭に雨水貯留浸透施設を整備するとともに、雨水浸透施設等の設置助成や令和 2 年度の雨水利活用条例の改正など下水道管への負荷軽減に対する取り組みを積極的に行ってきた。しかし、地球温暖化に伴う気候変動や急速な都市化の進展に伴い、近年は大型台風や突発的な局地的大雨などによる水害リスクが高まっている。これらの大規模災害の被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤の整備が求められている。

（２）風水害に対する安全性の向上

- 局地的大雨等による浸水被害を防止するため、浸水ハザードマップの周知や雨水浸透施設等の設置を促進する必要がある。
- 庁内における情報収集や対応について体制強化を図る必要がある。
- 平成 19 年度に策定した武蔵野市善福寺川排水区総合浸水対策緊急計画等に基づき、北町雨水貯留施設や公立小中学校の校庭に雨水貯留浸透施設を整備するとともに、雨水浸透施設等の設置助成や令和 2 年度の雨水利活用条例の改正など下水道管への負荷軽減に対する取り組みを積極的に行ってきた。しかし、地球温暖化に伴う気候変動や急速な都市化の進展に伴い、近年は大型台風や突発的な局地的大雨などによる水害リスクが高まっている。これらの大規模災害の被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤の整備等が求められている。

(3) 下水道事業による浸水対策の推進

○平成 19 年度に策定した武蔵野市善福寺川排水区総合浸水対策緊急計画等に基づき、北町雨水貯留施設や公立小中学校の校庭に雨水貯留浸透施設を整備するとともに、雨水浸透施設等の設置助成や令和 2 年度の雨水利活用条例の改正など下水道管への負荷軽減に対する取り組みを積極的に行ってきた。しかし、地球温暖化に伴う気候変動や急速な都市化の進展に伴い、近年は大型台風や突発的な局地的大雨などによる水害リスクが高まっている。これらの大規模災害の被害を最小限に抑え、市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤の整備等が求められている。

(4) 防災広報の充実

【再掲⇒1-1 (42)】

(5) 地域防災活動及び防災教育の充実

【再掲⇒1-1 (43)】

1 - 4 暴風等に伴う多数の死傷者の発生

(1) 風水害に対する安全性の向上

【再掲⇒1-3 (2)】

(2) 無電柱化の促進

【再掲⇒1-1 (30)】

(3) 屋根瓦・窓ガラス・天井等の落下防止対策

【再掲⇒1-1 (14)】

(4) 防災広報の充実

【再掲⇒1-1 (42)】

(5) 地域防災活動及び防災教育の充実

【再掲⇒1-1 (43)】

2 発生直後から救助、救急、医療活動が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 緊急物資輸送拠点の確保

- 震災時には道路閉塞などにより、物流が停滞する恐れがある。
- 災害時の物資輸送を円滑に行うため、緊急物資輸送拠点の確保が必要である。

(2) 防災拠点機能の強化

- 震災等の災害に対して二次災害の防止と被害の軽減を図り、発災直後から迅速かつ的確な初動対応を可能にするために、応急活動拠点等を整備する必要がある。

(3) ヘリコプター活動拠点の確保

- 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等を実現するため、ヘリコプターの緊急離着陸場を確保しておく必要がある。

(4) ヘリサインの設置

- 震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊と災害対策本部が連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共建築物の屋上にヘリコプターから視認できる施設名を表示することが効果的である。
- 平成 22 年度に武蔵野市域の西境に位置する桜野小学校と東境に位置する本宿小学校の屋上にヘリサインを設置している。
- 今後もヘリサインの整備を進めていく必要がある。

(5) 支援物資の物流態勢の構築・整備

- 長期化する災害対応や被災生活に市が所有する備蓄だけで対応することは困難である。
- 他自治体との連携を踏まえた物資供給体制を構築する必要がある。

(6) 車両燃料等の確保

- 物資輸送等の災害活動に用いる車両の燃料を確保するため、協定締結等の調達体制を整備する必要がある。
- 車両燃料確保が困難な場合に備え、電気自動車の有効的な活用について検討する必要がある。

(7) 応急給水態勢の整備

- 市内には、非常災害用給水施設が 30 施設ある。
- 配水管に直結する飲料水兼用耐震性貯水槽を防災広場等 5 箇所に設置している
- 市内には、災害対策用井戸が 28 件あり、応急給水を実施するための水源としている。
- 上記の給水拠点へ給水態勢を強化する必要がある。
- 市では、第一・二浄水場を運搬給水拠点としている。
- 運搬車両、資器材を整備し、運搬給水態勢を強化する必要がある。
- 資器材や人員を確保し、仮設給水態勢を整備する必要がある。

(8) 水道施設の震災対策の推進

- 市の深井戸は、地震時に井戸のケーシングが地震の揺れと一体となる挙動をするため、地震の影響が少ない構造と考えられる。
- しかし、これらの深井戸は、水中モーターポンプの電力により運転されているため停電時には運転不能となる。災害による停電時でも水の供給を確保できるよう、深井戸に自家発電装置を設置し非常災害用給水施設として整備している。現在、17箇所の深井戸に自家発電装置が設置されているが、今後も設置可能な深井戸に自家発電装置を設置していく必要がある。
- 都からは、暫定分水及び災害時等の緊急応援として、朝霞浄水場から上井草給水所を経由して、第一浄水場、第二浄水場へ送水されている。
- 導水管は、各水源から浄水場に導水するための管で、総延長 16,546mのうち耐震継手管延長 10,595m、耐震化率 64.0%である。
- 災害時等による停電においても各浄水場には、予備電源として自家発電装置が設置しており、これを稼動することにより、配水ポンプを運転することが可能となっている。なお、災害時に備え、各浄水場には自家発電機用燃料タンクを設置しており、16 時間程度の運転が可能である。
- 配水管は、各浄水場から給水区に配水する管であり、総延長 280,344mのうち耐震継手管延長 132,038m、耐震化率 47.1%である。
- 断水地域の縮小を図るため、導水管及び配水管の耐震化を進める必要がある。

(9) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備

【再掲⇒1-1（21）】

(10) 農地の保全

【再掲⇒1-1（22）】

(11) 緑の防災ネットワークの形成

【再掲⇒1-1（23）】

(12) 駅前広場の整備・機能拡張

- 駅前広場は、公園や街路と同様に、都市内の公共的なオープンスペースの役割を担う。
- 特に、駅前広場は周辺を耐火構造の建築物に囲まれており、非常時には一時的な避難場所、緊急活動場所となることが期待される。
- 都市部において、災害活動を行う空間を確保するため、駅前広場の整備・機能拡張等が必要である。

(13) 緊急輸送ネットワークの整備 ○市内には必ずしも幅員が十分でない緊急輸送道路があり、災害時に救助・救援活動、物流ネットワークの回復が遅れる等の懸念がある。 ○災害時の物資輸送を円滑に行うため、輸送ネットワークを形成する必要がある。
(14) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1 (24)】
(15) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1 (25)】
(16) 橋りょうの維持管理 【再掲⇒1-1 (27)】
(17) 交差点改良事業の推進 ○災害時の交通集中に伴い、ボトルネック箇所で渋滞が発生すると、救援・救護活動や緊急物資等の輸送などに著しい支障を与える。 ○災害時における救助・救急機能の確保等、地域の防災性向上を図るため、交差点を改良し車両交通の円滑化を進める必要がある。
(18) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (2)】
(19) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (3)】
(20) ブロック塀等の安全化 【再掲⇒1-1 (13)】
(21) 道路不法占用物等に対する規制 【再掲⇒1-1 (28)】
(22) 自動販売機の転倒防止 【再掲⇒1-1 (29)】
(23) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】
(24) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1 (31)】
(25) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1 (32)】

(26) 災害対応に不可欠な建設業との連携 ○市と建設業団体において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。 ○大規模災害の発生により、市職員等の人員が極度に不足する恐れがある。 ○人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業団体との、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。 ○災害の規模によっては都を通じて市外建設団体にも支援を要請する必要がある。
(27) 備蓄倉庫の整備 ○市内には、避難所倉庫が 20 箇所、拠点備蓄倉庫が 8 箇所、市街に拠点備蓄倉庫が 1 箇所ある。 ○多様な被災者のニーズに配慮するため、備蓄倉庫の整備が必要である。
(28) 市民の自助・共助による備蓄の推進 ○発災直後、道路障害物除去が本格化するまでの間、長距離の輸送態勢の確保が困難なため、地域内の備蓄に頼ることが予想される。 ○防災に関する市民意識調査（平成 23 年 12 月実施）によると、家庭の備蓄状況（食料・飲料水）について、「3 日以上備蓄している」が約 4 割を占めている。一方、備蓄方針についての考えでは、「3 日間程度生活できる分は自分で備蓄するべき」が約 7 割を占めている。 ○食料等の必需品の不足に備えるため、市民、事業者へ備蓄を啓発する必要がある。
(29) 自助・共助による飲料水等の確保 ○災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえから極めて重要である。 ○被災時において、生活用水を確保しておくため、平時からの水の汲み置き等を促進する必要がある。
(30) 被災者への物資の配布態勢の整備 ○ライフラインの途絶やエレベーターの停止等により、被災者が孤立状態になる可能性がある。 ○孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、生活必需品の供給の際には、円滑な供給に配慮する必要がある。
(31) 自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進 ○防災に関する市民意識調査（平成 23 年 12 月実施）によると、自宅に倒壊や火災延焼の危険がない場合、「備蓄した食料などを活用して可能な限り自宅にとどまる」「基本的に自宅にとどまるが食料などの物資だけ避難所に取りに行く」が 8 割以上を占めている。 ○自宅での生活継続を可能とするため、物資提供の仕組みづくりが必要である。

(32) マンション等の集合住宅の生活継続計画 ○マンション等の集合住宅は、建築物としては堅固であり倒壊や延焼の恐れが少ない一方、エレベーターの使用不能によるいわゆる「高層難民」の発生や、建物や給排水設備等ライフラインが損傷した場合の復旧に、管理組合としての意思決定を要するなど、戸建て住宅にない問題がある。 ○マンション等の集合住宅では、管理組合等を中心に自主防災組織を設立して、管理会社や市と連携しながら集合住宅特有の問題解決にあたる必要がある。
(33) 防災訓練の充実 【再掲⇒1-1（44）】
(34) 市民・行政・事業所等の連携 ○震災時には、広域的または局所的に救出・救助事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出・救助活動も必要となる。 ○従来の市民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することが重要である。

2-2 警察、消防、自衛隊等の被災地による救助・救急活動等の絶対的不足

(1) 市民の救出・救助活動能力の向上 ○震災時には、広域的または局所的に救出・救助事象の多発が予想されることから、市民による地域ぐるみの救出・救助活動も必要となる。 ○震災時における多数の救急事象に対応するには、市民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。
(2) 事業所等の救出・救助活動能力の向上 ○首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。 ○地域防災力を向上させるため、事業所等の自衛消防隊の救出能力・応急救護能力の向上が必要である。
(3) 消防団体制の強化 【再掲⇒1-1（34）】
(4) 自主防災組織の強化 【再掲⇒1-1（35）】
(5) ヘリサインの設置 【再掲⇒2-1（4）】
(6) ヘリコプター活動拠点の確保 【再掲⇒2-1（3）】

別表 1

(7) 防災拠点機能の強化 【再掲⇒2-1 (2)】
(8) 車両燃料等の確保 【再掲⇒2-1 (6)】
(9) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備 【再掲⇒1-1 (21)】
(10) 農地の保全 【再掲⇒1-1 (22)】
(11) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1 (23)】
(12) 駅前広場の整備・機能拡張 【再掲⇒2-1 (12)】
(13) 緊急輸送ネットワークの整備 【再掲⇒2-1 (13)】
(14) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1 (24)】
(15) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1 (25)】
(16) 狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-1 (26)】
(17) 橋りょうの維持管理 【再掲⇒1-1 (27)】
(18) 交差点改良事業の推進 【再掲⇒2-1 (17)】
(19) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (2)】
(20) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (3)】

(21) 木造住宅密集地域における不燃化・耐震化 【再掲⇒1-1 (4)】
(22) ブロック塀等の安全化 【再掲⇒1-1 (13)】
(23) 道路不法占用物等に対する規制 【再掲⇒1-1 (28)】
(24) 自動販売機の転倒防止 【再掲⇒1-1 (29)】
(25) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】
(26) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1 (31)】
(27) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1 (32)】
(28) 災害対応に不可欠な建設業との連携 【再掲⇒2-1 (26)】
(29) 市民・行政・事業所等の連携 【再掲⇒2-1 (34)】
(30) 警察など関係機関・団体との連携強化 ○災害時における治安悪化や交通事故の発生を防止するため、平時から警察や武蔵野防犯協会等と連携強化を図る必要がある。
(31) 自衛隊との連携強化 ○災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊との連携体制の強化を図る必要がある。
(32) 防災訓練の充実 【再掲⇒1-1 (44)】

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(1) 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 ○首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。 ○帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制など東京都帰宅困難者対策条例の内容を周知徹底する。
(2) 吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会の活動促進 ○震災時には、多数の帰宅困難者の発生が想定される。 ○平成 21 年 5 月に吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会を設立した。 ○帰宅困難者の発生を抑制するため、関係機関内での情報連絡体制の検討が必要である。
(3) 帰宅困難者への情報提供体制整備 ○震災時には、多数の帰宅困難者の発生が想定されるため、帰宅困難者への情報提供体制を構築する必要がある。
(4) 災害時帰宅支援ステーション等による帰宅支援体制の整備 ○首都直下地震等の災害時には、発災後 3 日を経過しても公共交通機関が復旧しない可能性があるため、徒歩帰宅者が発生した場合の帰宅支援体制を整備する必要がある。
(5) 徒歩帰宅訓練の実施 ○一斉帰宅抑制の実施後、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は原則として徒歩で帰宅するよう促す必要があるため、徒歩帰宅支援の充実を図る必要がある。
(6) 一時滞在施設の確保 ○国土交通省「第 5 回東京都市圏パーソントリップ調査」を活用した吉祥寺エリアにおける屋外避難者となる帰宅困難者数の推計では、約 6,200 人が吉祥寺駅周辺に滞留する推計となっている。 ○誘導場所に誘導された駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所のない者が一時的に滞在する施設（一時滞在施設）を確保する必要がある。
(7) 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒等）の保護 ○帰宅困難者対策が一斉帰宅を抑制する方向へ移行するため、これまで以上に子ども等を引き取ることができない保護者が増えることが予想される。 ○地元に残された子ども等を一時保護する必要性が高まるものと考えられるため、保育園・地域子ども館及び学校等は子どもを確実に保護者に引き渡すための体制を整える必要がある。
(8) 応急保育・育成・教育体制の推進 【再掲⇒1-1（40）】
(9) 緊急物資輸送拠点の確保 【再掲⇒2-1（1）】

別表 1

(10) 防災拠点機能の強化 【再掲⇒2-1（2）】
(11) ヘリコプター活動拠点の確保 【再掲⇒2-1（3）】
(12) ヘリサインの設置 【再掲⇒2-1（4）】
(13) 支援物資の物流態勢の構築・整備 【再掲⇒2-1（5）】
(14) 車両燃料等の確保 【再掲⇒2-1（6）】
(15) 応急給水態勢の整備 【再掲⇒2-1（7）】
(16) 水道施設の震災対策の推進 【再掲⇒2-1（8）】
(17) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備 【再掲⇒1-1（21）】
(18) 農地の保全 【再掲⇒1-1（22）】
(19) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1（23）】
(20) 駅前広場の整備・機能拡張 【再掲⇒2-1（12）】
(21) 緊急輸送ネットワークの整備 【再掲⇒2-1（13）】
(22) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1（24）】
(23) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1（25）】
(24) 橋りょうの維持管理 【再掲⇒1-1（27）】

別表 1

(25) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (2)】
(26) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (3)】
(27) ブロック塀等の安全化 【再掲⇒1-1 (13)】
(28) 道路不法占用物等に対する規制 【再掲⇒1-1 (28)】
(29) 自動販売機の転倒防止 【再掲⇒1-1 (29)】
(30) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】
(31) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1 (31)】
(32) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1 (32)】
(33) 備蓄倉庫の整備 【再掲⇒2-1 (27)】
(34) 市民の自助・共助による備蓄の推進 【再掲⇒2-1 (28)】
(35) 自助・共助による飲料水等の確保 【再掲⇒2-1 (29)】
(36) 市民・行政・事業所等の連携 【再掲⇒2-1 (34)】
(37) 災害対応に不可欠な建設業との連携 【再掲⇒2-1 (26)】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(1) 災害時医療対策の見直し・充実

- 災害発生直後において、傷病者が武蔵野赤十字病院等に殺到することが想定される。災害時における災害拠点病院機能を維持するため、病院前の緊急医療救護所開設などによる病院支援体制を整備する必要がある。
- 市を包括する北多摩南部保健医療圏において、都立多摩・小児総合医療センターに東京都地域災害医療コーディネーターが設置されており、災害医療コーディネーターと連絡調整を行うが、広域的な傷病者の搬送体制や全国からのDMATなど医療救護班の受援体制など検討する必要がある。
- 武蔵野・三鷹地域において、本市は武蔵野赤十字病院、三鷹市は杏林大学付属病院を有し、当該病院等と災害時における連携・役割を確立する必要がある。

(2) 災害時医療の情報連絡体制の確保

- 災害発生時に迅速かつ円滑な医療救護活動を行うためには、情報連絡体制の確保が不可欠であり、多様な通信手段の確保に努める必要がある。

(3) 武蔵野市災害時医療救護本部の整備

- 災害時医療をより効果的なものとするため、平時から武蔵野市災害時医療救護本部の体制を整備しておく必要がある。
- 市の災害対策本部と離れた場所（武蔵野赤十字病院内）に武蔵野市災害時医療救護本部を設置するため、情報共有には特段の配慮が必要である。

(4) 看護師等受援体制の検討

- 発災直後から超急性期（～72時間）までは特に、看護師等の医療従事者が不足することが想定される。
- 関係団体より看護師等の受入を実施する可能性があるため、その受入体制を検討しておく必要がある。

(5) 在宅療養者対策の推進

- 災害発生直後において、在宅療養者は医療機関の受診ができないという事態や、治療・介護の医薬品や物品の不足などで健康状態の悪化を招きやすいという事態が発生する恐れがある。そのため、介護等のサービス提供事業所は、サービス提供時間帯あるいは事業所閉所時間帯に発災した場合であっても、行政等と連携して利用者への支援を行っていくことが求められる。
- 災害時において、在宅医療患者の健康を確保するため、医療サービスが継続して受けられるよう仕組みづくりを検討する必要がある。

(6) 慢性期医療患者への対策推進 ○仮設住宅等での避難生活の長期化など、災害の急性期から慢性期への移行に伴い、健康維持・孤立防止・メンタルヘルス等への対応の検討が必要である。 ○慢性期医療対策も含めた医療・福祉・地域の連携を検討する必要がある。
(7) 車両燃料等の確保 【再掲⇒2-1 (6)】
(8) 災害拠点連携病院・災害医療支援病院の指定 ○災害時の医療体制を確立するため、災害拠点連携病院及び災害医療支援病院の指定を行ったうえで、その機能を強化する必要がある。
(9) 緊急医療救護所の整備 ○災害拠点病院等に設置される緊急医療救護所での医療活動を効果的なものとするため、訓練や資器材の整備等を行う必要がある。
(10) 民間の特定建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (1)】
(11) 医薬品・医療資器材の備蓄・調達 ○避難所救護所となる6か所の小学校に、医薬品・医療資器材を備蓄している。 ○急性期（72時間～）以降の医薬品調達のため、卸売販売業者との協定締結している。 ○医師会等と協議し、医薬品の備蓄の充実及び管理を行う必要がある。
(12) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進 ○災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。 ○発災時のエネルギーを確保するため、エネルギー確保の多様化、非常用電源の確保等を進める必要がある。
(13) ヘリコプター活動拠点の確保 【再掲⇒2-1 (3)】
(14) ヘリサインの設置 【再掲⇒2-1 (4)】
(15) 防災拠点機能の強化 【再掲⇒2-1 (2)】
(16) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備 【再掲⇒1-1 (21)】
(17) 農地の保全 【再掲⇒1-1 (22)】

別表 1

(18) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1 (23)】
(19) 駅前広場の整備・機能拡張 【再掲⇒2-1 (12)】
(20) 緊急輸送ネットワークの整備 【再掲⇒2-1 (13)】
(21) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1 (24)】
(22) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1 (25)】
(23) 狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-1 (26)】
(24) 橋りょうの維持管理 【再掲⇒1-1 (27)】
(25) 交差点改良事業の推進 【再掲⇒2-1 (17)】
(26) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (2)】
(27) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (3)】
(28) ブロック塀等の安全化 【再掲⇒1-1 (13)】
(29) 道路不法占用物等に対する規制 【再掲⇒1-1 (28)】
(30) 自動販売機の転倒防止 【再掲⇒1-1 (29)】
(31) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】
(32) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1 (31)】
(33) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1 (32)】
(34) 災害対応に不可欠な建設業との連携 【再掲⇒2-1 (26)】

(35) 市民・行政・事業所等の連携 【再掲⇒2-1 (34)】
(36) 市民に対する武蔵野市災害時医療救護体制の周知 ○被災者が円滑に医療サービスを受けられるよう、災害発生時の医療体制について周知しておく必要がある。
(37) 防災訓練の充実 【再掲⇒1-1 (44)】
(38) 遺体の収容及び火葬許可証の発行 ○大規模災害時に被災者が多数発生した場合に備え、遺体収容に係る事前準備が必要である。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(1) 避難所における感染症予防の推進 ○感染症蔓延時を想定した避難所の開設・運営方法の確立、習熟が必要である。 ○感染症蔓延時における自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難に備え、避難対策の検討が必要である。 ○避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるようにするため、「避難所管理運営の指針（市区町村向け）」に基づき「武蔵野市避難所運営の手引き」を平成 21 年に作成した、平成 30 年に更新した。 ○令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症対策として「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症）」を作成した。 ○「武蔵野市避難所運営の手引き」「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症）」に基づき、避難所ごとのマニュアルを整備し、避難所の管理運営体制を整備する必要がある。
--

(2) 避難所における衛生・健康管理

- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保やトイレ、ごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。
- 避難所となる小中学校及び高等学校において、体育館等の室内環境（温湿度等）を適正に保ち、劣悪な環境下で健康を害することがないようにする必要がある。
- 避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ必要がある。
- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるようにするため、「避難所管理運営の指針（市区町村向け）」に基づき「武蔵野市避難所運営の手引き」を平成 21 年に作成し、平成 30 年に更新した。
- 令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症対策として「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症）」を作成した。
- 「武蔵野市避難所運営の手引き」「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症）」に基づき、避難所ごとのマニュアルを整備し、避難所の管理運営体制を整備する必要がある。

(3) 災害対応時の感染防止

- 感染症蔓延時における災害対応を想定し、災害対策本部など人が密集することが想定される防災拠点において三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けるための空間の確保や運用方法の検討を行う必要がある。
- 感染症蔓延時における自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難に備え、避難対策の検討が必要である。

(4) 予防接種の実施

- 平時から感染症の発生や蔓延を防止する必要がある。

(5) 在宅・分散避難の誘導強化

- 避難所の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないよう、避難所以外への避難も推進する必要がある。

(6) 下水道施設の耐震化の推進

- 緊急度の高い下水道施設については、平成 26 年度までに耐震化を完了している。
- 今後は改築にあわせて下水道施設の耐震化を進める必要がある。

(7) 下水道施設の持続的な機能確保

- 標準耐用年数 50 年を経過した下水道管は全体の 37%（令和 2 年度末）を占めており、その割合は今後急速に増加することから、予防保全型管理の推進とともに、修繕・改築等の着実な実施が求められる。

（８）震災時における下水道施設の活用検討

- 震災時には下水道管が損傷し、トイレ等の排水を処理できない事態が想定される。
- し尿処理について、対応策を確立しておく必要がある。
- 緊急度の高い下水道施設については、平成 26 年度までに耐震化を完了したが、今後は改築にあわせて下水道施設の耐震化を進める必要がある。

2－6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（１）避難所運営組織の強化

- 武蔵野市民防災協会と連携し、市立小中学校及び都立高校あわせて 20 か所に設置される避難所全てに避難所運営組織が設立された。
- 避難所運営組織の強化やその支援を行う必要がある。

（２）避難所等の管理運営体制の整備

- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるようにするため、「避難所管理運営の指針（市区町村向け）」に基づき「武蔵野市避難所運営の手引き」を平成 21 年に作成し、平成 30 年に更新した。
- 令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症対策として「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症）」を作成した。
- 「武蔵野市避難所運営の手引き」「武蔵野市避難所運営の手引き（新型コロナウイルス感染症）」に基づき、避難所ごとのマニュアルを整備し、避難所の管理運営体制を整備する必要がある。

（３）ボランティアとの協働・連携 ○発災後、できるだけ早い時期に、災害ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティアの受入れ等を行う必要がある。
（４）職員用宿泊施設等の整備 ○地震発生時において直ちに初動活動を行う要員を確保するため、災害対策用職員住宅を確保している。ただし、初動要員の定員 182 名のうち、37 名分という現状であるため、市内に民間借上げ方式による災害用職員住宅の増設を検討している。 ○災害時に避難所へ迅速に参集する初動要員を確保するため、また、平時から地域と密接した関係を築き、円滑な避難所運営を促進するため、災害対策用職員住宅を整備する必要がある。 ○災害時には職員が庁舎に宿泊することを想定し、対策を講じる必要がある。
（５）近隣自治体間の応援協力・連携体制の強化 ○特に被害が広範囲に及ぶ場合、市の防災機関のみの対応では困難であり、都及び被災していない他の自治体、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。
（６）防災関係機関及び協定締結機関との応援協力体制の強化 ○発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整えることが想定される。 ○災害応急対策を円滑に実施するため、平時から防災関係機関と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておく必要がある。
（７）防災訓練の充実 【再掲⇒1-1（44）】
（８）災害時地域支え合いステーションによる共助の推進 ○災害時の“共助の拠点”を整備するため、災害時地域支え合いステーションの機能強化を検討する必要がある。
（９）おもいやりルームの確保 ○要援護者の避難生活を改善するため、おもいやりルーム（一定の配慮が必要な避難者のために、一般避難スペースとは別の独立した部屋）の整備を進める必要がある。
（１０）福祉避難所の充実 ○市はこれまで高齢者や障害者など、一般の避難所やおもいやりルームでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする要配慮者を対象とした避難所（福祉避難所）の指定を行ってきた。 ○要配慮者にあつた避難生活を提供するため、福祉避難所の充実が必要である。
（１１）避難者の振り分け基準「要配慮者トリアージ」の検討 ○災害時には、要配慮者など必要度の高い方を優先する配慮が必要であることから、避難者に応じた支援を受けることができる体制整備の検討を行う必要がある。 ○要配慮者トリアージについて現在日本赤十字看護大学と共同開発を進めている。 ○要配慮者トリアージの早期導入を進める必要がある。

(12) 女性の視点や子育てニーズ等に配慮した避難者対策の推進 ○過去の災害や東日本大震災では、避難所運営において、避難所のリーダー等が男性主体である場合が多く、女性の意見や要望が届かない場合が多く見られた。 ○避難生活に女性の要望を取り入れ、避難所のスペースや物資の確保に配慮する必要がある。
(13) 障害のある人への緊急対応の充実 ○災害時の避難生活においては、障害のある人への特別な配慮が必要である。 ○障害のある人へ適切な災害情報が伝達されるよう、障害特性に配慮した情報伝達体制の整備が必要である。
(14) 災害時の外国人支援対策の推進 【再掲⇒1-1（46）】
(15) 多様な被災者に対応した物資供給体制の強化 ○被災者の多様なニーズに考慮した物資の供給体制の整備が必要である。
(16) 災害関連死への対策 ○過酷な避難生活等による災害関連死の発生を防止するため、避難所の衛生環境改善や避難者に応じた避難スペースの確保等の仕組みを検討する必要がある。
(17) こころのケアチームの体制検討 ○被災者や災害活動従事者のこころの健康を保つため、こころのケアチームの体制を検討する必要がある。
(18) 栄養・食生活支援 ○避難所等で生活する市民の健康保持のため、栄養・食生活支援の体制整備を進める必要がある。
(19) 自助・共助によるトイレ対策の推進 ○災害時の衛生問題に対応するため、携帯トイレの備蓄など自助・共助による取組みを推進する必要がある。
(20) 災害用トイレの確保 ○令和3年4月1日時点で、災害用トイレを市立公園等に245基確保している。 ○過去の地域防災計画では、避難者100人あたり1基の災害用トイレを確保することとしていた。しかし、東日本大震災において災害用トイレ確保の重要性が再認識され、今後は避難者50人あたり1基の災害用トイレを確保できるよう対策を進める必要がある。 ○避難所となる市立小中学校に耐震化された下水道に直結している「マンホール型トイレ」を設置している。 ○緊急度の高い下水道施設については、平成26年度までに耐震化を完了したが、今後は改築にあわせて下水道施設の流下機能の確保を進める必要がある。

(21) し尿の収集運搬体制の整備 ○災害時に稼働できる市委託業者のし尿収集車は 2 台であり、し尿処理が滞る恐れがある。 ○災害時により効率的な、し尿収集運搬を行うため、貯留型災害用トイレ等の設置箇所を踏まえた収集ルート of 構築や、湖南衛生組合、水再生センターに加え、主要下水道管きよへの搬入体制の整備が必要である。
(22) 震災時における下水道施設の活用検討 【再掲⇒2-5（8）】
(23) 下水道施設の耐震化の推進 【再掲⇒2-5（6）】
(24) 下水道施設の持続的な機能確保 【再掲⇒2-5（7）】
(25) 避難所における衛生・健康管理 【再掲⇒2-5（2）】
(26) ごみ処理体制の構築 ○武蔵野クリーンセンターに隣接している軟式野球場を一次集積場所候補地と位置付けているが、災害時には積置できないごみが大量に発生し、かつ、大型車両の出入りが困難なため、対応が困難になると予想される。 ○市におけるごみ処理体制を整備するだけでなく、広域的な連携が不可欠である。 ○災害時には、分別されていない「混合ごみ」の発生が見込まれる。
(27) 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策 ○災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄等、体制の強化が必要である。 ○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保に努める必要がある。

(28) 災害時におけるペット対策の推進 ○避難所は多くの避難者が共同生活を送る場所である。そのため、避難所に飼い主がペットを連れて避難すると、ペットアレルギーや動物の鳴き声、排せつ物などを原因とする様々トラブルが予想される。 ○近年、ペットは家族の一員としての認識が高まっているため、過去の震災において飼い主がペットと同行避難せざるを得ない状況が発生している。そのため、ペットの同行避難に係る体制や救護活動体制を整備する必要がある。 ○「防災に関する市民意識調査」（平成 23 年 12 月実施）によると、災害時のペットと飼い主の避難場所について、「避難所の敷地内にペット専用スペースを設けるべきだと思う」が 49.7%を占めている。また、「市内・近隣でペット専用の保護施設を設置すべきだと思う」が 29.4%を占めている。 ○東日本大震災被災地での状況、市民意識調査の結果を踏まえ、ペットの同行避難に係る体制整備等を検討する必要がある。
(29) 一時集合場所・避難所の指定 【再掲⇒1-1（33）】
(30) 学校施設の改築・環境整備 【再掲⇒1-1（10）】
(31) 社会福祉施設の耐震化 【再掲⇒1-1（11）】
(32) 公共施設の保全改修 【再掲⇒1-1（12）】
(33) 防災拠点機能の強化 【再掲⇒2-1（2）】
(34) 市有施設の停電対策 ○市施設の機能を確保するため、非常用発電や燃料確保等の停電対策が必要である。 ○防災安全センターに無停電電源装置を配備するなど、災害発生に伴う停電対策を実施している。 ○災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予想される。
(35) 備蓄倉庫の整備 【再掲⇒2-1（27）】
(36) 応急保育・育成・教育体制の推進 【再掲⇒1-1（40）】

別表 1

(37) 自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進 【再掲⇒2-1（31）】
(38) マンション等の集合住宅の生活継続計画 【再掲⇒2-1（32）】
(39) 避難行動要支援者等の自宅生活継続体制の整備 ○避難行動要支援者の自宅生活継続を支援するため、関係機関と連携した生活支援の仕組みづくりが必要である。
(40) 在宅・分散避難の誘導強化 【再掲⇒2-5（5）】

3 発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱

(1) 警察など関係機関・団体との連携強化 【再掲⇒2-2 (30)】
(2) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進 【再掲⇒2-4 (12)】
(3) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) 災害対策本部機能の充実 ○災害対策本部の機能を充実させるため、被害の状況に応じた機動的な対応や、消防署、警察署、消防団、市民及び事業者と連携して迅速かつ円滑な応急対応を行う必要がある。
(2) 災害対策本部における初動態勢の強化 ○大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことに繋がるため、被害の状況に応じた機動的な対応を行えるようにするなど、初動態勢を強化する必要がある。
(3) 防災訓練の充実 【再掲⇒1-1 (44)】
(4) 職員用宿泊施設等の整備 【再掲⇒2-6 (4)】
(5) 受援体制の構築 ○被害が広範囲に及ぶ場合、市の防災機関のみの対応では困難であり、都及び被災していない他の自治体等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。 ○円滑な受援体制を確保するために、受入マニュアルを作成する必要がある。
(6) 近隣自治体間の応援協力・連携体制の強化 【再掲⇒2-6 (5)】
(7) 防災関係機関及び協定締結機関との応援協力体制の強化 【再掲⇒2-6 (6)】

(8) B C Pの見直し ○災害時特有の業務を含めた全ての業務を継続するため、震災対応型 B C P を策定し、実施する体制や実践していく内容を明確にしている。 ○ B C P の運用にあたっては、対応手順や各業務のマニュアル等を継続的に点検し、見直しする他、B C P に基づいた訓練などを行うことが重要である。 ○地域防災計画との整合性を図るため、地域防災計画の改定にあわせて、震災対応型 B C P を改定する必要がある。
(9) 財務会計に関する災害時マニュアルの整備等 ○災害時に財務会計システムが停止したなどの場合でも、迅速かつ円滑に契約事務や支払業務が行えるよう、災害時のマニュアルを整備する必要がある。
(10) 防災拠点機能の強化 【再掲⇒2-1 (2)】
(11) 代替庁舎の確保 ○大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能について検討する必要がある
(12) 市有施設の停電対策 【再掲⇒2-6 (34)】
(13) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】
(14) 災害対応の長期化に備えた職員へのケア ○大規模災害が発生した場合、職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想される。

4 発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(1) 市における情報収集・連携手段の強化

- 庁内関係部署や消防団、防災関係機関等に防災用M C A無線を200局、衛星携帯電話を13台整備している。
- 東日本大震災では、通信回線の輻輳等により一般固定電話が使用できない中、市内の被害状況や帰宅困難者の状況把握等に防災用M C A無線を使用し、また、友好都市や被災地支援部隊との連絡に衛星携帯電話を使用して、発災直後の迅速な災害対策や被災地のニーズに即した的確な災害対策を実現した。
- 防災用M C A無線についてはI P無線機の機能を付加し通信の効率化を図った。
- 実績のある防災用M C A無線及び衛星携帯電話について、拡充整備する必要がある。

(2) 市民相互の情報連絡の環境整備

- 市立小中学校18校に、一般固定電話より災害時に有効である災害時特設公衆電話を整備している。
- 市民相互の情報連絡を確保するため、掲示板や伝言サービス等の連絡体制を整備する必要がある。

(3) 災害時医療の情報連絡体制の確保

【再掲⇒2-4(2)】

(4) 情報通信システムの電源途絶に対する対応検討

- 災害時には、電源が長時間にわたり供給されない事態が想定される。
- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保のため、非常用電源が整備されている本庁舎西棟にて情報通信システムを運用している。
- 電源途絶時に備え、I C T - B C Pの見直しを図る必要がある。

(5) 市有施設の停電対策

【再掲⇒2-6(34)】

(6) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進

【再掲⇒2-4(12)】

(7) 無電柱化の促進

【再掲⇒1-1(30)】

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 武蔵野市防災情報システムの見直し

- 災害時における人命救助や救援活動を実践するため、情報を一元的に収集・分析し、活動要員との情報共有や、市民への情報発信を行える総合的な防災情報システムを平成 19 年度に導入後、平成 25 年度に更新、令和 3 年度に再構築し運用を図っている。
- 東日本大震災後に、緊急に取り組むべき対策として、帰宅困難者の状況を把握することを目的に、防災用高所カメラを吉祥寺駅前に移設した。
- 今後も、防災情報システムの向上を図る必要がある。

(2) 市民への多角複合的な情報提供手段の確保

- 防災に関する市民意識調査（平成 23 年 12 月実施）によると、緊急時に災害情報を得るための情報媒体について、「家や勤務先のテレビ」が最も多く、3 番目に「防災行政無線の屋外スピーカー」が 47.9%を占めている。また、防災行政無線の聞き取り状況については、「家の外なら聞こえる」「聞きづらい」「まったく聞こえない」が約 5 割を占めている。
- 災害時には各情報設備を操作する複数の担当が必要となるため、平成 24 年 6 月に初動要員に「情報提供担当」を増員配置している。
- 防災行政無線の補完代替手段として、多角複合的な情報提供手法を検討する必要がある。
- 東京都帰宅困難者対策条例の施行により一斉帰宅が抑制され、これまで以上に園児・児童等を引き取ることができない保護者が増えることが予想されるため、保護者への緊急メールなどの普及が必要である。

(3) 市における情報収集・連携手段の強化

【再掲⇒4-1（1）】

(4) 市民相互の情報連絡の環境整備

【再掲⇒4-1（2）】

(5) 災害時の放送体制の充実

- 災害時においては、予警報を迅速に伝達するとともに、ライフラインの復旧状況など住民が知りたい情報をより速くかつ的確に伝えることにより、市民の不安の払拭や、社会的混乱を最小限に留める必要がある。地域メディアの放送による情報伝達は、この点特に大きな効果が期待できる広報媒体である。
- 「むさしの F M」は、平時の放送スタジオに加え、災害時の副演奏所緊急放送スタジオを市防災安全センターに整備している。これにより、市災害対策本部との密に連携した情報提供機能や放送スタジオのバックアップ機能を有している。
- J:COM 武蔵野・三鷹及びむさしの F Mにおいて、災害時の放送体制をさらに整備する必要がある。

（６）情報通信インフラの整備 ○大規模災害時には通信基地も被害を受けることが想定されるため、契約キャリアに依存せず、全ての人が公衆無線ＬＡＮを使えることが望ましい。 ○市の公共施設及び関連施設の利用者のインターネット利用環境を向上させ、災害時においても情報の受発信が可能となるよう、公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）を設置するため、「武蔵野市公衆無線ＬＡＮ設置運用基本方針」を策定した。
（７）避難行動要支援者等に対する情報伝達体制の整備 ○要配慮者等は一般の市民より避難に多くの困難が伴うため、深刻な被害が発生するおそれがある。要配慮者等への情報伝達、避難支援など、支援全般について検討し、市民が主体となった支援体制の整備に努める必要がある。 ○要配慮者等へ災害情報を的確に伝達する必要がある。
（８）高齢者・障害者等に配慮した情報提供体制の強化 ○インターネット等のデジタル機器は高齢者等には利用しにくい面があり、東日本大震災では、緊急情報の提供としてむさしのＦＭが有効であった。また、掲示板などの有効性が再確認されている。 ○むさしのＦＭや掲示板等での情報提供を検討する必要がある。
（９）障害のある人への緊急対応の充実 【再掲⇒2-6（13）】
（10）帰宅困難者への情報提供体制整備 【再掲⇒2-3（3）】

5 発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(1) 事業所のBCP策定 ○事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、市や地域の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業所はBCPを策定する必要がある。
(2) 中小企業者等の強靱化 ○中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため、令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」（中小企業強靱化法）に基づいた事業継続力強化計画について制度周知を行うなど、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。
(3) 緊急輸送ネットワークの整備 【再掲⇒2-1（13）】
(4) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1（24）】
(5) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1（25）】
(6) 橋りょうの維持管理 【再掲⇒1-1（27）】
(7) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1（23）】
(8) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1（2）】
(9) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1（3）】
(10) ブロック塀等の安全化 【再掲⇒1-1（13）】

別表 1

(11) 道路不法占用物等に対する規制 【再掲⇒1-1 (28)】
(12) 自動販売機の転倒防止 【再掲⇒1-1 (29)】
(13) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】
(14) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1 (31)】
(15) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1 (32)】
(16) 災害対応に不可欠な建設業との連携 【再掲⇒2-1 (26)】

5 - 2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(1) 事業所のBCP策定 【再掲⇒5-1 (1)】
(2) 中小企業者等の強靱化 【再掲⇒5-1 (2)】
(3) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進 【再掲⇒2-4 (12)】
(4) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】

5-3 金融サービス・郵便等の機能停止により市民生活、商取引に甚大な影響が発生する事態

(1) 事業所のBCP策定 【再掲⇒5-1(1)】
(2) 中小企業者等の強靱化 【再掲⇒5-1(2)】
(3) 緊急輸送ネットワークの整備 【再掲⇒2-1(13)】
(4) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1(24)】
(5) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1(25)】
(6) 橋りょうの維持管理 【再掲⇒1-1(27)】
(7) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1(23)】
(8) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1(2)】
(9) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1(3)】
(10) ブロック塀等の安全化 【再掲⇒1-1(13)】
(11) 道路不法占用物等に対する規制 【再掲⇒1-1(28)】
(12) 自動販売機の転倒防止 【再掲⇒1-1(29)】
(13) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1(30)】
(14) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1(31)】
(15) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1(32)】
(16) 災害対応に不可欠な建設業との連携 【再掲⇒2-1(26)】

5-4 食料等の安定供給の停滞

(1) 事業所のBCP策定 【再掲⇒5-1 (1)】
(2) 中小企業者等の強靱化 【再掲⇒5-1 (2)】
(3) 農地の保全 【再掲⇒1-1 (22)】
(4) 緊急輸送ネットワークの整備 【再掲⇒2-1 (13)】
(5) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1 (24)】
(6) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1 (25)】
(7) 橋りょうの維持管理 【再掲⇒1-1 (27)】
(8) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1 (23)】
(9) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (2)】
(10) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (3)】
(11) ブロック塀等の安全化 【再掲⇒1-1 (13)】
(12) 道路不法占用物等に対する規制 【再掲⇒1-1 (28)】
(13) 自動販売機の転倒防止 【再掲⇒1-1 (29)】
(14) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】
(15) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1 (31)】

(16) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1 (32)】
(17) 災害対応に不可欠な建設業との連携 【再掲⇒2-1 (26)】

5-5 異常渾濁等による上下水道供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(1) 事業所のBCP策定 【再掲⇒5-1 (1)】
(2) 中小企業者等の強靱化 【再掲⇒5-1 (2)】
(3) 水道施設の震災対策の推進 【再掲⇒2-1 (8)】
(4) 震災時における下水道施設の活用検討 【再掲⇒2-5 (8)】
(5) 下水道施設の耐震化の推進 【再掲⇒2-5 (6)】
(6) 下水道施設の持続的な機能確保 【再掲⇒2-5 (7)】

6 発生後であっても、生活経済活動に必要最低限の電気、ガス、下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の機能の停止

（１）無電柱化の促進 【再掲⇒1-1（30）】
（２）事業所のBCP策定 【再掲⇒5-1（１）】
（３）停電対策・エネルギー確保の多様化推進 【再掲⇒2-4（12）】
（４）市有施設の停電対策 【再掲⇒2-6（34）】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（１）水道施設の震災対策の推進 【再掲⇒2-1（８）】
（２）応急給水態勢の整備 【再掲⇒2-1（７）】
（３）停電対策・エネルギー確保の多様化推進 【再掲⇒2-4（12）】

6-3 下水道等の長期間にわたる機能停止

（１）下水道施設の耐震化の推進 【再掲⇒2-5（６）】

(2) 下水道施設の持続的な機能確保 【再掲⇒2-5 (7)】
(3) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進 【再掲⇒2-4 (12)】
(4) 震災時における下水道施設の活用検討 【再掲⇒2-5 (8)】

6-4 地域交通網の長期間にわたる機能停止

(1) 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保 ○災害時に交通機能が麻痺すると、避難活動や応急対策、物資輸送に多大な影響を与えると想定される。 ○交通施設等の整備や交通安全の確保により、大震災発生時における道路交通機能を可能な限り維持する必要がある。
(2) 路線バス等地域公共交通の運行状況の共有 ○災害発生による道路等の状況により、バス路線等地域公共交通の運行に支障が生じる場合、運行状況、迂回ルート等についての情報共有を行う必要がある。
(3) 駅前広場の整備・機能拡張 【再掲⇒2-1 (12)】
(4) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1 (24)】
(5) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1 (25)】
(6) 狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-1 (26)】
(7) 橋りょうの維持管理 【再掲⇒1-1 (27)】

別表 1

(8) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1 (23)】
(9) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (2)】
(10) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (3)】
(11) ブロック塀等の安全化 【再掲⇒1-1 (13)】
(12) 道路不法占用物等に対する規制 【再掲⇒1-1 (28)】
(13) 自動販売機の転倒防止 【再掲⇒1-1 (29)】
(14) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】
(15) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1 (31)】
(16) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1 (32)】
(17) 緊急輸送ネットワークの整備 【再掲⇒2-1 (13)】
(18) 災害対応に不可欠な建設業との連携 【再掲⇒2-1 (26)】

6-5 大規模な火山噴火の降灰により混乱が発生する事態

(1) 富士山等噴火による降灰対策の検討

- 都では、富士山噴火には降灰に起因する被害が生じると想定している。富士山等噴火に伴う降灰被害は、都市部においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。そのため、各防災機関の連携のみならず、地域全体で火山災害に取り組むといった体制を構築する必要がある。
- 都と連携し、富士山噴火に伴う火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。

6-6 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

【再掲⇒1-1 (2)】

(2) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

【再掲⇒1-1 (3)】

(3) 緊急輸送ネットワークの整備

【再掲⇒2-1 (13)】

(4) ヘリコプター活動拠点の確保

【再掲⇒2-1 (3)】

(5) 緑の防災ネットワークの形成

【再掲⇒1-1 (23)】

(6) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備

【再掲⇒1-1 (21)】

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 大規模火災の発生

(1) 初期消火体制の強化 【再掲⇒1-2 (1)】
(2) 消防水利の整備 【再掲⇒1-2 (2)】
(3) 円滑な消防活動の確保 【再掲⇒1-2 (3)】
(4) 消防団体制の強化 【再掲⇒1-1 (34)】
(5) 自主防災組織の強化 【再掲⇒1-1 (35)】
(6) 建築物の不燃化 【再掲⇒1-2 (7)】
(7) 木造住宅密集地域における不燃化・耐震化 【再掲⇒1-1 (4)】
(8) 出火防止対策の推進 【再掲⇒1-2 (10)】
(9) 公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備 【再掲⇒1-1 (21)】
(10) 農地の保全 【再掲⇒1-1 (22)】
(11) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1 (23)】
(12) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1 (24)】
(13) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1 (25)】
(14) 狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-1 (26)】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(1) 緊急輸送ネットワークの整備 【再掲⇒2-1 (13)】
(2) 都市計画道路の整備 【再掲⇒1-1 (24)】
(3) 区画道路の整備 【再掲⇒1-1 (25)】
(4) 狭あい道路の拡幅整備 【再掲⇒1-1 (26)】
(5) 橋りょうの維持管理 【再掲⇒1-1 (27)】
(6) 緑の防災ネットワークの形成 【再掲⇒1-1 (23)】
(7) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (2)】
(8) 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 【再掲⇒1-1 (3)】
(9) ブロック塀等の安全化 【再掲⇒1-1 (13)】
(10) 下水道施設の耐震化の推進 【再掲⇒2-5 (6)】
(11) 道路不法占用物等に対する規制 【再掲⇒1-1 (28)】
(12) 自動販売機の転倒防止 【再掲⇒1-1 (29)】

別表 1

(13) 無電柱化の促進 【再掲⇒1-1 (30)】
(14) 放置自転車対策の推進 【再掲⇒1-1 (31)】
(15) 違法駐車対策の推進 【再掲⇒1-1 (32)】
(16) 災害対応に不可欠な建設業との連携 【再掲⇒2-1 (26)】

7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(1) 防災拠点機能の強化 【再掲⇒2-1 (2)】
(2) 市有施設の停電対策 【再掲⇒2-6 (34)】
(3) 停電対策・エネルギー確保の多様化推進 【再掲⇒2-4 (12)】

8 発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) がれき処理体制の構築

- 市では武蔵野クリーンセンターに隣接している軟式野球場を一次集積場所候補地と位置付けているが、災害時には積置できないがれきが大量に発生し、かつ、大型車両の出入りが困難なため、対応が困難になると予想される。
- 市におけるごみ処理体制を整備するだけでなく、広域的な連携が不可欠である。
- 震災等大規模災害時における廃棄物処理については、単独市だけでは対応できないため、都及び多摩 25 市 1 町をはじめとした連携体制の構築が不可欠である。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) ボランティアとの協働・連携

【再掲⇒2-6（3）】

(2) 災害対応に不可欠な建設業との連携

【再掲⇒2-1（26）】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(1) 地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 地域コミュニティの維持・活性化を図るため、コミュニティ協議会や各種市民活動団体等、様々な団体における交流や連携を促進させ、主体的な取組みを支援し、人材の育成やそ野の拡大、団体・組織の活動基盤強化等に努める必要がある。

(2) 警察など関係機関・団体との連携強化

【再掲⇒2-2（30）】

8-4 貴重な文化財や自然環境の喪失、地域コミュニティの崩壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等による、人口流出、文化の衰退

(1) 文化財施設の安全対策

- 地域の中で守られてきた有形・無形の文化財について、その重要性や意義を広く理解してもらうことで、地域での文化財保護、継承がなされるよう、平時から啓発活動に努める必要がある。
- 災害から文化財を保護するため、文化財施設における安全対策が必要である。

(2) 地域コミュニティ機能の維持・活性化

【再掲⇒8-3(1)】

(3) 迅速な都市復興への取組みの強化

- 地域協働復興の考え方の周知等、迅速な都市復興への取組みを強化する必要がある。
- 震災復興マニュアルの策定等を通じ、地域レベルの事前復興の充実に向けた重点的な取組みを強化するなど、震災後の迅速な都市復興に向けた、事前の体制整備や事前対策の取組みについて、都と連携して推進する必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(1) 応急仮設住宅の供給体制の整備

- 災害救助法が適用された場合、震災により住家を滅失し、居住する住家を確保できない被災者が生じる恐れがあるため、応急的な住宅を供給する必要がある。

(2) 発災後の住宅確保に向けた取組みの推進

- 首都直下地震等の大規模災害を想定し、被災者への住宅供給や、住宅再建等を検討する必要がある。

(3) 地籍調査の実施

- 地籍調査を実施していない地域では、災害復旧にあたり、まず土地境界の確認から始める必要がある。
- 災害によって土地の境界を示す杭が消失したり、移動したりすると立会い等により土地所有者等の確認を得るなど、災害復旧に着手する前に多くの時間と手間が必要となる。
- 災害発生後の迅速な復旧・復興のため、地籍調査等の実施について検討する必要がある。

(4) 罹災証明書の発行

- 罹災証明は、被災後における生活再建支援の手続きの基礎となる重要なものであるから、迅速に発行する必要がある。

(５) 義援金の配分体制の構築

- 義援金の募集・配分について、必要な手続きの明確化や、迅速に配分できる体制構築など検討する必要がある。

8－6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(１) 風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

- 東日本大震災では、発災後の誤った認識や風評により、地域経済が甚大な影響を受けたことを踏まえ、正確な情報をいち早く収集することや、適時適切に情報発信することなど、効果的な対策を検討する必要がある。

(２) 放射性物質等への対応体制の維持

- 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。
- 放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。
- 空間放射線量の詳細測定について本市では、子どもが利用する公共施設の詳細な空間放射線量の測定を継続している。
- 今後も、放射線に関する正確な情報の提供を継続していく必要がある。

(３) 放射線等使用施設の安全化に関する情報共有

- 放射線等使用施設の事故時には大きな影響を及ぼす恐れがあるため、平時から関係機関との連絡体制を構築する必要がある。

(４) 原子力災害時の情報連絡体制の整備

- 市内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、放射能対策プロジェクトチームを設置しており、庁内における連絡体制を構築している。
- 市内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する必要がある。

(５) 市民への原子力防災に関する啓発及び情報提供

- 市民の心理的動揺や混乱をできる限り少なくするため、放射性物質等による影響を可視化する対策を充実する必要がある。

（６）有害物質の拡散・流出防止対策の推進 ○有害物質等の公共用水域への流出や地下への浸透、大気中への放出の防止を図る必要がある。 ○特定化学物質の使用量等について、状況を把握する必要がある。 ○都の「化学物質を取り扱う事業所のための防災対策マニュアル」による対策を、事業者に周知する必要がある。
（７）有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施 ○災害発生時に有害物質が流出・拡散すると、人の健康や生態系等への周辺環境に多大な影響を及ぼす恐れがある。 ○化学剤等の有害物質が大規模に拡散・流出した場合を想定し、訓練の実施や対処能力の向上を図る必要がある。
（８）住宅・建築物のアスベスト対策の促進 ○災害時において、既存建築物の吹付アスベストが飛散する可能性があり、アスベスト対策を強化する必要がある。
（９）中小企業者等の強靱化 【再掲⇒5-1（２）】

別表 2 施策一覧

1 健康・福祉

施策名	該当リスクシナリオ
社会福祉施設の耐震化	1-1、2-6
家具の転倒・落下・移動の防止	1-1
一時集合場所・避難所の指定	1-1、1-2、2-6
避難行動要支援者名簿の作成	1-1、1-2
災害時要援護者等の安否確認体制の整備	1-1、1-2
避難行動要支援者の避難支援体制の整備	1-1、1-2
避難行動要支援者等に配慮した防災訓練の実施	1-1、1-2
自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進	2-1、2-6
災害時医療対策の見直し・充実	2-4
災害時医療の情報連絡体制の確保	2-4、4-1
武蔵野市災害時医療救護本部の整備	2-4
看護師等受援体制の検討	2-4
在宅療養者対策の推進	2-4
慢性期医療患者への対策推進	2-4
災害拠点連携病院・災害医療支援病院の指定	2-4
緊急医療救護所の整備	2-4
医薬品・医療資器材の備蓄・調達	2-4
市民に対する武蔵野市災害時医療救護体制の周知	2-4
避難所における感染症予防の推進	2-5
避難所における衛生・健康管理	2-5、2-6
災害対応時の感染防止	2-5
予防接種の実施	2-5
福祉避難所の充実	2-6
避難者の振り分け基準「要配慮者トリアージ」の検討	2-6
障害のある人への緊急対応の充実	2-6、4-2

別表 2

施策名	該当リスクシナリオ
災害関連死への対策	2-6
こころのケアチームの体制検討	2-6
栄養・食生活支援	2-6
避難行動要支援者等の自宅生活継続体制の整備	2-6
避難行動要支援者等に対する情報伝達体制の整備	4-2

2 子ども・教育

施策名	該当リスクシナリオ
学校施設の改築・環境整備	1-1、2-6
一時集合場所・避難所の指定	1-1、1-2、2-6
応急保育・育成・教育体制の推進	1-1、1-2、2-3、2-6
帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒等の保護	2-3
女性の視点や子育てニーズ等に配慮した避難者対策の推進	2-6

3 平和・文化・市民生活

施策名	該当リスクシナリオ
民間の特定建築物の耐震化	1-1、2-4
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、6-6、7-2
一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、6-6、7-2
ブロック塀等の安全化	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
家具の転倒・落下・移動の防止	1-1
公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、6-6、7-1

別表 2

施策名	該当リスクシナリオ
違法駐車対策の推進	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
一時集合場所・避難所の指定	1-1、1-2、2-6
消防団体制の強化	1-1、1-2、2-2、7-1
自主防災組織の強化	1-1、1-2、2-2、7-1
事業所防災体制の強化	1-1、1-2
避難行動要支援者名簿の作成	1-1、1-2
災害時要援護者等の安否確認体制の整備	1-1、1-2
避難行動要支援者の避難支援体制の整備	1-1、1-2
防災広報の充実	1-1、1-2、1-3、1-4
地域防災活動及び防災教育の充実	1-1、1-2、1-3、1-4
防災訓練の充実	1-1、1-2、2-1、2-2、2-4、2-6、3-2
避難行動要支援者等に配慮した防災訓練の実施	1-1、1-2
災害時の外国人支援対策の推進	1-1、2-6
初期消火体制の強化	1-2、7-1
消防水利の整備	1-2、7-1
円滑な消防活動の確保	1-2、7-1
出火防止対策の推進	1-2、7-1
都市部における内水浸水対策	1-3
風水害に対する安全性の向上	1-3、1-4
下水道事業による浸水対策の推進	1-3
緊急物資輸送拠点の確保	2-1、2-3
防災拠点機能の強化	2-1、2-2、2-3、2-4、2-6、3-2、7-3
停電対策・エネルギー確保の多様化推進	2-4、3-1、4-1、5-2、6-1、6-2、6-3、7-3
ヘリコプター活動拠点の確保	2-1、2-2、2-3、2-4、6-6
ヘリサインの設置	2-1、2-2、2-3、2-4
支援物資の物流態勢の構築・整備	2-1、2-3
車両燃料等の確保	2-1、2-2、2-3、2-4
応急給水態勢の整備	2-1、2-3、6-2
緊急輸送ネットワークの整備	2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、6-6、7-2
災害対応に不可欠な建設業との連携	2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2、8-2

別表 2

施策名	該当リスクシナリオ
備蓄倉庫の整備	2-1、2-3、2-6
市民の自助・共助による備蓄の推進	2-1、2-3
自助・共助による飲料水等の確保	2-1、2-3
被災者への物資の配布態勢の整備	2-1
自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進	2-1、2-6
市民・行政・事業所等の連携	2-1、2-2、2-3、2-4
市民の救出・救助活動能力の向上	2-2
事業所等の救出・救助活動能力の向上	2-2
警察など関係機関・団体との連携強化	2-2、3-1、8-3
自衛隊との連携強化	2-2
東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	2-3
吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会の活動促進	2-3
帰宅困難者への情報提供体制整備	2-3、4-2
災害時帰宅支援ステーション等による帰宅支援体制の整備	2-3
徒歩帰宅訓練の実施	2-3
一時滞在施設の確保	2-3
帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒等の保護	2-3
遺体の収容及び火葬許可証の発行	2-4
在宅・分散避難の誘導強化	2-5、2-6
下水道施設の耐震化の推進	2-5、2-6、5-5、6-3、7-2
下水道施設の持続的な機能確保	2-5、2-6、5-5、6-3
震災時における下水道施設の活用検討	2-5、2-6、5-5、6-3
避難所運営組織の強化	2-6
避難所等の管理運営体制の整備	2-6
ボランティアとの協働・連携	2-6、8-2
職員用宿泊施設等の整備	2-6、3-2
防災関係機関及び協定締結機関との応援協力体制の強化	2-6、3-2
災害時地域支え合いステーションによる共助の推進	2-6
おもいやりルームの確保	2-6

別表 2

施策名	該当リスクシナリオ
福祉避難所の充実	2-6
避難者の振り分け基準「要配慮者トリアージ」の検討	2-6
女性の視点や子育てニーズ等に配慮した避難者対策の推進	2-6
多様な被災者に対応した物資供給体制の強化	2-6
自助・共助によるトイレ対策の推進	2-6
災害用トイレの確保	2-6
し尿の収集運搬体制の整備	2-6
床上浸水等による衛生環境の悪化への対策	2-6
災害時におけるベット対策の推進	2-6
市有施設の停電対策	2-6、3-2、4-1、6-1、7-3
災害対策本部機能の充実	3-2
災害対策本部における初動態勢の強化	3-2
B C Pの見直し	3-2
市における情報収集・連携手段の強化	4-1、4-2
市民相互の情報連絡の環境整備	4-1、4-2
武蔵野市防災情報システムの見直し	4-2
市民への多角複合的な情報提供手段の確保	4-2
避難行動要支援者等に対する情報伝達体制の整備	4-2
高齢者・障害者等に配慮した情報提供体制の強化	4-2
事業所のB C P策定	5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、6-1
中小企業者等の強靱化	5-1、5-2、5-3、5-4、5-5、8-6
路線バス等地域公共交通の運行状況の共有	6-4
富士山等噴火による降灰対策の検討	6-5
地域コミュニティ機能の維持・活性化	8-3、8-4
文化財施設の安全対策	8-4
迅速な都市復興への取組みの強化	8-4
応急仮設住宅の供給体制の整備	8-5
地籍調査の実施	8-5
義援金の配分体制の構築	8-5

別表 2

施策名	該当リスクシナリオ
風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等	8-6
放射性物質等への対応体制の維持	8-6
放射線等使用施設の安全化に関する情報共有	8-6
原子力災害時の情報連絡体制の整備	8-6
市民への原子力防災に関する啓発及び情報提供	8-6
有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施	8-6

4 緑・環境

施策名	該当リスクシナリオ
ブロック塀等の安全化	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
公園（防災機能を持つ公園を含む）の整備	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、6-6、7-1
農地の保全	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、5-4、7-1
緑の防災ネットワークの形成	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、6-6、7-1、7-2
道路不法占用物等に対する規制	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
自動販売機の転倒防止	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
下水道事業による浸水対策の推進	1-3
停電対策・エネルギー確保の多様化推進	2-4、3-1、4-1、5-2、6-1、6-2、6-3、7-3
ごみ処理体制の構築	2-6
床上浸水等による衛生環境の悪化への対策	2-6
市有施設の停電対策	2-6、3-2、4-1、6-1、7-3
がれき処理体制の構築	8-1
有害物質の拡散・流出防止対策の推進	8-6
有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施	8-6
住宅・建築物のアスベスト対策の促進	8-6

5 都市基盤

施策名	該当リスクシナリオ
民間の特定建築物の耐震化	1-1、2-4
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、6-6、7-2
一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、6-6、7-2
木造住宅密集地域における不燃化・耐震化	1-1、1-2、2-2、7-1
住宅の耐震化の促進	1-1
高経年・耐震性不足の分譲マンション建替え等の促進	1-1
耐震化の啓発	1-1
建築物建設時及び工事時における耐震化の促進	1-1
耐震改修促進税制の利用促進	1-1
ブロック塀等の安全化	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
屋根瓦・窓ガラス・天井等の落下防止対策	1-1、1-4
高層建築物及び地下街の安全対策の推進	1-1、1-2
長周期地震動への対策の強化	1-1
エレベーターの安全対策の推進	1-1
エスカレーターの安全対策の推進	1-1
空き住宅等の予防・適正管理・利活用の促進	1-1、1-2
都市計画道路の整備	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-1、7-2
区画道路の整備	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-1、7-2
狭あい道路の拡幅整備	1-1、1-2、2-2、2-4、6-4、7-1、7-2
橋りょうの維持管理	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
道路不法占用物等に対する規制	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
自動販売機の転倒防止	1-1、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2

別表 2

施策名	該当リスクシナリオ
無電柱化の促進	1-1、1-4、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、3-2、4-1、5-1、5-2、5-3、5-4、6-1、6-4、7-2
放置自転車対策の推進	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
違法駐車対策の推進	1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、7-2
被災住宅の応急危険度判定	1-1
建築物の不燃化	1-2、7-1
円滑な消防活動の確保	1-2、7-1
風水害に対する安全性の向上	1-3、1-4
下水道事業による浸水対策の推進	1-3
応急給水態勢の整備	2-1、2-3、6-2
水道施設の震災対策の推進	2-1、2-3、5-5、6-2
駅前広場の整備・機能拡張	2-1、2-2、2-3、2-4、6-4
緊急輸送ネットワークの整備	2-1、2-2、2-3、2-4、5-1、5-3、5-4、6-4、6-6、7-2
交差点改良事業の推進	2-1、2-2、2-4
マンション等の集合住宅の生活継続計画	2-1、2-6
停電対策・エネルギー確保の多様化推進	2-4、3-1、4-1、5-2、6-1、6-2、6-3、7-3
下水道施設の耐震化の推進	2-5、2-6、5-5、6-3、7-2
下水道施設の持続的な機能確保	2-5、2-6、5-5、6-3
震災時における下水道施設の活用検討	2-5、2-6、5-5、6-3
災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保	6-4
路線バス等地域公共交通の運行状況の共有	6-4
応急仮設住宅の供給体制の整備	8-5
発災後の住宅確保に向けた取組みの推進	8-5
住宅・建築物のアスベスト対策の促進	8-6

6 行財政

施策名	該当リスクシナリオ
公共施設の保全改修	1-1、2-6

別表 2

施策名	該当リスクシナリオ
防災広報の充実	1-1、1-2、1-3、1-4
市民・行政・事業所等の連携	2-1、2-2、2-3、2-4
ボランティアとの協働・連携	2-6、8-2
近隣自治体間の応援協力・連携体制の強化	2-6、3-2
災害対策本部における初動態勢の強化	3-2
受援体制の構築	3-2
B C Pの見直し	3-2
財務会計に関する災害時マニュアルの整備等	3-2
代替庁舎の確保	3-2
災害対応の長期化に備えた職員へのケア	3-2
市における情報収集・連携手段の強化	4-1、4-2
情報通信システムの電源途絶に対する対応検討	4-1
市民への多角複合的な情報提供手段の確保	4-2
災害時の放送体制の充実	4-2
情報通信インフラの整備	4-2
迅速な都市復興への取組みの強化	8-4
罹災証明書の発行	8-5

武蔵野市国土強靱化地域計画（案）に対するご意見は、令和４年２月２２日（火）（必着）までに、以下の提出先まで郵送・電子メール・ファックス・持参のいずれかでご提出ください。

（提出先）

武蔵野市都市整備部まちづくり推進課

〒180-8777 武蔵野市緑町２－２－２８

E-mail SEC-MACHIDUKURI@city.musashino.lg.jp

F A X 0422-51-9250

E-mail



武蔵野市国土強靱化地域計画（案）

令和４年２月

武蔵野市都市整備部まちづくり推進課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町２丁目２番２８号

電話 0422-60-1870